

石岡市一般廃棄物処理基本計画

令和7年3月 策定

石 岡 市

目 次

第1章 一般廃棄物処理基本計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 適用範囲	2
第3節 法体系等	3
第2章 地域概況	7
第1節 地勢	7
第2節 人口及び世帯数	8
第3節 産業構造及び土地利用状況	9
第3章 ごみ処理実績の整理	11
第1節 ごみ処理の現状	11
第2節 ごみ処理の実績	15
第3節 ごみ処理の課題	23
第4章 ごみ処理基本計画	24
第1節 基本理念及び基本方針	24
第2節 目標値の設定	25
第3節 本計画にて推進する施策	28
第4節 収集・運搬、中間処理、最終処分計画	39
第5章 生活排水処理実績の整理	41
第1節 生活排水処理の現状	41
第2節 生活排水処理の実績	45
第3節 生活排水処理の課題	48
第6章 生活排水処理基本計画	49
第1節 基本理念及び基本方針	49
第2節 目標値の設定	50
第3節 本計画にて推進する施策	51
第4節 収集・運搬計画	52
第5節 中間処理・最終処分計画	52

資料編

※端数処理のため、各項目の和が合計に一致しない場合がある。

第1章 一般廃棄物処理基本計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルや社会経済活動により、私たちの生活は豊かになった一方で、環境への負荷が増大しており、地球規模での天然資源の枯渇や地球温暖化等が深刻になっています。

2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」では、2030年に向けた具体的行動指針である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17の持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)が示されました。このSDGsは、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、環境・経済・社会の諸課題を解決するための包括的な取組みが示されており、ごみや生活排水の処理は「12 つくる責任、つかう責任」等に関連しています。

国では、令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済(サーキュラーエコノミー)へ移行するための政府全体の施策を取りまとめています。また、令和元年10月には、食品ロスの削減を推進するために「食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号)」が施行され、令和4年4月にはプラスチックごみの資源循環を総合的に推進するために「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)」(以下、「プラスチック資源循環促進法」という。)等、資源循環に関する各種法律が施行されています。

石岡市(以下、「本市」という。)では、令和2年3月に策定、令和4年12月に改定した「石岡市一般廃棄物処理基本計画(以下、「前計画」という。)」に基づき、ごみの減量や資源化の推進といった資源循環の取組みと計画的な生活排水処理を推進してきました。また、令和3年度に霞台厚生施設組合の新広域ごみ処理施設である「霞台クリーンセンターみらい」が稼働し、石岡地区と八郷地区の分別区分を統一し、1つの処理施設で処理ができるようになりました。

この度の一般廃棄物処理基本計画(以下、「本計画」という。)の改定は、中間目標年度(令和6年度)における計画目標の達成状況、社会経済情勢の変化や施策の評価を踏まえ、前計画の見直しを行うものです。

第1章 | 一般廃棄物処理基本計画の基本的事項

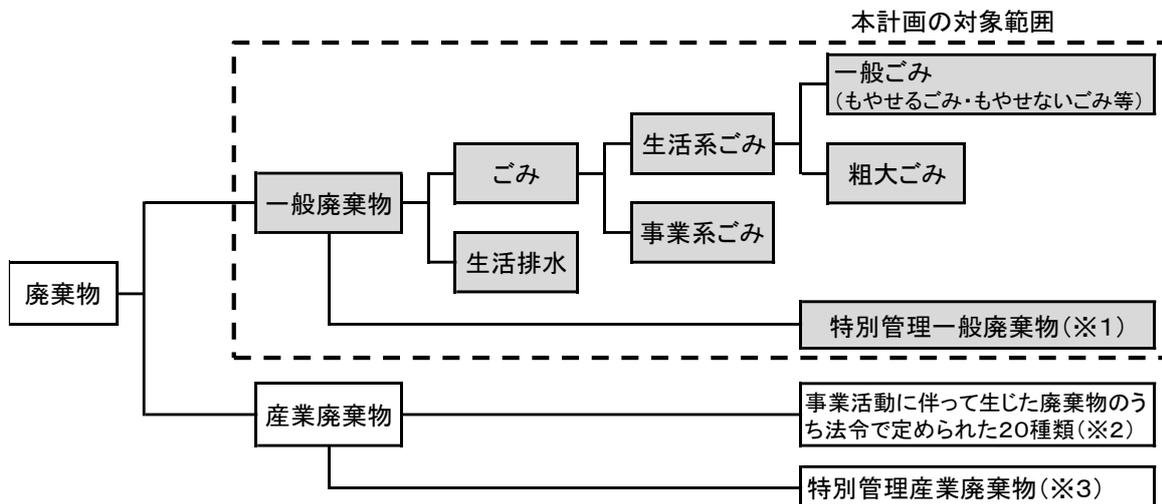
第2節 適用範囲

1. 計画対象地域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

2. 計画対象廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、「一般廃棄物（ごみ及び生活排水）」です。



- ※1 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物(PCB使用部品、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物)
- ※2 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鉋さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体の19種類と、産業廃棄物を処分するために処理したもので19種類の産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固形化物等)
- ※3 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物(廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物等)

図 1-1 廃棄物の区分

3. 計画目標年度

本計画は、前計画を踏襲し、計画期間を令和7年度から令和16年度までの10年間とし、中間目標年度を令和11年度、計画目標年度を令和16年度とします。

なお、本計画は、概ね5年ごと、または、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行います。

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
計画期間	▲策定年度	← 計画期間 →									
	▲計画初年度					▲中間目標年度					

図 1-2 計画期間

第 3 節 法体系等

1. 計画の位置付け

環境保全に関する施策を推進するために制定された「環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）」に則り、「循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）」が制定されました。また、廃棄物の適正処理に関する「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）」やリサイクルの推進に関する「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）」等により、循環型社会の形成に向けた取り組みの推進が図られています。

本計画は、「廃棄物処理法」及び「石岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づいて定めるものであり、本市が長期的・総合的視点に立って、計画的な一般廃棄物処理の推進を図るための基本方針となるものです。

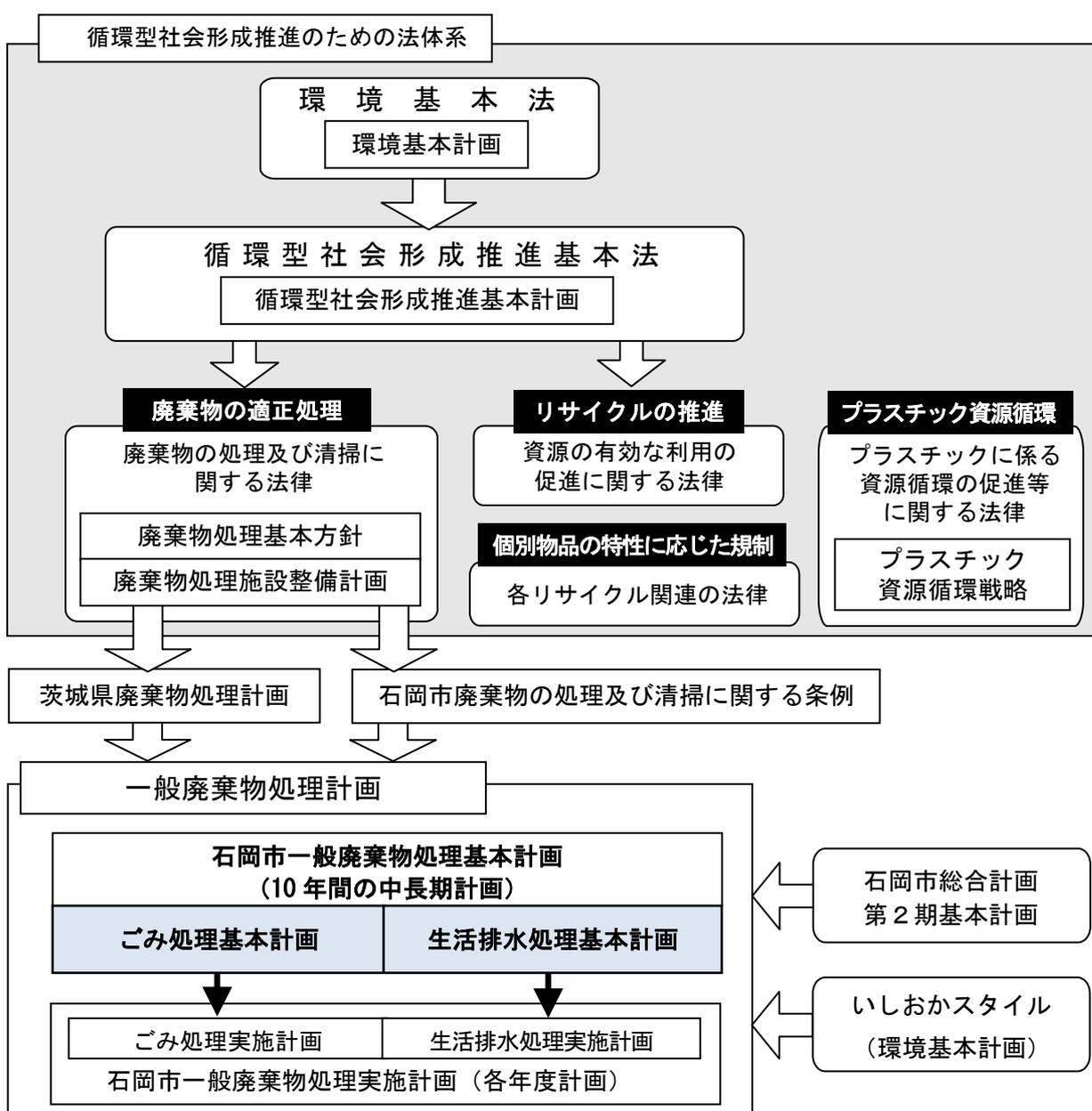


図 1-3 計画の位置付け

第1章 | 一般廃棄物処理基本計画の基本的事項

2. 上位計画

本計画は、国や茨城県、本市の上位計画等と整合をとりながら作成します。本計画の上位計画として、国、茨城県及び本市で策定されている計画は次のとおりです。

1) 国の関連計画

(1) 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められています。

令和6年8月に閣議決定した「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、重要な政策課題として「循環経済への移行」を掲げており、関係者が一丸となって取り組むべきとしています。当該計画では、政策効果を把握するための指標として、「循環型社会の全体像に関する指標」と5つの重点分野別に「循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標」が設定されています。

各指標の内、一般廃棄物処理に関わる数値目標を表1-1に示します。

(2) 廃棄物処理基本方針

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下、「廃棄物処理基本方針」という。）」が定められています。

令和5年6月には、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢変化を踏まえ、廃棄物処理基本方針が変更されました。

なお、廃棄物の減量化に関する目標値については、第四次循環型社会形成推進基本計画に掲げられた目標を踏まえ、当面令和7年度を目標年度として進めていくとされています。

各数値目標の内、一般廃棄物処理に関わる指標を表1-1に示します。

(3) 廃棄物処理整備基本計画

廃棄物処理整備基本計画は、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、廃棄物処理法第5条の3に基づき策定されるもので、令和5年度から令和10年度までの5年間の計画期間とする新たな計画が令和5年6月に閣議決定されました。

新たな計画では、「(1) 基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」「(2) 災害時も含めた持続可能な適正処理の確保」「(3) 脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組」の基本的理念を掲げたうえで、廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標を設定しています。

各指標の内、一般廃棄物処理に関わる数値目標を表1-1に示します。

(4) プラスチック資源循環戦略

国は、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化の幅広い課題に対応するため、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、令和3年6月に「プラスチック資源循環促進法」を公布、令和4年4月に施行しました。

プラスチック資源循環戦略は、基本原則に「3R+Renewable」を掲げており、ワンウェイの容器包装・製品のリデュースや持続可能なプラスチックのリサイクル等を進めていくための目標（マイルストーン）が設定されています（表 1-1）。

(5) 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）」が令和元年10月に施行され、本法律第11条の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月）（以下、「食品ロス削減推進法基本方針」という。）」が閣議決定されました。

食品ロス削減推進法基本方針では、家庭系及び事業系の食品ロスを令和12年度（2030年度）までに平成12年度（2000年度）比で半減するとの目標が定められています（表 1-1）。

2) 茨城県の関連計画

(1) 第5次茨城県廃棄物処理計画

第5次茨城県廃棄物処理計画は、令和3年度から令和7年度を計画期間としており、茨城県内の廃棄物の減量その他適正処理に関する法定計画です。また、「茨城県総合計画～『新しい茨城』への挑戦』の部門別計画に位置付けられています。

循環型社会の形成に向けた各施策等の着実な実施を図るため、廃棄物処理に関する代表的な指標を「代表指標」として設定し、計画期間において達成すべき数値目標を定めています。また、各施策の効果等を評価する際、その要因の分析を補助する観点から、各主体の取組等に関し、モニタリングすべき指標等を「補助指標」とし、施策の柱ごとに設定しています。

各指標の内、本市の一般廃棄物処理に関わる数値目標を表 1-1 に示します。

3) 本市の上位計画

(1) 石岡市総合計画 第2期基本計画

本市の総合計画では、本市の目指すべき将来像を掲げ、10年間で取り組むべき事項を示す「石岡市総合計画基本構想」と、将来像を実現するための行動計画である「石岡市総合計画基本計画」で構成されています。

石岡市総合計画 第2期基本計画は、令和6年3月に策定され、基本構想で定めている目指すべき将来像「誰もが輝く未来へ 共に創る石岡市」の実現のために、9つの政策目標の基本方針と、それに紐づく基本施策の展開方向や成果指標等を定めています。

各指標の内、一般廃棄物処理に関わる数値目標を表 1-1 に示します。

第1章 | 一般廃棄物処理基本計画の基本的事項

(2) いしおかスタイル（環境基本計画）

本市では、平成25年3月に「石岡環境スタイル（環境基本計画）」を策定し、環境保全と創造のための施策を推進してきましたが、平成30年4月には第五次環境基本計画が閣議決定され、環境を取り巻く社会情勢も大きな転換期を迎えています。これらの状況を踏まえ、本市は、市民・事業所・行政の各主体が協力して取り組む新たな計画として、令和4年3月に「いしおかスタイル（環境基本計画）」を策定しました。

いしおかスタイル（環境基本計画）では、「歴史ある都市、田園、里山が調和する魅力的なまち」を基本目標として、一人ひとりが環境と向き合い、市民・事業所・行政が協働して、よりよい環境を創る魅力的なまちづくりを目指しています。

各指標の内、本市の一般廃棄物処理に関わる数値目標を表1-1に示します。

表 1-1 上位計画における目標値

関連計画	目標年度	指標	数値目標
第五次循環型社会形成推進基本計画	令和12年度 (2030年度)	1人1日当たりのごみ焼却量	約580g
廃棄物処理基本方針	令和7年度 (2025年度)	一般廃棄物排出量	平成24年度(26,908t/年)比で16%削減
		1人1日当たりの家庭系ごみ排出量※	約440g
		出口側の循環利用率(リサイクル率)	約28%
		最終処分量	平成24年度(842t/年)比で31%削減
廃棄物処理施設整備計画	令和9年度 (2027年度)	ごみのリサイクル率	28%
プラスチック資源循環戦略	令和12年度 (2030年度)	ワンウェイプラスチック	累積25%排出抑制
		容器包装	6割をリユース・リサイクル
	令和17年度 (2035年度)	使用済プラスチック	100%リユース・リサイクル等により有効活用
食品ロス削減推進法基本方針	令和12年度 (2030年度)	家庭系、事業系の食品ロス	平成12年度比で半減
第5次茨城県廃棄物処理計画	令和7年度 (2025年度)	1人1日当たりのごみ排出量	976g/人・日
		再生利用率(リサイクル率)	20%以上
石岡市総合計画第2期基本計画	令和9年度 (2027年度)	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	656g/人・日
いしおかスタイル(環境基本計画)	令和13年度 (2031年度)	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	基準値(739g)より削減
		事業系ごみ排出量	基準値(6,869t/年)より削減
		資源化率	基準値(17.24%)より増加

※ 資源ごみを除いた1人1日当たりの家庭ごみ系排出量である。

第2章 地域概況

第1節 地勢

本市は、平成17年10月1日に旧石岡市と旧八郷町が合併して誕生しました。

茨城県のほぼ中央に位置しており、土地の大半は、関東平野特有の平坦な地形で、西部から北部にかけて筑波山系が連なり、そこから市街地に向けてなだらかな丘陵地となっています。また、南東部は、日本の湖沼では二番目に広い面積を持つ霞ヶ浦が広がっており、霞ヶ浦には石岡市北部の吾国山を水源とする恋瀬川が注いでいます。



出典：石岡市ホームページ

図 2-1 本市位置図

第2章 | 地域概況

第2節 人口及び世帯数

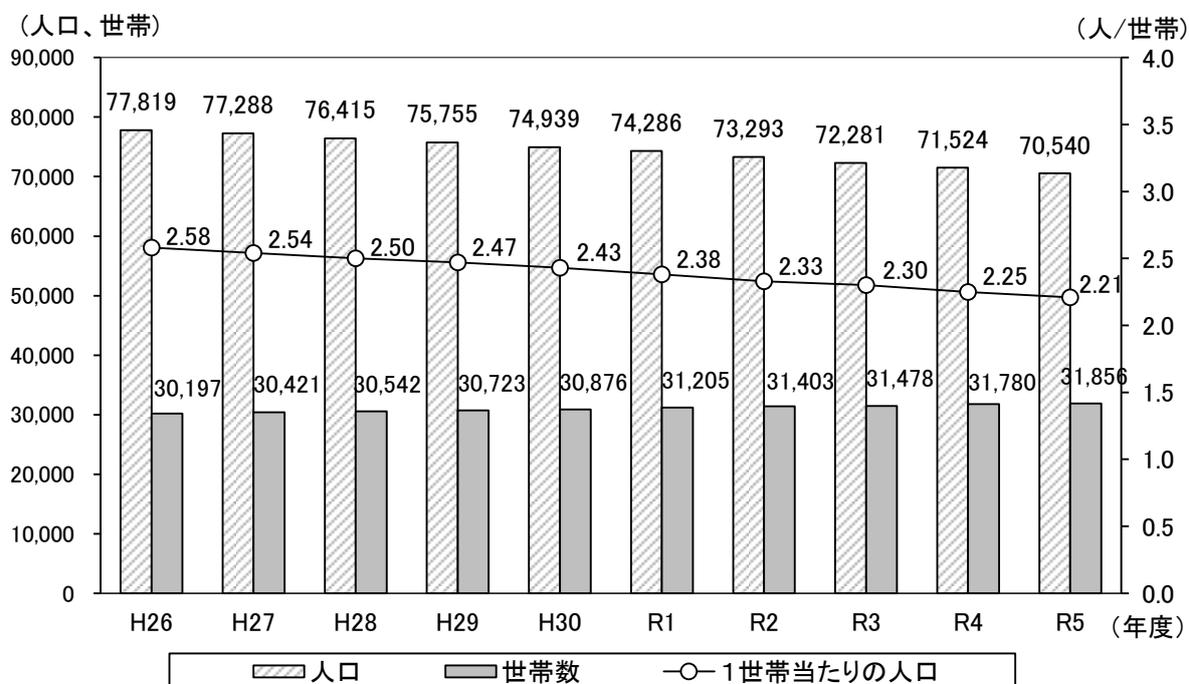
本市における人口及び世帯数の実績を表 2-1 及び図 2-2 に示します。

本市の人口は減少傾向にある一方で、世帯数は平成 26 年度以降微増しています。これに伴い、1 世帯当たり人口は年々減少傾向にあります。

表 2-1 本市における人口及び世帯数の推移

年度	人口	世帯数	1世帯当たり人口 (人/世帯)
H26	77,819	30,197	2.58
H27	77,288	30,421	2.54
H28	76,415	30,542	2.50
H29	75,755	30,723	2.47
H30	74,939	30,876	2.43
R1	74,286	31,205	2.38
R2	73,293	31,403	2.33
R3	72,281	31,478	2.30
R4	71,524	31,780	2.25
R5	70,540	31,856	2.21

出典：各年度の4月1日時点の住民基本台帳人口



出典：各年度の4月1日時点の住民基本台帳人口

図 2-2 本市における人口及び世帯数の推移

第3節 産業構造及び土地利用状況

1. 産業の動向

本市の産業別事業者数・従業員数（民営）を表 2-2 に示します。

本市の事業所数及び従業者数は、ともに減少傾向にあります。

産業分類別では、第三次産業が事業所数、従業者数ともに最も多くなっています。

業種分類別では、事業所構成比は、「卸売業、小売業」の割合が最も高く、次いで「建設業」の順になっています。また、従業者構成比は、「製造業」の割合が最も高く、次いで「卸売業、小売業」の順となっています。

表 2-2 本市の産業別事業者数・従業員数（民営）

産業分類	業種分類	平成28年				令和3年			
		事業所数	事業所 構成比	従業者数 (人)	従業者 構成比	事業所数	事業所 構成比	従業者数 (人)	従業者 構成比
第一次産業	農業、林業	23	0.8%	239	0.9%	30	1.1%	307	1.2%
	漁業	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	23	0.8%	239	0.9%	30	1.1%	307	1.2%
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.0%	11	0.0%	1	0.0%	14	0.1%
	建設業	428	14.0%	2,077	7.7%	394	13.8%	1,783	7.0%
	製造業	301	9.9%	5,575	20.6%	274	9.6%	5,567	21.9%
	小計	730	23.9%	7,663	28.4%	669	23.5%	7,364	28.9%
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.1%	196	0.7%	6	0.2%	43	0.2%
	情報通信業	11	0.4%	78	0.3%	11	0.4%	79	0.3%
	運輸業、郵便業	89	2.9%	1,775	6.6%	83	2.9%	1,425	5.6%
	卸売業、小売業	746	24.4%	5,134	19.0%	662	23.3%	5,102	20.0%
	金融業、保険業	41	1.3%	541	2.0%	46	1.6%	549	2.2%
	不動産業、物品賃貸業	131	4.3%	503	1.9%	136	4.8%	435	1.7%
	学術研究、専門・技術サービス業	99	3.2%	367	1.4%	104	3.7%	385	1.5%
	宿泊業、飲食サービス業	334	10.9%	2,179	8.1%	276	9.7%	2,031	8.0%
	生活関連サービス業、娯楽業	313	10.3%	1,516	5.6%	297	10.4%	1,317	5.2%
	教育、学習支援業	78	2.6%	549	2.0%	72	2.5%	540	2.1%
	医療、福祉	213	7.0%	4,480	16.6%	217	7.6%	4,017	15.8%
	複合サービス事業	32	1.0%	518	1.9%	18	0.6%	407	1.6%
	サービス業(他に分類されないもの)	211	6.9%	1,287	4.8%	219	7.7%	1,464	5.7%
	小計	2,300	75.3%	19,123	70.8%	2,147	75.4%	17,794	69.9%
	総計	3,053	100.0%	27,025	100.0%	2,846	100.0%	25,465	100.0%

出典：経済センサス-活動調査

第2章 | 地域概況

2. 土地利用

本市の土地利用状況を表 2-3 及び図 2-3 に示します。

本市の土地の構成比は、山林が 37.1% で最も高く、次いで畑 19.0%、田 15.3% となっています。

表 2-3 本市の土地利用状況

区分	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
面積 (ha)	21,553	3,288	4,093	2,492	25	7,988	133	1,575	1,959
構成比	100.0%	15.3%	19.0%	11.6%	0.1%	37.1%	0.6%	7.3%	9.1%

出典：令和 5 年度 固定資産の価格等の概要調査

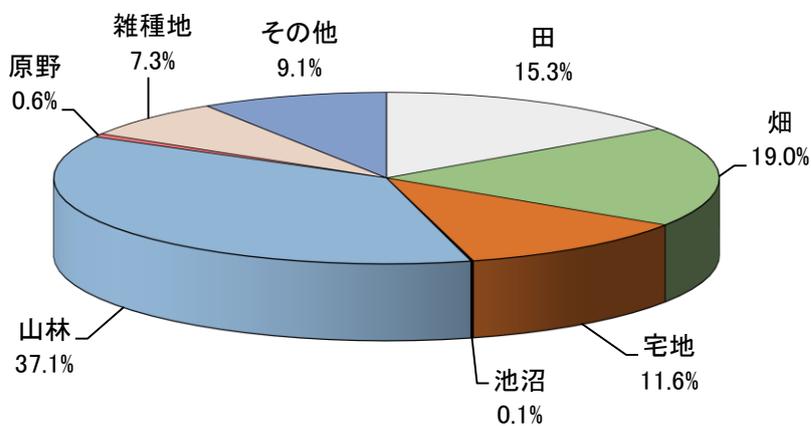


図 2-3 本市の土地利用状況

第3章 ごみ処理実績の整理

第1節 ごみ処理の現状

1. ごみ処理フロー

令和2年度まで、石岡地区と八郷地区のごみは別々の処理施設に搬入されており、分別区分、収集容器等も異なっていました。令和3年度からは、小美玉市、かすみがうら市、茨城町及び本市（以下、「組合構成市町」という。）で構成される霞台厚生施設組合の「霞台クリーンセンターみらい」が稼働を開始し、これに伴い、石岡市全体のごみが霞台クリーンセンターみらいで処理されるようになり、ごみ処理体制が統一されました。

品目別に排出されたごみは、霞台クリーンセンターみらいに搬入され、品目に応じて焼却、破碎、選別、梱包等の中間処理が行われます。焼却処理後に発生する焼却残渣は、民間業者により溶融処理または焼成処理され、資源化しています。また、不燃ごみ等の破碎処理により回収した金属類や古紙、びん等の資源物は、民間業者による資源化を行っています。

本市のごみ処理フローを図3-1に示します。

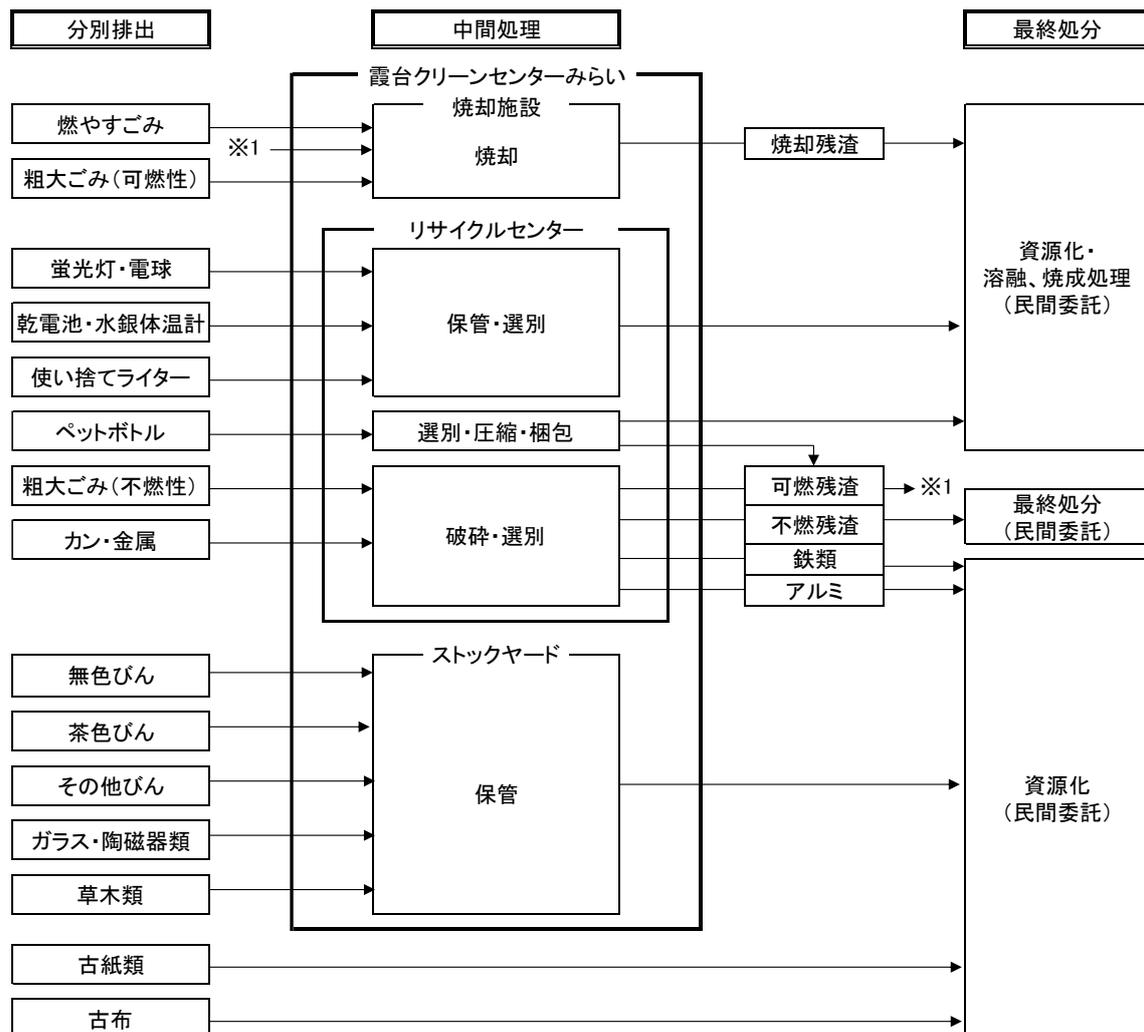


図 3-1 石岡市のごみ処理フロー

第3章 | ごみ処理実績の整理

2. ごみ処理体制

1) 分別区分及び収集・運搬体制

本市の分別区分及び収集・運搬の状況を表 3-1 に示します。

表 3-1 本市の分別区分及び収集・運搬の状況

分別区分	内容	収集容器	収集回数	収集主体
燃やすごみ	生ごみ、布、紙くず、ビニール、CD、靴、プラスチック、アルミ箔、ビデオテープ、卵ケース、シャンプー等容器、ボール紙、ティッシュ、おむつ（汚物は取り除く）、ビニールホース、野球等グローブ、草花、使い捨てカイロ、コルク、板等	市指定袋	2回/週	委託（集積所）
	布団（一人用の掛布団または敷布団を1枚ずつたたんでヒモで縛る）	指定袋使用対象外		
草木類※1	枝木類、草花、木くず類、材木類や竹類	・枝木類 太さ5cm、長さ60cm以下に切ってヒモで縛る※2 ・草花、木くず類 土を落として、市指定袋 ・材木類や竹類 市指定袋の中に入れるまたは粗大ごみとして処分する	-	自己搬入 (10kg当たり100円)
			2回/週	委託（集積所）
カン、金属類	スチール缶、アルミ缶、金属類、磁石、小型電気製品（空のコンテナからはみ出さない大きさまで）、傘（骨組みのみ、布部分は外して燃やすごみへ）等	コンテナ	2回/月	委託（集積所）
古紙類	新聞紙、チラシ、雑誌、段ボール	ヒモで十字に縛る	1回/月	委託（集積所）
古布	シャツ、靴下、ズボン、スカート、タオル、Tシャツ等	透明な袋またはヒモで十字に縛る	1回/2ヶ月	委託（集積所）
びん類	無色びん（牛乳びん、無色の一升びん）、茶色びん（ビールびん、栄養ドリンク）、その他びん（無色、茶色以外の色付きびん）※割れたものも含む	コンテナ	1回/月	委託（集積所）
ガラス、陶器類	食器、鏡、ガラス、乳白色のびん、植木鉢等※割れたものも含む	コンテナ	1回/月	委託（集積所）
ペットボトル	PET1の品質表示マークがあるペットボトル	コンテナ	1～2回/月	委託（集積所）
有害ごみ	電球、蛍光灯、乾電池、ボタン型電池、水銀体温計、水銀血圧計※割れたものも含む	コンテナ	1回/2ヶ月	委託（集積所）
粗大ごみ	自転車、タンス、テーブル、イス、スキー板、脚立、畳、ソファー、スプリングが入っているベット（スプリングとそれ以外の部分で分ける）等	-	-	自己搬入または市役所、市許可業者に委託（10kg当たり100円）
家電リサイクル対象機器	テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機	-	-	指定引取所に自己搬入または市役所、家電販売店に委託（有料）
パソコン				・リサイクル可能なPC メーカー委託回収 ・リサイクル不可能なPC ノート型：カン、金属類 デスクトップ型：粗大ごみ

※1 集積所に出された草木類は資源化できないため、できるだけ自己搬入することを推進している。

※2 10kg以上ある草木類は、自己搬入のみで受け付けている。また、自己搬入する枝木類は長さ1.5m以下、太さ15cm以下に切っておく。

2) 中間処理

霞台クリーンセンターみらいの概要を表 3-2、中継センターの概要を表 3-3、それぞれの施設外観を図 3-2に示します。

表 3-2 霞台クリーンセンターみらいの概要

施設名称		霞台厚生施設組合クリーンセンター (霞台クリーンセンターみらい)
所在地		茨城県小美玉市高崎 1824-2
竣工年月		令和3年3月
処理主体		霞台厚生施設組合
ごみ焼却施設	処理能力	215t/日 (107.5 t/日 × 2 炉)
	形式	全連続焼却式 (ストーカ式焼却炉)
リサイクルセンター (不燃物処理施設)	処理能力	破碎施設 20t/5h 選別施設 2t/5h
	形式	堅型高速回転破碎式及び機械選別
ストックヤード (保管施設)	処理能力 (保管面積)	1,950m ²

表 3-3 中継センターの概要

施設名称	中継センター
所在地	小美玉市堅倉 1725-2
竣工年月	令和3年3月
処理主体	霞台厚生施設組合
処理能力 (保管面積)	972m ²



出典：霞台厚生施設組合

図 3-2 霞台クリーンセンターみらい施設外観 (左)、中継センター施設外観 (右)

第3章 | ごみ処理実績の整理

3) 最終処分

本市は、最終処分場を有していないため、不燃残渣を民間の最終処分場に搬出して、埋立処分しています。また、焼却残渣（焼却灰及び飛灰）は、全量を熔融処理施設または焼成処理施設を有する民間の業者に処理を委託し、資源化しています。

最終処分の委託先の概要を表 3-4、熔融処理の委託先の概要を表 3-5及び表 3-6、焼成処理の委託先の概要を表 3-7に示します。

表 3-4 最終処分の委託先の概要

委託業者	向洋産業株式会社	
施設名称	向洋産業株式会社一般・産業廃棄物最終処分場	
規模	埋立面積	30,155m ²
	埋立容量	468,400m ³
処分場の構造	管理型最終処分場	
埋立対象物	不燃残渣	
設置場所	茨城県北茨城市関南町神岡下 219-6	

表 3-5 熔融処理の委託先の概要（1）

委託業者	新日本電工株式会社 鹿島工場
処理方法	熔融処理
処分能力	520t/日
処理対象物	焼却灰、飛灰
設置場所	茨城県鹿嶋市光4番地

表 3-6 熔融処理の委託先の概要（2）

委託業者	メルテックいわき株式会社
処理方法	熔融処理
処分能力	158.5t/日
処理対象物	焼却灰
設置場所	福島県いわき市四倉町芳ノ沢1番7号

表 3-7 焼成処理の委託先の概要

委託業者	ツネイシカムテックス株式会社 埼玉工場
処理方法	焼成処理
処分能力	316.52t/日（158.26t/日×2炉）
処理対象物	焼却灰
設置場所	埼玉県大里郡寄居町三ヶ山 250-1

第2節 ごみ処理の実績

1. ごみ排出量

ごみ排出量は、公共が関与しその量を把握している一般廃棄物の総量とし、次の区分に従って取り扱います。

「ごみ排出量」＝「家庭系ごみ」＋「事業系ごみ」

家庭系ごみ：一般家庭の日常生活に伴って発生するごみ

事業系ごみ：事業所の事業活動に伴って発生するごみで産業廃棄物以外のもの（不法投棄ごみを含む）

1) ごみ排出量

本市のごみ総排出量の推移を図 3-3 に示します。

本市の令和5年度のごみ排出量は 24,354t でした。ごみ排出量は、平成26年度以降概ね横ばいで推移していましたが、令和3年度以降減少傾向にあります。これは、令和3年度の新施設稼働に伴うごみ処理体制の統一により、ごみ減量に対する意識が向上したこと等の影響が考えられます。

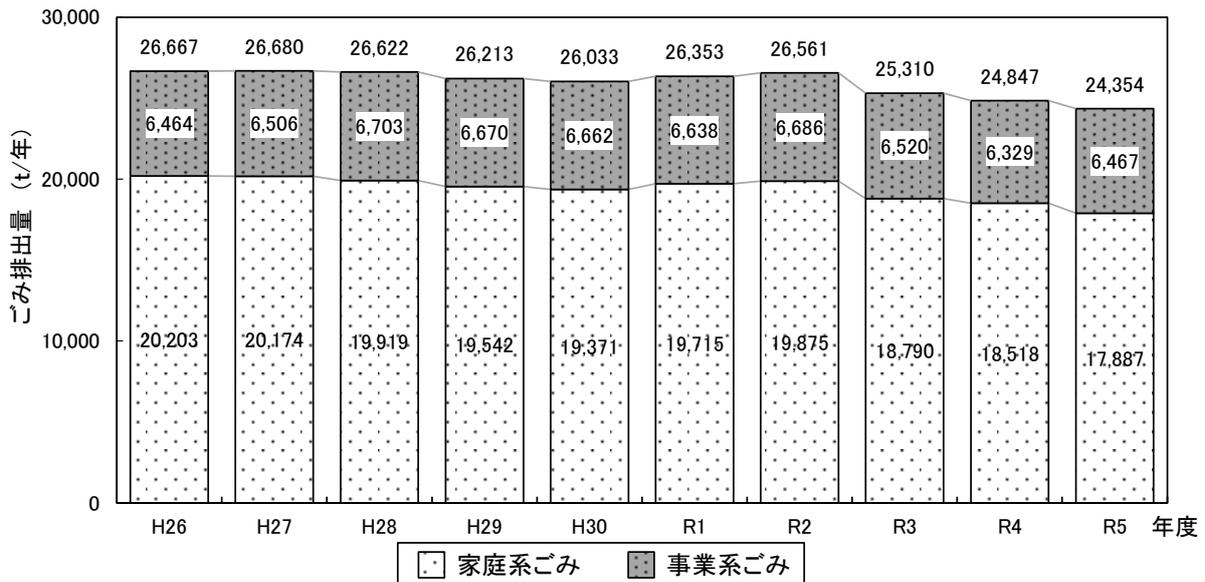


図 3-3 ごみ排出量の推移

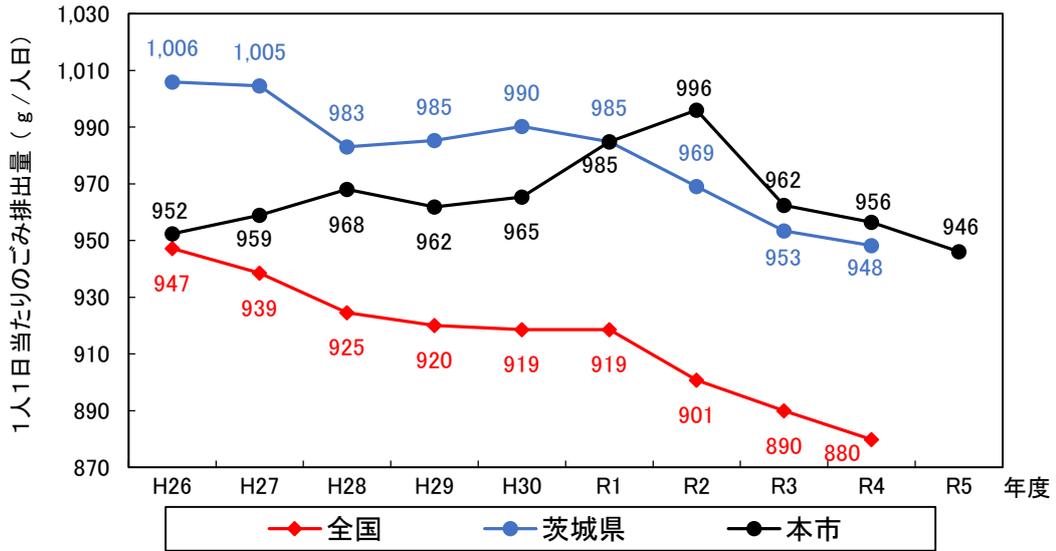
2) 1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量の全国及び茨城県との比較を図 3-4 に示します。

本市の1人1日当たりのごみ排出量は、令和4年度で956g、令和5年度で946gであり、令和2年度まで増加傾向にありましたが、令和3年度より減少傾向にあります。

全国及び茨城県の1人1日当たりのごみ排出量と比較すると、本市は、全ての年度で全国の平均値を上回っています。また、令和元年度までは茨城県の平均値を下回っていましたが、令和3年度以降は茨城県の平均値を上回っています。

第3章 | ごみ処理実績の整理



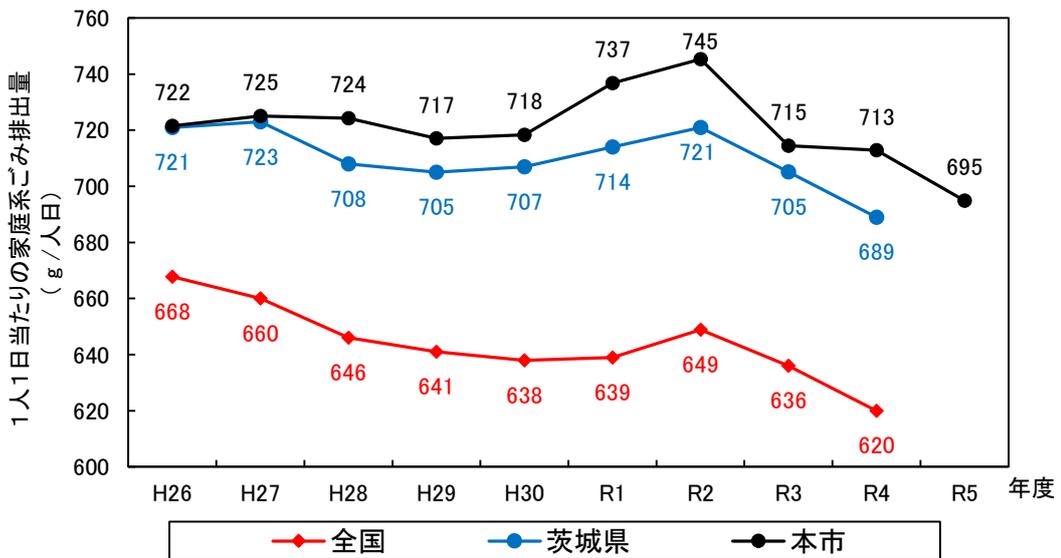
全国及び茨城県の出典：環境省一般廃棄物処理実態調査結果

図 3-4 1人1日当たりのごみ排出量の全国及び茨城県との比較

3) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の全国及び茨城県との比較を図 3-5 に示します。本市の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、令和4年度で713g、令和5年度で695gであり、平成30年度まで概ね横ばいでしたが、令和元年度から令和2年度まで増加し、令和3年度以降は減少に転じています。

全国及び茨城県の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量と比較すると、本市は、全ての年度で、全国及び茨城県の平均値を上回っています。



全国及び茨城県の出典：環境省一般廃棄物処理実態調査結果

図 3-5 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の全国及び茨城県との比較

2. ごみ処理量

1) 焼却処理量

本市の焼却処理量の推移を図 3-6 に示します。

本市の令和5年度の焼却処理量は20,788tであり、平成26年度以降概ね横ばいでしたが、令和3年度以降大幅に減少しています。

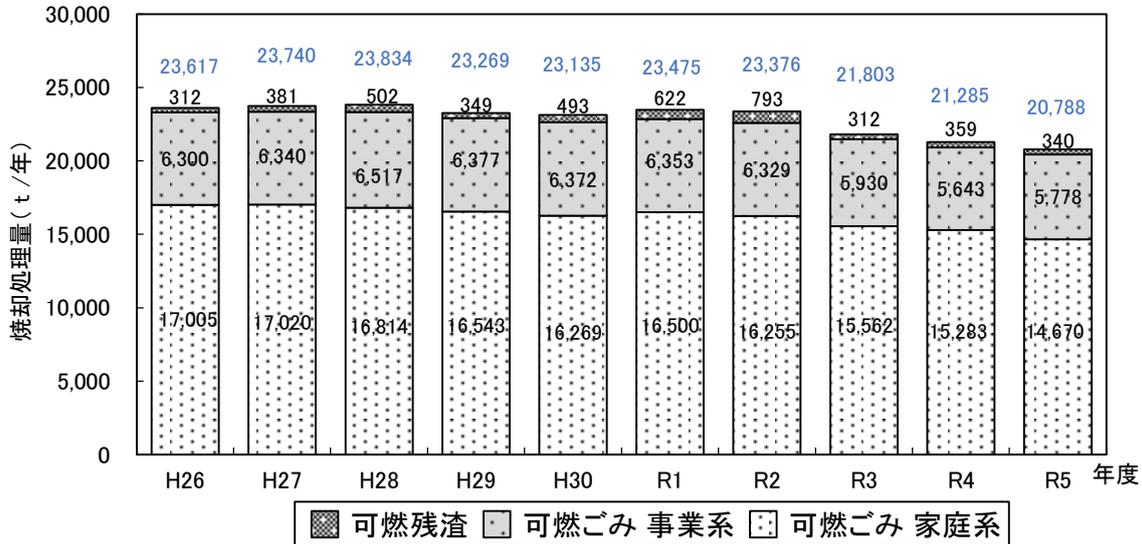


図 3-6 本市の焼却処理量の推移

2) 資源化量及び資源化率

(1) 資源化量の推移

本市の資源化量の推移を図 3-7 に示します。

本市の令和5年度の資源化量は5,034tであり、令和3年度以降大きく増加しています。これは、令和3年度の新施設の稼働に伴い、本市全体での草木類、ガラス及び陶器類の資源化が実施されたことや、焼却残渣の全量が溶融処理または焼成処理により資源化されたためと考えられます。

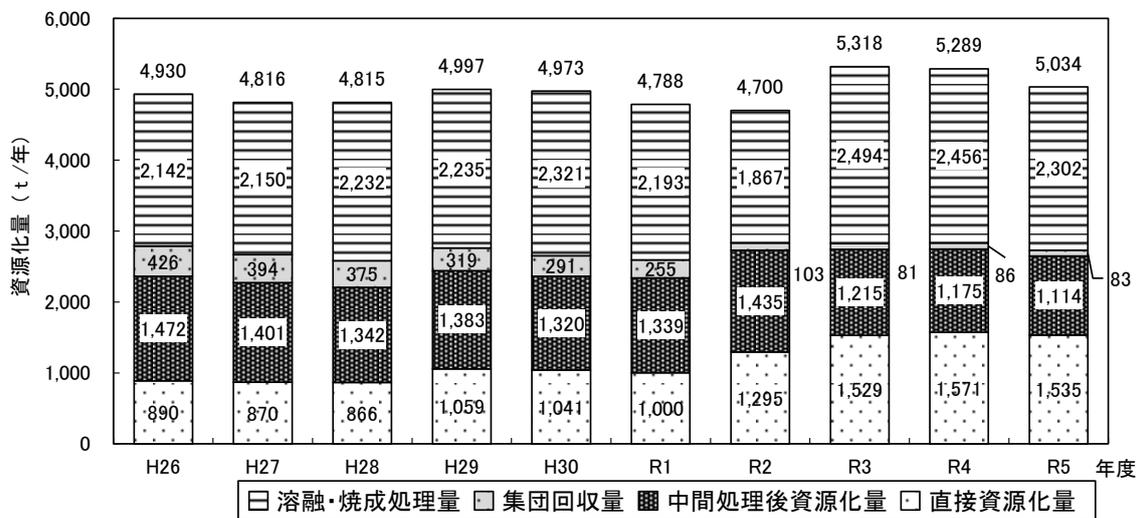


図 3-7 本市の資源化量の推移

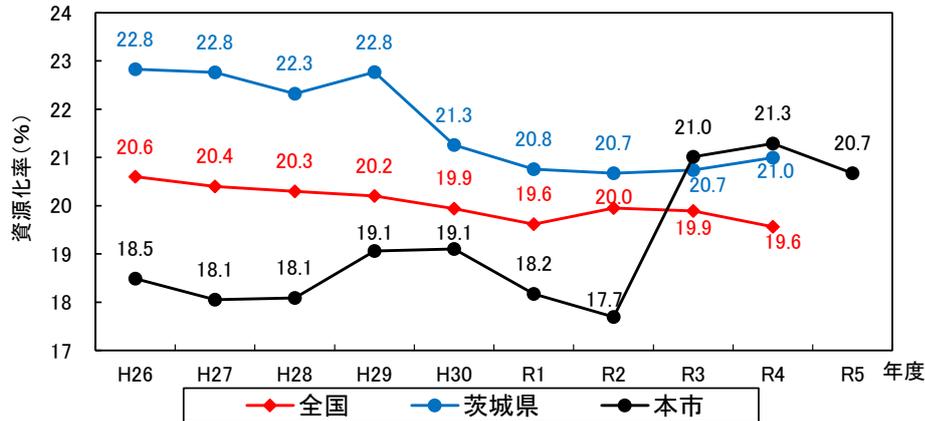
第3章 | ごみ処理実績の整理

(2) 全国及び茨城県との比較

資源化率の全国及び茨城県との比較を図 3-8 に示します。

本市の資源化率は、令和4年度で 21.3%、令和5年度で 20.7%でした。令和3年度以降は、資源化率が大きく上昇しました。

全国及び茨城県の資源化率と比較すると、令和2年度までは全国及び茨城県の平均値を下回っていましたが、令和3年度以降は、上回っています。



全国及び茨城県の出典：環境省一般廃棄物処理実態調査結果

図 3-8 資源化率の全国及び茨城県との比較

3) 最終処分量と最終処分率

(1) 最終処分量の推移

本市の最終処分量の推移を図 3-9 に示します。

本市の令和5年度の最終処分量は 103t であり、平成 26 年度から令和2年度までは概ね横ばいでしたが、令和3年度以降は大幅に減少しました。これは、令和3年度から焼却残渣の処理方法が変更されたことによるものです。

令和2年度まで、石岡地区は焼却残渣及び不燃残渣を溶融処理し、八郷地区では焼却残渣の一部を溶融処理し、残りは不燃残渣と共に埋立処理していました。令和3年度の新施設稼働以降は、全ての焼却残渣を溶融処理または焼成処理し、不燃残渣のみ埋立処理しています。

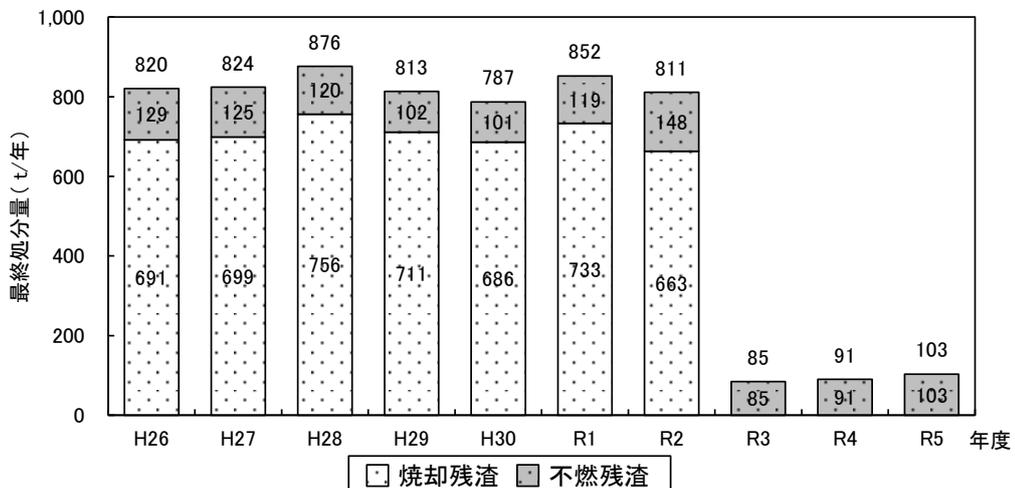


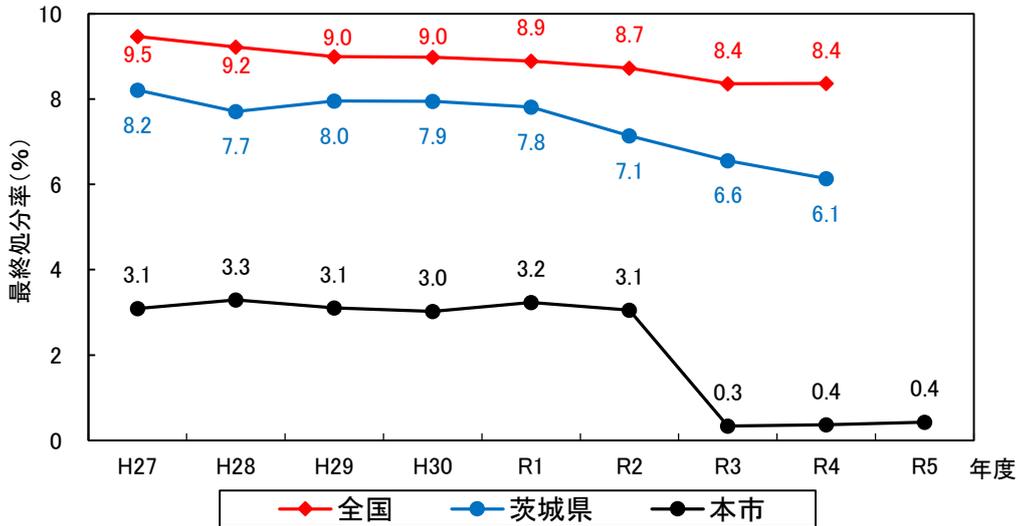
図 3-9 本市の最終処分量の推移

(2) 全国及び茨城県との比較

最終処分率の全国及び茨城県との比較を図 3-10 に示します。

本市の最終処分率は、令和4年度、令和5年度ともに0.4%であり、令和3年度以降、大きく減少しています。

本市は、全ての年度で全国及び茨城県の平均値を下回っています。



全国及び茨城県の出典：環境省一般廃棄物処理実態調査結果

図 3-10 最終処分率の全国及び茨城県との比較

3. ごみの性状

各施設の焼却対象物のごみ質結果を表 3-8～表 3-10 に示します。

表 3-8 霞台厚生施設組合環境センターの焼却対象物のごみ質分析結果

項目/年度	単位	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	平均
ごみの種類組成	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
紙・布類		45.5	48.5	51.4	52.6	51.4	45.8	50.9	49.4
ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類		20.5	25.1	25.9	28.0	22.3	32.5	22.9	25.3
木・竹・わら類		14.7	11.2	8.6	6.0	13.5	10.1	14.6	11.2
厨芥類※		12.7	10.3	10.3	9.2	6.9	6.0	4.4	8.5
不燃物類		2.2	1.3	0.1	1.1	2.8	1.8	1.6	1.6
その他		4.4	3.6	3.7	3.1	3.1	3.9	5.7	3.9
ごみの3成分組成	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
水分		50.9	49.0	47.4	48.1	36.4	39.3	39.2	44.3
灰分		6.3	4.7	3.6	4.2	5.9	5.0	7.4	5.3
可燃分		42.8	46.3	49.0	47.7	57.7	55.7	53.4	50.4
単位体積重量	kg/m ³	147	141	136	136	109	111	104	126
低位発熱量(実測値)	kcal/kg	1,623	1,800	1,930	1,868	2,388	-	-	1,922
	kJ/kg	6,785	7,518	8,065	7,800	9,985	-	-	8,031

※厨芥類：食品の製造や加工、流通、消費等の際、廃棄される生ごみ（食品廃棄物）のこと。

第3章 | ごみ処理実績の整理

表 3-9 新治地方広域事務組合環境クリーンセンターの焼却対象物のごみ質分析結果

項目/年度	単位	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	平均
ごみの種類組成	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
紙・布類		43.9	46.6	28.8	34.1	45.1	43.1	32.8	39.2
ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類		25.7	15.5	36.0	26.0	32.6	24.7	31.7	27.5
木・竹・わら類		14.7	14.6	21.9	25.3	12.4	16.1	21.1	18.0
厨芥類		9.2	17.3	7.7	7.8	5.6	8.8	7.1	9.1
不燃物類		1.4	0.1	2.5	1.0	0.7	3.9	3.3	1.8
その他		5.1	6.0	3.1	5.9	3.6	3.5	4.1	4.5
ごみの3成分組成	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
水分		51.0	55.0	52.9	54.9	47.6	43.9	48.6	50.5
灰分		7.3	6.8	7.1	6.3	6.5	7.4	6.6	6.8
可燃分		41.7	38.3	40.1	38.8	46.0	48.7	44.9	42.6
単位体積重量	kg/m ³	154	164	162	185	169	212	160	172
低位発熱量(実測値)	kcal/kg	1,573	1,393	1,485	1,415	1,783	1,930	1,730	1,616
	kJ/kg	6,583	5,825	6,213	5,920	7,455	8,075	7,238	6,758

表 3-10 霞台クリーンセンターみらいの焼却対象物のごみ質分析結果

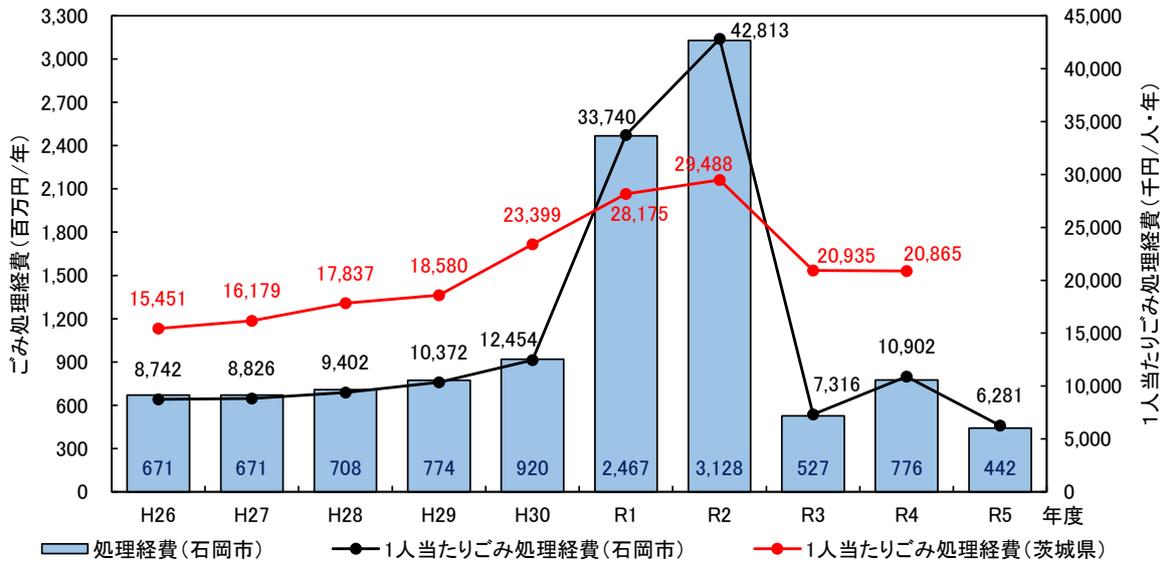
項目/年度	単位	R3	R4	R5	平均
ごみの種類組成	%	100.0	100.0	100.0	100.0
紙・布類		53.4	50.0	47.8	50.4
ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類		25.1	25.0	27.6	25.9
木・竹・わら類		9.5	8.3	7.3	8.3
厨芥類		6.5	7.3	9.1	7.6
不燃物類		1.7	3.1	4.4	3.1
その他		3.9	6.4	3.9	4.7
ごみの3成分組成	%	100.0	100.0	100.0	100.0
水分		41.5	39.6	39.5	40.2
灰分		5.6	7.8	8.2	7.2
可燃分		53.0	52.7	52.3	52.7
単位体積重量	kg/m ³	127	136	144	136
低位発熱量(実測値)	kcal/kg	-	2,475	2,494	2,485
	kJ/kg	10,261	10,353	10,436	10,350

4. ごみ処理経費

ごみ処理に係る費用の推移を図 3-11 に示します。

本市の令和5年度のごみ処理経費は約4.4億円でした。

本市の令和5年度の1人当たりのごみ処理経費は約6千円であり、令和元年度及び令和2年度を除き、茨城県の平均値に比べ低くなっています。なお、令和元年度及び令和2年度は、霞台クリーンセンターみらいの工事費用等のため、高くなりました。



茨城県の出典：環境省一般廃棄物処理実態調査結果

図 3-11 ごみ処理に係る費用の推移

5. ごみ処理の評価

1) 施策の評価

前計画では、分別区分の統一、食品ロスの削減、生ごみの水切り、分別の徹底等に関する施策を掲げ、推進してきましたが、事業者に対する働きかけ等、十分な対応ができなかった施策もありました。

2) 目標値の達成状況

前計画では、ごみの減量化及び資源化に係る数値目標を定めています。前計画の数値目標の達成状況を表 3-11 に示します。

令和5年度の実績値と前計画の中間目標値及び計画目標値を比較すると、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量はいずれも未達成でした。一方で、資源化率及び事業系ごみ排出量は、中間目標値を達成していますが、計画目標には到達していません。

表 3-11 前計画の目標値達成状況

指標	年度	単位	令和5年度 実績値	令和6年度 中間目標値		令和16年度 計画目標値	
				目標値	達成状況	目標値	達成状況
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量		g /人・日	695	671.4	×	625.4	×
資源化率		%	20.7	19.1	○	20.8	×
事業系ごみ排出量		t /年	6,467	6,572	○	5,942	×

※○：達成、×：未達成

第3節 ごみ処理の課題

1. ごみの排出抑制

本市の1人1日当たりのごみ排出量は、令和3年度以降減少傾向にあり、令和3年度には茨城県の第5次茨城県廃棄物処理計画の目標値（令和7年度に976g/人・日）を達成しています。

一方で、本市の1人1日当たりの排出量及び1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、全国及び茨城県の平均値を上回っています。また、前計画の数値目標のうち、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量では、事業系ごみの中間目標年度の数値目標（令和6年度に6,572t/日）を除いて、目標値を達成できていません。

以上のことから、今後も、食品ロスの削減等のごみの排出抑制や減量化につながる取り組みを継続・強化していくとともに、効果的な施策を検討していく必要があります。

2. ごみの資源化

本市の資源化率は、令和2年度まで全国及び茨城県の平均値を下回っていましたが、令和3年度の新施設への移行後は、両方の平均値を上回っています。また、前計画の資源化率の中間目標値（令和6年度）の19.1%を既に達成しており、計画目標値（令和16年度）の20.8%もあと0.1%で達成する見込みです。

一方で、焼却対象物のごみ質分析結果（表3-8～表3-10）では、いずれの施設でも紙・布類の割合が多く、燃やすごみの中に資源化可能な紙・布類が多く含まれている可能性があります。

以上のことから、今後も現状の資源化体制を維持しつつ、市民に分別の徹底を周知、啓発し、更なる資源化率の向上を目指していく必要があります。

3. 最終処分

本市の最終処分率は、全国及び茨城県の平均値を大幅に下回っており、焼却残渣全量の資源化を開始した令和3年度以降は、最終処分率が0%に近い値（令和5年度で0.4%）になっています。

本市は、最終処分場を有しておらず、民間業者に委託料を支払って処理していることから、今後も、ごみの排出抑制や資源化に努め、最終処分量の低減に努める必要があります。

4. その他

令和3年度から新広域ごみ処理施設である「霞台クリーンセンターみらい」の稼働を開始し、石岡地区、八郷地区でごみの分別区分が統一されました。今後は、新たな分別区分の周知、分別方法の啓発・指導等、分別収集の徹底に効果的な施策を検討していく必要があります。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念及び基本方針

1. 基本理念

本計画の基本理念は、前計画を踏襲し、以下のとおりとします。

石岡市 ごみ処理基本計画 基本理念

人と自然が調和し、資源の循環利用を推進するまち いしおか

2. 基本方針

基本理念と同様に、取り組みの柱となる基本方針も前計画を踏襲します。

基本方針1：市民・事業者・行政の連携によるごみの減量化・資源化の推進

ごみの減量化・資源化を最優先事項と位置付け、市民は環境に配慮したライフスタイルや3R（Reduce（排出抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用））に組み、事業者は製品の生産から廃棄まで適正なリサイクルや処分について責任を負い、市は市民・事業者を支援するための施策を実施する等、三者の連携による取り組みを推進していきます。

基本方針2：環境負荷の少ないごみ処理システムの構築

令和3年度に稼働を開始した新施設「霞台クリーンセンターみらい」は、一般廃棄物の安定的かつ合理的な処理を推進し、環境負荷の低減を図ることを前提に計画され建設されました。今後、市は新たな分別区分の周知、指導を徹底していくとともに、現状の分別区分や収集運搬、中間処理及び最終処分等の体制の見直しを行っていきます。

第2節 目標値の設定

1. 上位計画及び前計画の目標値の達成状況

上位計画及び前計画の目標値の達成状況を表 4-1 に示します。

令和5年度の実績では、第5次茨城県廃棄物処理計画及びいしおかスタイル（環境基本計画）の目標値を達成しています。

前計画の中間目標値（令和6年度）については、事業系ごみ排出量、資源化率は達成していますが、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は達成していません。

一方で、前計画の計画目標値（令和16年度）はいずれの指標についても達成できていません。

表 4-1 上位計画及び前計画の目標値の達成状況

関連計画	目標年度	指標	数値目標	令和5年度実績	達成状況
第5次茨城県廃棄物処理計画	令和7年度(2025年度)	1人1日当たりのごみ排出量	976 g/人・日	946 g/人・日	○
		再生利用率(リサイクル率)	20%以上	20.7%*	○
いしおかスタイル(環境基本計画)	中間目標 令和9年度(2027年度)	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	基準値(739 g)より削減	695 g(6.7%削減)	○
		市内の事業系ごみの年間排出量	基準値(6,869t/年)より削減	6,467 t/年(3.2%削減)	○
		資源化率	基準値(17.24%)より増加	20.7%*(14.5%増加)	○
石岡市一般廃棄物処理基本計画(令和4年12月改定)	中間目標 令和6年度(2024年度)	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	671 g/人・日	695 g/人・日	×
		事業系ごみ排出量	6,572 t/年	6,467 t/年	○
		資源化率	19.1%	20.7%*	○
	計画目標 令和16年度(2034年度)	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	625 g/人・日	695 g/人・日	×
		事業系ごみ排出量	5,942 t/年	6,467 t/年	×
		資源化率	20.8%	20.7%*	×

* 溶融処理量、焼成処理量を含み、公共関与以外の事業系ごみを含まない。

2. 目標値の設定

上位計画及び前計画の目標値の達成状況を踏まえ、本計画では、基本理念、基本方針に基づき施策を実施することで、表 4-2 の数値を達成することを目標とします。

なお、目標値は、中間目標年度の令和 11 年度及び計画目標年度の令和 16 年度に設定します。

表 4-2 計画目標値

項目	単位	中間目標 (令和 11 年度)	計画目標 (令和 16 年度)
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	660	625
事業系ごみ排出量	t/年	6,205	5,942
資源化率	%	21.6	23.0

1) 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量

施策を実施した場合の 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量の推移を図 4-1 に示します。

令和 5 年度実績では、前計画の中間目標値（令和 6 年度）671g/人・日及び計画目標値（令和 16 年度）625g/人・日とともに達成しませんでした。

そのため、本計画では、前計画の計画目標値を踏襲し、計画目標年度（令和 16 年度）に 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を 625g/人・日とすることを目標とします。

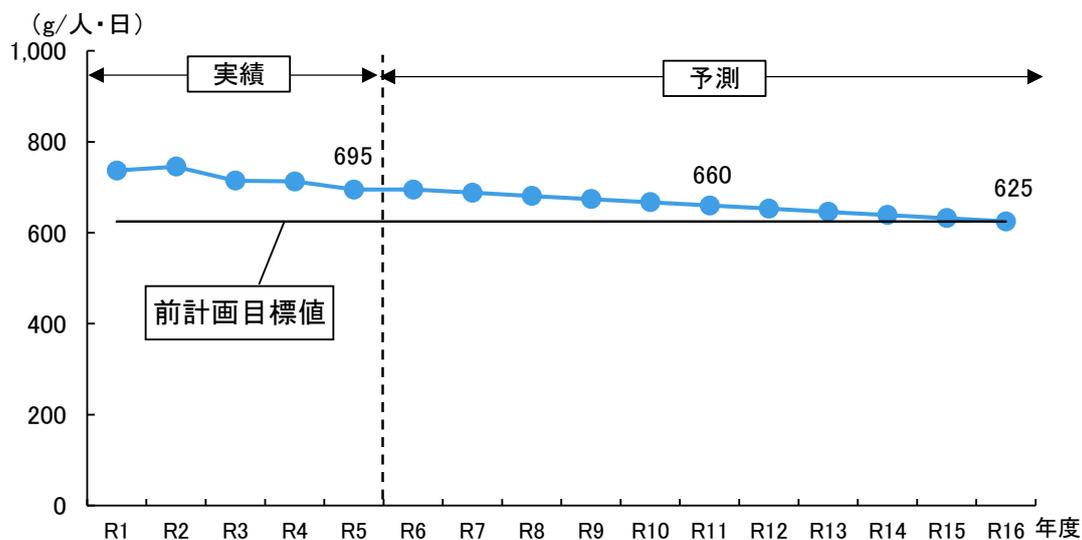


図 4-1 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量の推移 (施策を実施した場合)

2) 事業系ごみ排出量

施策を実施した場合の事業系ごみ排出量の推移を図 4-2 に示します。

令和 5 年度実績では、前計画の中間目標値（令和 6 年度）6,572t/年を達成しましたが、前計画の計画目標値（令和 16 年度）5,942t/年を達成しませんでした。

そのため、1 人 1 日当たりのごみ排出量と同様に、前計画の計画目標値を踏襲し、計画目標年度（令和 16 年度）に**事業系ごみ排出量を 5,942t/年**とすることを目標とします。

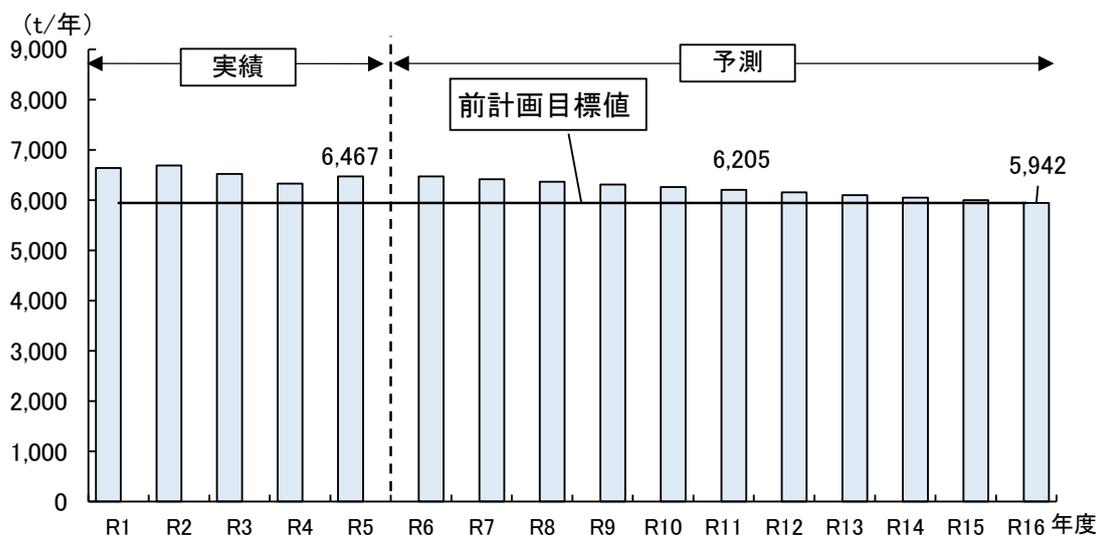


図 4-2 事業系ごみ排出量の推移 (施策を実施した場合)

3) 資源化率

施策を実施した場合の資源化率の推移を図 4-3 に示します。

令和 5 年度実績では、前計画の中間目標値（令和 6 年度）19.1%を達成しており、前計画の計画目標値（令和 16 年度）20.8%もあと 0.1%で達成する見込みです。

そのため、前計画より高い目標値を設定することとし、計画目標年度（令和 16 年度）に前計画目標値の 20.8%から約 10%増加した**資源化率を 23.0%**とすることを目標とします。

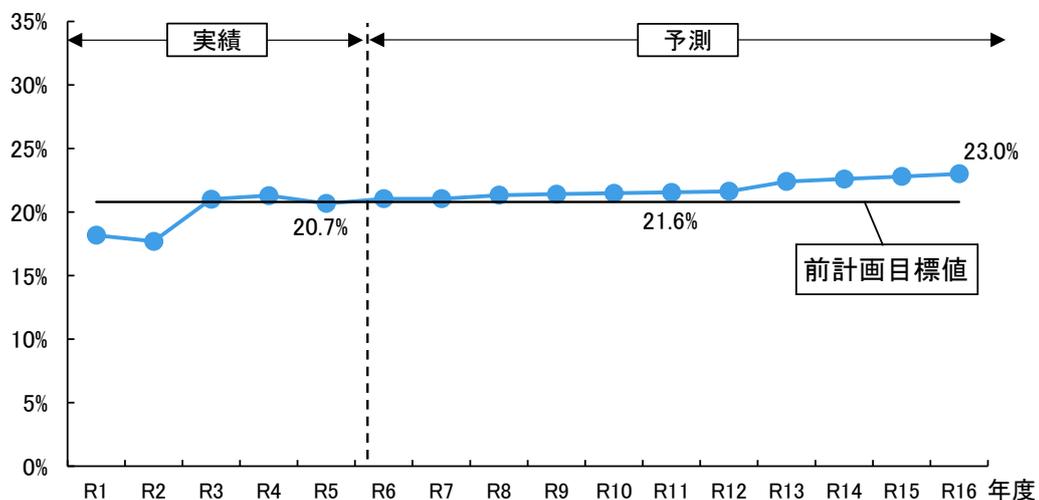


図 4-3 資源化率の推移 (施策を実施した場合)

第4章 | ごみ処理基本計画

第3節 本計画にて推進する施策

図 4-4 に市が取り組む施策の体系図を示します。基本理念、基本方針に基づき、各施策を推進していきます。

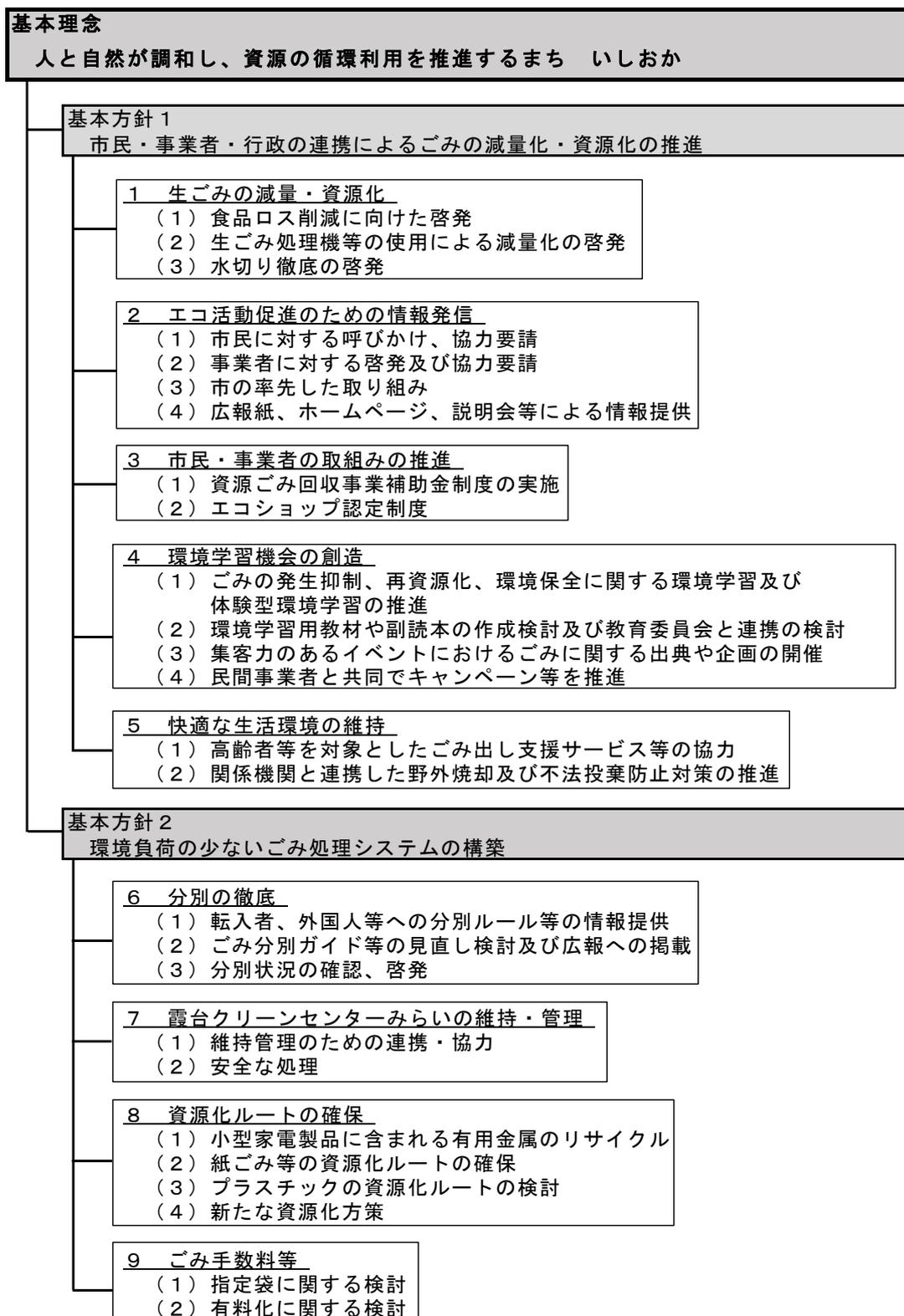


図 4-4 施策体系図

基本方針1：市民・事業者・行政の連携によるごみの減量化・資源化の推進

1 生ごみの減量・資源化	
市の施策	<p>(1) 食品ロス削減に向けた啓発 市民及び事業者に対して、今後も食品ロスの削減に向けた啓発活動に努めます。</p> <p>① 広報いしおかで、食品ロスの削減及びデコ活^{*1}についての記事を引き続き掲載していきます。</p> <p>② 食べきり、持ち帰りに関する国の方針等の最新知見の収集、情報提供を行います。</p> <p>(2) 生ごみ処理機等の使用による減量化の啓発 本市は、令和5年11月から電動生ごみ処理機^{*2}のモニター募集を開始しました。今後も市民を対象として電動生ごみ処理機の貸出を実施し、生ごみの自家処理の推進やごみの減量化・資源化への意識の高揚を図ります。</p> <p>① 市のホームページや市民の集会等を通じて、電動生ごみ処理機のモニター募集事業に関する周知を引き続き実施していきます。</p> <p>② 電動生ごみ処理機の本格導入に向けた助成金制度等の事業化に向けて取り組んでいきます。</p> <p>③ 家庭での生ごみの自家処理の推進に向けた啓発活動に努めます。</p> <p>(3) 水切り徹底の啓発 市民及び事業者に対して、今後も水切りの実施についての啓発活動に努めます。広報いしおか及びごみ分別ガイドで、水切り実施についての啓発を引き続き実施していきます。</p>
市民の役割	<p>(1) 生ごみ処理容器及び生ごみ処理機等の活用による生ごみの堆肥化 市が行う電動生ごみ処理機のモニター募集事業に協力します。また、家庭での生ごみ処理容器の導入を検討し、生ごみの減量化及び資源化に努めます。</p> <p>(2) 食品ロス削減に向けた取り組み 買い物前の冷蔵庫チェックや賞味期限と消費期限の正しい理解、フードドライブ^{*3}の利用に努めます。また、食材を無駄にしない調理を心がけ、食べきれない分だけ盛りつけます。</p> <p>(3) 水切りの徹底 ごみ排出時の水切りを徹底し、ごみ減量化に努めます。</p>
事業者の役割	<p>(1) 飲食事業者等による食品ロス削減の啓発・推進 仕入れ及び調理時の工夫や適量の提供、フードドライブの利用、3010運動等を推進します。</p> <p>(2) 事業所内での生ごみの減量・資源化の徹底 生ごみの水切りを徹底するとともに、従業員食堂等のメニュー及び量の見直しによる食べ残しの削減や業務用生ごみ処理容器・生ごみ処理機の導入等に努めます。</p>

第4章 | ごみ処理基本計画

- ※1 デコ活：「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」のこと。2022年10月に2050年カーボンニュートラル及び2030年度の温室効果ガス削減目標（2013年度比で46%削減）の実現に向け、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新たな国民運動として環境省が開始した。
- ※2 電動生ごみ処理機：生ごみを温風で乾燥させたり、微生物の力で生ごみを分解する機械。ごみの減量化や資源としての再利用、ごみの減量による二酸化炭素排出量の削減等が期待される。
- ※3 フードドライブ：家庭で余っている食品を集め、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動。

2 エコ活動促進のための情報発信	
市の施策	<p><u>(1) 市民に対する呼びかけ、協力要請</u></p> <p>本市では、ゼロカーボンシティの実現や循環型社会形成に向けた取り組みの一環として、令和5年度に家庭から排出される製品プラスチックの種類及び量を把握し、回収したプラスチックを市内企業で再生樹脂ペレットに資源化する実証実験を実施しました。今後もプラスチックごみを始めとする資源ごみの資源化に向けて、市民に対する周知、啓発を推進します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① プラスチック類の資源化に向けて、分別区分の追加や資源化ルートの確保について検討していきます。 ② 不要品の譲渡・売却ができる地域情報サイトである「ジモティー」を活用したリユースの推進を、引き続き呼びかけていきます。 ③ レジ袋の削減や3Rに関する周知について、引き続き啓発活動に努めます。 <p><u>(2) 事業者に対する呼びかけ、協力要請</u></p> <p>事業者に対しても、循環型社会形成に向けた周知、啓発を行い、市内企業と連携した資源化方策も強化していきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市内企業と連携し、回収したプラスチックの市内企業での再資源化に向けた取り組みを引き続き実施していきます。 ② 事業者の再生品の利用・販売を引き続き推進していきます。 ③ 店頭回収への協力を呼びかけていくとともに、店頭回収実施事業者の紹介による啓発活動に努めます。 <p><u>(3) 市の率先した取り組み</u></p> <p>公務においても、グリーン購入を継続していくとともに、市民及び事業者に対して見本となる率先した取り組みを実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公務におけるペーパーレス化、マイボトルの活用、グリーン購入等を率先して実施していくとともに、その取り組み内容や効果を市民や事業者に広く発信します。 ② 市民及び事業者に対して、本市におけるごみの排出量や資源化率等のごみ処理に関する現況を周知し、意識向上を図ります。

2 エコ活動促進のための情報発信	
市の施策	<p>(4) 広報紙、ホームページ、説明会等による情報提供</p> <p>市民及び事業者に対して、今後もごみの減量化と資源化などについての情報提供を行います。</p> <p>① 市民及び事業者に対する情報提供を引き続き実施していきます。</p> <p>② ごみの発生抑制や資源化に関するアイデアを募集し、ホームページ等で紹介します。</p>
市民の役割	<p>(1) エコ活動やごみに関するアイデア等の実践と情報発信</p> <p>市が発信するエコ活動に関するアイデアを生活に取り入れ、実践します。また、マイバックの使用や使い捨て商品の使用抑制、再生品の利用、ジモティーの活用、店頭回収の推進等、エコ活動や家庭でできる環境にやさしいアイデアの情報を SNS 等で発信します。</p> <p>(2) 環境に配慮した製品・サービス等の利用</p> <p>環境に配慮した製品やサービスの選択や、事業者のお問合せページやご意見箱等を活用し、過剰包装やワンウェイプラスチック等の拒否等ごみに関する意見を伝えることで、事業者が実施する環境に配慮した取り組みや対策の質の向上に貢献します。</p>
事業者の役割	<p>(1) 環境に配慮した取り組み等の情報発信</p> <p>使い捨て商品や包装資材、緩衝材等の使用抑制、再生利用等が可能で耐用年数が長い素材や形状の採用、製品のアフターサービスの充実及び低コスト化等を推進します。また、これらの取り組みを SNS 等で発信することで、市民に対して製品の環境面における付加価値を周知するとともに、環境への意識向上を図ります。</p> <p>(2) 社内教育の実施</p> <p>事業所において、回収・資源化ルートの構築、ペーパーレス化、グリーン購入の推進、店頭回収の実施等について周知・啓発し、従業員教育等によるごみの減量化・資源化の促進や従業員の環境意識向上を図ります。</p>

3 市民・事業者の取組みの推進	
市の施策	<p><u>(1) 資源ごみ回収事業補助金制度の実施</u> 資源ごみ回収を年2回以上実施した団体を対象とした、資源ごみ回収事業補助金制度を引き続き実施していきます。</p> <p><u>(2) エコ・ショップ認定制度</u> 茨城県とともに実施している、環境にやさしい商品の販売やごみ減量化・リサイクル活動に積極的に取り組んでいる小売店舗を「エコ・ショップ」として認定するエコ・ショップ認定制度を継続して実施します。 ① 茨城県と連携し、エコ・ショップの認定を引き続き実施していきます。 ② エコ・ショップに認定された小売店舗を広く紹介していきます。</p>
市民の役割	<p><u>(1) 町内会が行っている集団回収への積極的参加</u> 町内会等が行っている集団回収や町内清掃活動に積極的に参加し、資源化や町の美化を推進します。</p> <p><u>(2) 認定エコ・ショップの利用</u> 認定エコ・ショップや店頭回収を積極的に利用し、ごみの減量化・資源化に努めます。</p>
事業者の役割	<p><u>(1) エコ・ショップ制度への積極的参加</u> エコ・ショップ制度に積極的に参加し、レジ袋やワンウェイプラスチックの無料配布廃止、資源物の店頭回収等を推進します。</p> <p><u>(2) 活動のPRと市民への啓発</u> 認定エコ・ショップとして店舗自体をPRするとともに、店舗でのごみの減量化等に係る取り組みをSNS等で発信し、環境に優しい製品やサービスの選択を市民に促します。</p>

4 環境学習機会の創造	
市の施策	<p><u>(1) ごみの発生抑制、資源化、環境保全に関する環境学習及び体験型環境学習の推進</u></p> <p>ごみの発生抑制や資源化、環境の保全等について、小学生や市民を対象とした環境学習を実施し、意識の向上に努めます。</p> <p>① 霞台クリーンセンターみらいの施設見学やイベント開催、市指定ごみ袋に記載する標語募集を引き続き実施していきます。</p> <p>② 環境省や事業者、霞台厚生施設組合が行っている体験型環境学習等を関係機関と連携して市民に周知し、市民の意識向上を図っていきます。</p> <p><u>(2) 環境学習用教材や副読本の作成検討及び教育委員会との連携の検討</u></p> <p>教育委員会と連携し、環境学習教材や副読本の作成を検討します。</p> <p>① 作成済みの環境学習用教材や副読本を適宜改訂します。</p> <p>② 教育委員会と連携した新たな環境学習用教材や副読本の作成を検討します。</p> <p><u>(3) 集客力のあるイベントにおけるごみに関する展示や企画の開催</u></p> <p>消費生活展において毎年出展しているごみ関連ブースの展示を引き続き実施していくとともに、更なる集客数の向上を図るため、展示の見直しを行います。</p> <p><u>(4) 民間事業者と共同でキャンペーン等を推進</u></p> <p>令和4年度より、一般社団法人 茨城県産業資源循環協会と共同で実施しているごみ拾いを引き続き実施していきます。</p>
市民の役割	<p><u>(1) 環境学習、3R等の学習会への参加</u></p> <p>環境学習に積極的に参加することで家庭での環境教育を推進するとともに、廃油を用いた石鹸やキャンドル作り等の家庭でもできる再生利用及びごみの減量化・資源化に関する取り組みを実践します。</p>
事業者の役割	<p><u>(1) ゼロ・エミッション*を目指した取り組みの推進</u></p> <p>ゼロ・エミッションの実現に向けた取り組みを促進していくとともに、事業者間でのネットワークづくりを推進します。</p> <p><u>(2) ごみの減量化・資源化に関する商品に関するイベントの出展・開催</u></p> <p>ごみの減量化・資源化に関する取り組み、先進技術及びアイデア等を紹介・展示するイベントや体験教室を開催または出展します。</p>

※ゼロ・エミッション：廃棄物の再利用を通して、廃棄物を限りなくゼロにしようとする取り組み。

5 快適な生活環境の維持	
市の施策	<p><u>(1) 高齢者等を対象としたごみ出し支援サービス等の協力</u> 本市は、地域全体で高齢者等の生活を支える体制づくりとして、つながるプロジェクト（生活支援体制整備事業）を推進しており、一人暮らし高齢者のごみ出し等を始めとする、地域での「たすけあい活動」を呼びかけています。今後も福祉部署を含めた関係部署等と協力し、たすけあい活動を呼びかけていきます。</p> <p><u>(2) 関係機関と連携した野外焼却及び不法投棄防止対策の推進</u> 野外焼却（野焼き）や不法投棄の防止に向けた取り組みを今後も実施していきます。</p> <p>① 広報等を通して、野外焼却や不法投棄等の禁止を引き続き呼びかけていきます。</p> <p>② 野外焼却防止に関する啓発活動や、見回りパトロール及び指導の実施に努めます。</p> <p>③ 不法投棄防止に関する周知や不法投棄多発地域における看板設置やパトロール、申請による不法投棄防止用警告看板の無料交付を実施します。</p>
市民の役割	<p><u>(1) 地域協力によるごみ出し等の検討</u> 地域での「たすけあい活動」に積極的に参加し、ごみや資源物の収集を行うことにより、ごみ出しが困難な高齢者等への支援に協力していきます。</p> <p><u>(2) 地域全体での野外焼却及び不法投棄対策の推進</u> 野外焼却及び不法投棄により生じる悪影響や法令違反であることを十分に理解し、ルールを遵守してごみを処分します。また、野外焼却及び不法投棄を見かけた際は、不法投棄 110 番や市へ連絡し、土地を所有している場合は、不法投棄防止用警告看板の申し込み及び設置を行う等、地域全体での野外焼却及び不法投棄への対策や対応方法の周知に取り組みます。</p>
事業者の役割	<p><u>(1) 野外焼却及び不法投棄禁止の徹底</u> 事業者として排出者責任の原則に則り、法令を遵守した廃棄物の取り扱いを行うとともに、事業所で発生したごみの野外焼却及び不法投棄の禁止等の従業員教育を継続的に徹底していきます。</p>

基本方針2：環境負荷の少ないごみ処理システムの構築

6 分別の徹底	
市の施策	<p><u>(1) 転入者、外国人等への分別ルール等の情報提供</u> 分別方法等の理解が難しい転入者や外国人等に対して、分別ルールの周知を行います。</p> <p>① 転入時の保存版ごみ分別ガイド（石岡市全域版）の配布を継続します。 ② 保存版ごみ分別ガイド（石岡市全域版）について、対応言語等、外国人向けの改良に関して検討します。</p> <p><u>(2) ごみ分別ガイド等の見直し検討及び広報への掲載</u> 分別区分の見直しなどに伴うごみ分別ガイドの見直しを引き続き実施していくとともに、分別ガイドの見直しに当たっては、霞台厚生施設組合及び組合構成市町とも協力します。</p> <p>① ごみ分別ガイドの見直しを適宜行っていきます。 ② 霞台厚生施設組合や組合構成市町とごみの分別等に関する情報共有を行い、入手した情報をごみの分別区分の見直し等に役立てていきます。</p> <p><u>(3) 分別状況の確認、啓発</u> 霞台厚生施設組合やごみ収集業者と連携して、今後ともごみの分別の徹底を推進します。</p> <p>① 分別されていないごみは、啓発シールを貼り、集積所に残すことで、引き続き分別の徹底を促進します。 ② 事業者に対しては、霞台厚生施設組合との合同でのごみ搬入検査（搬入ごみの内容確認）を継続し、直接搬入者、許可業者、委託業者の意識向上を図ります。</p>
市民の役割	<p><u>(1) 分別収集への積極的協力</u> 排出方法に悩んだ場合は、ごみ分別ガイドを参照し、正しく分別します。また、家族や住民同士の呼びかけによる分別ルールの周知・理解に努め、町内会等においては、違反ごみに対する対処・指導等を実施します。</p>
事業者の役割	<p><u>(1) 分別ルールの周知、徹底</u> 事業所内でも分別ルールの啓発を行い、分別排出を徹底します。また、組合や市が行うごみ搬入検査に協力し、搬入不適物や混合廃棄物を搬入しないよう徹底します。</p>

7 霞台クリーンセンターみらいの維持・管理	
市の施策	<p><u>(1) 維持管理のための連携・協力</u> 今後も、本市のごみを安定して処理していくために、霞台厚生施設組合が行う霞台クリーンセンターみらい等の維持管理に組合構成市町とともに協力していきます。</p> <p><u>(2) 安全な処理</u> 持ち込みできない廃棄物の分別指導等を引き続き実施します。</p> <p>① 持ち込みできない廃棄物（民間業者でリサイクルされるもの、処理困難物、産業廃棄物全般、感染性医療廃棄物等）の周知徹底に努めます。</p> <p>② 持ち込みできない廃棄物は、専門の処理業者や販売店に処理を依頼するよう指導します。</p>
市民の役割	<p><u>(1) 安全な処理への協力</u> 霞台厚生施設組合のホームページで公表されている「自己搬入の受入基準」や持ち込みできない廃棄物を確認し、霞台クリーンセンターみらいで安全な処理ができるよう協力します。また、持ち込みできない廃棄物は、専門の処理業者や販売店に処理を依頼します。</p>
事業者の役割	<p><u>(1) 安全な処理への協力</u> 一般廃棄物と産業廃棄物の違いを正しく理解し、持ち込み可能な廃棄物を分別して搬入することで霞台クリーンセンターみらいでの安全な処理に協力します。また、持ち込みできない廃棄物の販売元である場合は、市民からの処理依頼に対応します。</p>

8 資源化ルートの確保	
市の施策	<p><u>(1) 小型家電製品に含まれる有用金属のリサイクル</u> 小型家電製品には、有価物となる貴金属等が多く含まれていることから、携帯電話やスマートフォンの拠点回収への協力の呼びかけ等を実施します。</p> <p>① 機器から電池を取り外す等、リサイクルを前提とした排出の呼びかけを、引き続き実施します。</p> <p>② 回収ボックスによる携帯電話やスマートフォンの拠点回収を引き続き実施します。</p> <p><u>(2) 紙ごみ等の資源化ルートの確保</u> 古紙類や古布類等、本市が直接民間事業者に売却あるいは資源化を委託している資源物について、将来も安定的に資源化を行うため、資源化ルートの確保に努めます。</p> <p>また、組合が行う資源化についても、資源化ルートの確保に協力します。</p> <p><u>(3) プラスチック類の資源化ルートの検討</u> プラスチック類の資源化に向けた検討を行います。</p> <p>① 新たにプラスチック類の分別項目を追加し、容器包装プラスチック及び製品プラスチックの両方の収集に向けた検討を実施していきます。</p> <p>② 拠点回収から開始し、ステーション回収の拡大を検討します。</p> <p><u>(4) 新たな資源化方策</u> 国や周辺自治体の最新の資源化技術導入に対する動向を注視し、本市で導入可能な資源化方策、分別区分の追加を検討し、資源化率向上を図ります。</p> <p>① 国や周辺自治体のごみ処理行政の動向を適宜確認していきます。</p> <p>② 導入可能なごみ処理、資源化方策を適宜検討していきます。</p>
市民の役割	<p><u>(1) 資源化への協力</u> 使わなくなった携帯電話やスマートフォンの拠点回収の活用、分別の徹底による混入ごみの削減等により資源化率の向上に貢献します。また、集積所に排出された草木類は焼却処理されている現状であることから、可能な限り自己搬入します。</p>
事業者の役割	<p><u>(1) 資源化の実施</u> 事業活動で使用した紙類を古紙業者に引き渡す等、事業所等で排出されるごみの資源化に取り組みます。</p>

第4章 | ごみ処理基本計画

9 ごみ手数料等	
市の施策	<p>(1) 指定袋に関する検討 周辺自治体の動向等を注視しつつ、指定袋等のごみ処理手数料の料金改定について検討します。</p> <p>(2) 有料化に関する検討 周辺自治体や国の方針を注視しつつ、導入可否を検討します。</p>
市民の役割	<p>(1) ごみ手数料等への協力 ごみを集積所に排出する際は、原則、市指定袋に入れます。また、霞台クリーンセンターみらいに自己搬入する際は、10 kg当たり 100 円のごみ処理手数料を負担します。</p>
事業者の役割	<p>(1) ごみ手数料等への協力 霞台クリーンセンターみらいに自己搬入する際は、10 kg当たり 200 円のごみ処理手数料を負担します。</p>

第4節 収集・運搬、中間処理、最終処分計画

1. ごみ処理フロー

将来のごみ処理フローは、現行（図 3-1）と同様であり、必要に応じて適宜見直しを図るものとしします。

2. 収集・運搬体制

将来の分別区分及び収集・運搬体制は、現行（表 3-1）と同様であり、必要に応じて適宜見直しを図るものとしします。

3. 中間処理計画

令和3年度より稼働を開始した「霞台クリーンセンターみらい」での処理を継続します。霞台厚生施設組合が行う霞台クリーンセンターみらいの運営モニタリングに組合構成市町とともに協力していきます。

また、焼却施設から発生する焼却残渣は、熔融または焼成処理による資源化、リサイクルセンターで回収される鉄、アルミ等の資源物の資源化を行っていきます。

古紙類及び古布類は、市独自での民間資源化委託を継続します。

4. 最終処分計画

リサイクルセンターで発生する不燃残渣は、民間事業者での埋立処分を継続していきます。

処理・処分や資源化を民間に委託しているものについては、適切な処理・処分、資源化がされているかをモニタリングしていきます。

5. その他ごみ処理に関して必要な事項

1) 災害廃棄物処理

地震、風水害等により発生する災害廃棄物は、人の健康または生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、その適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理しなければなりません。

本市においては、令和2年3月に災害廃棄物処理計画を策定しており、令和7年3月に改定を行いました。

第4章 | ごみ処理基本計画

2) 不法投棄対策

令和5年5月25日に組合構成市町で、「廃棄物の不適正処理事案（不法投棄、不適正残土等）広域連携ホットライン協定」を締結しました。廃棄物の不適正処理事案が発生または発生のおそれがある際は、情報連携・未然防止・周知啓発・地域住民との連携・その他特に必要な事項について連携することで、不法投棄に対して迅速な対応を講じていきます。

また、本市の不法投棄防止対策については、市職員や石岡市環境監視員、警察等の関係機関が連携し、不法投棄に対する監視体制を一層強化していきます。また、市民や事業者に対して、不法投棄等の防止に向けた普及啓発等を実施していくとともに、不法投棄多発地域における看板設置や申請による不法投棄防止用警告看板の無料交付を行う等の対策を推進していきます。

3) 在宅医療廃棄物への対応

在宅医療廃棄物は、廃棄物処理法上では一般廃棄物に該当し、原則として本市に処理責任があります。在宅医療廃棄物のうち、注射針等の鋭利な物は、医療関係者あるいは、患者・家族が医療機関等に持ち込み、感染性廃棄物として処理するよう周知を図ります。その他の非鋭利で、感染性が低く、安全に取り扱える物は、関係機関と十分協議し、安全な処理を行っていきます。

4) 適正処理困難物

本市では、建設廃材、ガスボンベ、消火器、タイヤ等の適正処理困難物の収集及び処理を行っていないため、市民に対しては、引き続き当該廃棄物を専門の処理業者や販売店に処理を依頼するよう啓発します。

5) 公共施設のごみ収集について

公共施設から出る廃棄物は、事業系一般廃棄物に該当します。公共施設から出る廃棄物は、今後も、市が一般家庭から出る廃棄物と併せて直接収集します。

第5章 生活排水処理実績の整理

第1節 生活排水処理の現状

1. 上位計画

1) 国の関連計画（第5次社会資本整備重点計画）

令和3年5月に閣議決定された「第5次社会資本整備重点計画」では、健全な水環境維持のための汚水処理施設整備の促進等、2050年に向けたカーボンニュートラルの達成を含む、グリーン社会の実現に向けた取り組みを推進し、汚水処理人口普及率（各年度末時点の行政人口に対し、公共下水道、集落排水、コミュニティ・プラント、合併浄化槽等の生活排水処理施設を利用できる人口の割合）を令和8年度までに「95%」にすることを目標としています。

2) 茨城県の関連計画（茨城県生活排水ベストプラン）

令和5年3月に改定された「茨城県生活排水ベストプラン」では、社会情勢の変化への対応とさらなる事業の効率化を目指して、整備区域や整備手法について、市町村ごとに見直しを行いました。一部区域においては、集合処理から個別処理へ転換するとともに、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の連携により、生活排水対策のスピードアップを図り、汚水処理の早期概成を目指としています。

また、霞ヶ浦（西浦・北浦）、涸沼、牛久沼流域ごとに整備の目標値を定め、湖沼の水質浄化を推進する取り組みを実施するとし、県内の汚水処理人口普及率を令和14年度までに93.4%にすることを中期計画目標としています。

表 5-1 上位計画における目標値

関連計画	目標年度	指標	数値目標
第5次社会資本整備重点計画	令和8年度 (2026年度)	汚水処理人口普及率	95%
茨城県生活排水ベストプラン	中間目標 令和14年度 (2032年度)	汚水処理人口普及率	93.4%
	最終目標 整備完了時		100%

3) 本市の上位計画（汚水処理施設アクションプラン）

本市では、令和5年3月の茨城県の「生活排水ベストプラン」の第4回改定に併せて、汚水処理施設の早期概成に向けた「汚水処理施設アクションプラン」を改定しました。当該アクションプランでは、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るために、処理形態別人口等について、以下のとおりの目標を定めています。

表 5-2 汚水処理施設アクションプラン

アクションプラン		単位	令和8年度	令和14年度	整備完了時
行政人口		人	69,946	66,933	57,190
下水道	処理(整備)面積	ha	1,529	1,737	2,418
	処理(整備)人口	人	45,764	47,939	47,399
	普及率	—	65.4%	71.6%	82.9%
農業集落排水施設	処理(整備)面積	ha	442	422	422
	処理(整備)人口	人	3,809	2,420	1,591
	普及率	—	5.4%	3.6%	2.8%
合併処理浄化槽人口		人	15,606	13,123	8,200
その他		人	0	0	0
汚水処理人口		人	65,180	63,482	57,190
汚水処理人口普及率		—	93.2%	94.8%	100.0%

2. 生活排水処理フロー

本市で発生したし尿及び浄化槽汚泥は、石岡クリーンセンターで処理されます。本市における生活排水処理体系の概要を図 5-1 に示します。

石岡クリーンセンターで処理された脱水汚泥は、令和5年10月まで堆肥化されていましたが、令和5年11月以降は、湖北環境衛生組合の汚泥焼却処理設備の停止に伴い、脱水汚泥の焼却と堆肥化が廃止になり、現在は民間施設において、焼却処理されています。

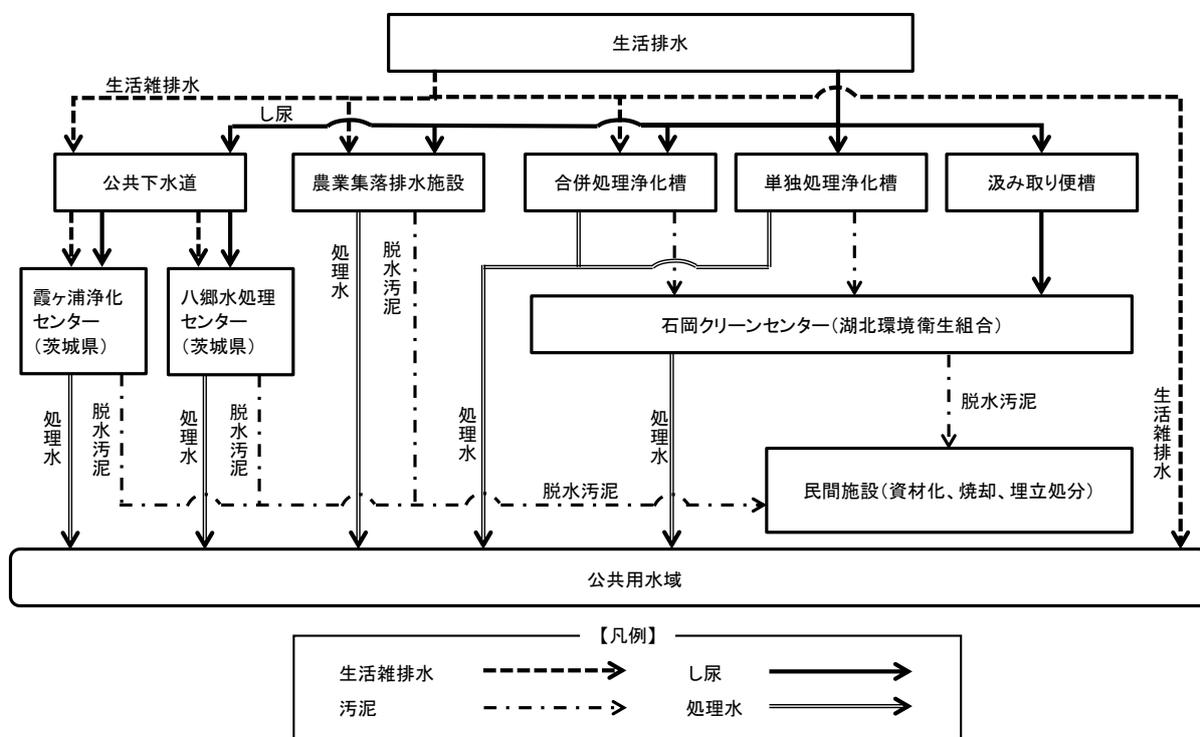


図 5-1 本市における生活排水処理体系の概要

3. 生活排水処理体制

1) 生活排水処理施設の管理主体

流域関連公共下水道は、茨城県が管理主体となっており、特定環境保全公共下水道、単独公共下水道及び農業集落排水施設は、本市が管理主体です。合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽は、設置者（個人・事業者等）が管理主体です。浄化槽汚泥及びし尿を処理する石岡クリーンセンターは湖北環境衛生組合が管理しています。

生活排水処理の管理主体を表 5-3 に示します。

表 5-3 生活排水処理の管理主体

生活排水処理形態	処理対象	管理主体	し尿・浄化槽汚泥の処理施設
流域関連公共下水道	し尿・生活雑排水	茨城県	石岡地区
			霞ヶ浦浄化センター(茨城県)
特定環境保全公共下水道	し尿・生活雑排水	石岡市	八郷水処理センター(茨城県)
単独公共下水道	し尿・生活雑排水	石岡市	八郷水処理センター(茨城県)
農業集落排水	し尿・生活雑排水	石岡市	石岡地区
			関川地区処理場、出し山地区処理場
			西部地区処理場
			八郷地区
			東成井第一処理場、東成井第二処理場
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	設置者 (個人・事業者等)	石岡クリーンセンター(湖北環境衛生組合)
単独処理浄化槽	し尿のみ	設置者 (個人・事業者等)	石岡クリーンセンター(湖北環境衛生組合)
汲み取り便槽	し尿のみ	設置者 (個人・事業者等)	石岡クリーンセンター(湖北環境衛生組合)

2) 合併処理浄化槽の設置数の実績

合併処理浄化槽の設置基数の実績を表 5-4 に示します。令和元年度から令和5年度の各年度で、補助事業で設置された合併処理浄化槽は、71~109基となっています。

表 5-4 合併処理浄化槽の設置基数の実績

区分	単位	実績				
		R1	R2	R3	R4	R5
浄化槽補助基数	基	109	101	96	70	71
5人槽	基	57	43	49	40	44
6~7人槽	基	41	48	38	25	25
8~10人槽	基	11	10	9	5	2
11~20人槽	基	0	0	0	0	0
21~30人槽	基	0	0	0	0	0
31~50人槽	基	0	0	0	0	0
51人槽以上	基	0	0	0	0	0
浄化槽新設基数(補助外)	基	27	52	44	46	25
5人槽	基	13	30	36	37	13
6~7人槽	基	6	9	6	2	4
8~10人槽	基	3	6	1	3	2
11~20人槽	基	1	2	0	1	4
21~30人槽	基	2	2	1	2	1
31~50人槽	基	1	0	0	0	0
51人槽以上	基	1	3	0	1	1

第5章 | 生活排水処理実績の整理

3) 収集運搬方法

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、令和2年度から本市の全域について許可業者が行っています。

4) し尿収集手数料

し尿収集手数料は、石岡地区と八郷地区で別の料金体系をとっていましたが、令和2年度からは許可業者毎に設定されています。

5) 中間処理

石岡クリーンセンターの概要を表5-5、石岡クリーンセンターの施設外観を図5-2に示します。搬入されたし尿及び浄化槽汚泥は、石岡クリーンセンターで処理を行っています。

表 5-5 石岡クリーンセンターの概要

施設名称	石岡クリーンセンター	
所在地	茨城県石岡市東府中25番1号	
事業主体	湖北環境衛生組合	
組合構成市	かすみがうら市、土浦市、小美玉市、石岡市	
処理能力	141kℓ/日(し尿52kℓ/日、浄化槽汚泥89kℓ/日)	
建設年月日	平成14年7月～平成17年3月	
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式+高度処理	
処理水質	pH(水素イオン濃度)	5.8～8.6
	BOD(生物化学的酸素要求量)	10mg/ℓ以下
	COD(化学的酸素要求量)	10mg/ℓ以下
	SS(浮遊物質)	10mg/ℓ以下
	T-N(全窒素)	10mg/ℓ以下
	T-P(全リン)	1mg/ℓ以下
	色度	30度以下
	大腸菌群数	1000個/cm ³ 以下



図 5-2 石岡クリーンセンター施設外観

6) 最終処分

石岡クリーンセンターで処理された処理水は、公共用水域に放流されます。し尿及び浄化槽汚泥の処理後に発生する脱水汚泥は、民間施設で焼却処理後、埋立処分しています。

第2節 生活排水処理の実績

1. 処理形態別人口

生活排水処理形態別人口の推移を表 5-6 及び図 5-3 に示します。人口の減少に伴い、いずれの処理形態の人口も減少傾向にあります。人口割合別に見ると公共下水道（接続）は増加傾向にあり、浄化槽（合併処理浄化槽・単独処理浄化槽）人口及び非水洗化人口は減少傾向にあります。農業集落排水施設人口については横ばい状態です。

表 5-6 生活排水処理形態別人口の推移（外国人登録人口含む）

区分\年度	単位	実績				
		R1	R2	R3	R4	R5
年間日数	日	366	365	365	365	366
1. 計画処理区域内人口(行政人口)	人	74,286	73,293	72,281	71,524	70,540
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	人	62,279	61,357	60,589	59,842	59,238
(1) コミュニティプラント人口(接続)	人	0	0	0	0	0
(2) 公共下水道(接続)	人	36,033	35,981	35,669	35,717	35,896
(3) 合併処理浄化槽人口	人	22,693	21,811	21,378	20,628	19,905
(4) 農業集落排水人口(接続)	人	3,553	3,565	3,542	3,497	3,437
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	人	6,662	6,880	6,701	6,691	6,421
4. 非水洗化人口	人	5,345	5,056	4,991	4,991	4,881
(1) し尿収集	人	5,295	5,011	4,946	4,946	4,841
(2) 自家処理	人	50	45	45	45	40
5. 浄化槽人口(2.(3)+3.)	人	29,355	28,691	28,079	27,319	26,326
生活排水処理率※	—	83.8%	83.7%	83.8%	83.7%	84.0%

※生活排水処理率(%) = 水洗化・生活雑排水処理人口(人) ÷ 計画処理区域内人口(行政人口)(人)

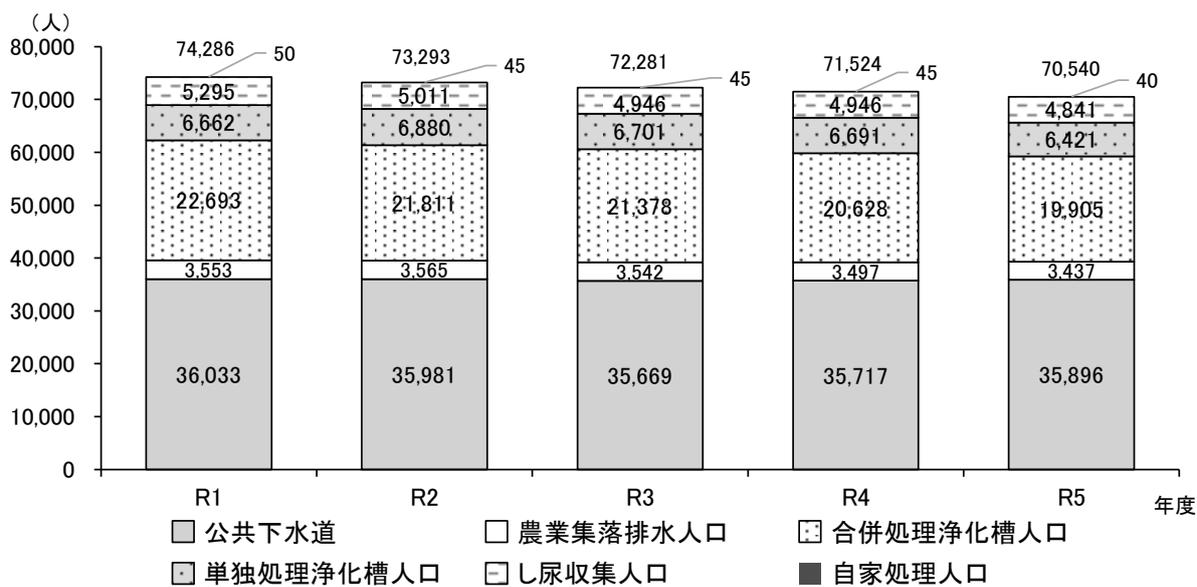


図 5-3 生活排水処理形態別人口の推移（外国人登録人口含む）

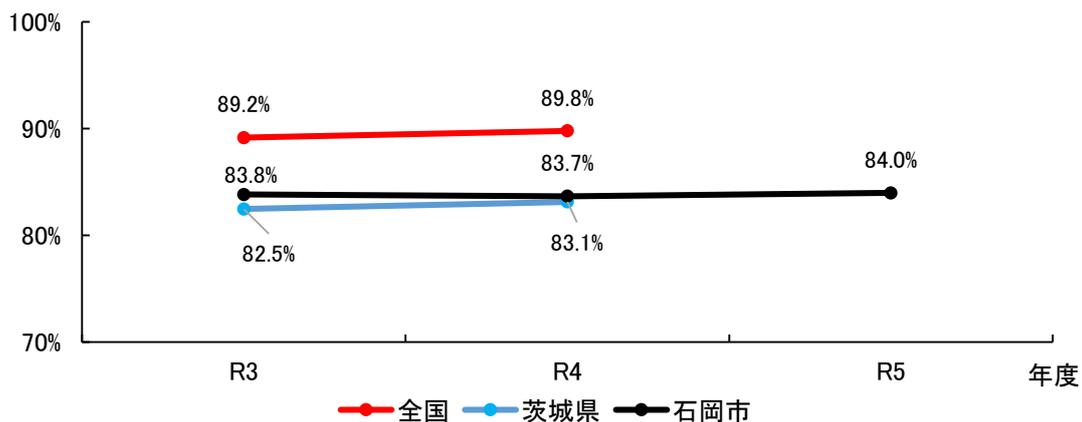
2. 生活排水処理率の推移

国、茨城県、本市の生活排水処理率の比較を図 5-4 に示します。

本市の生活排水処理率は、令和3年度の83.8%から令和5年度には84.0%となっており、微増傾向にあります。

国の生活排水処理率と比較すると、令和3年度及び令和4年度ともに国の平均値を下回っており、令和3年度は5.4%、令和4年度は6.1%低くなっています。

一方で、茨城県の生活排水処理率と比較すると、令和3年度及び令和4年度ともに茨城県の平均値を上回っており、令和3年度は1.3%高く、令和4年度は0.6%高くなっています。



全国及び茨城県の出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

図 5-4 国、茨城県、本市の生活排水処理率の比較

3. し尿及び浄化槽汚泥の排出量の実績

し尿及び浄化槽汚泥排出量の実績を表 5-7、日平均排出量の推移を図 5-5 に示します。

し尿及び浄化槽汚泥の排出量及び日平均排出量は、令和2年度以降、緩やかな減少傾向となっています。一方で、1人1日当たりのし尿排出量及び1人1日当たりの浄化槽汚泥量は増加傾向にあります。

表 5-7 し尿量及び浄化槽汚泥量の排出量の実績

区分\年度	単位	実績				
		R1	R2	R3	R4	R5
年間排出量	kℓ/年	18,254	19,284	18,380	17,686	17,485
し尿	kℓ/年	1,740	1,825	1,823	1,751	1,806
浄化槽汚泥	kℓ/年	16,514	17,459	16,557	15,935	15,679
日平均排出量	kℓ/日	49.87	52.83	50.36	48.45	47.77
し尿	kℓ/日	4.75	5.00	4.99	4.80	4.93
浄化槽汚泥	kℓ/日	45.12	47.83	45.36	43.66	42.84
浄化槽汚泥混入率※	%	90.47	90.54	90.08	90.10	89.67
脱水汚泥搬出量	t/年	1,379	1,470	1,442	1,342	1,267
1人1日当たりし尿排出量	ℓ/人/日	0.90	1.00	1.01	0.97	1.02
1人1日当たり浄化槽汚泥排出量	ℓ/人/日	1.54	1.67	1.62	1.60	1.63

※ 浄化槽汚泥混入率＝浄化槽汚泥÷年間排出量×100

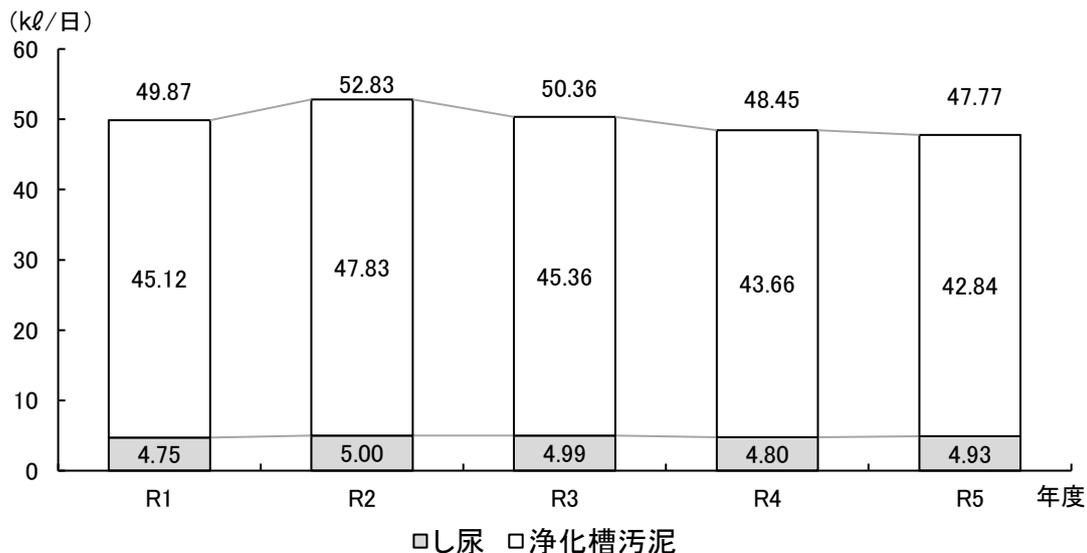
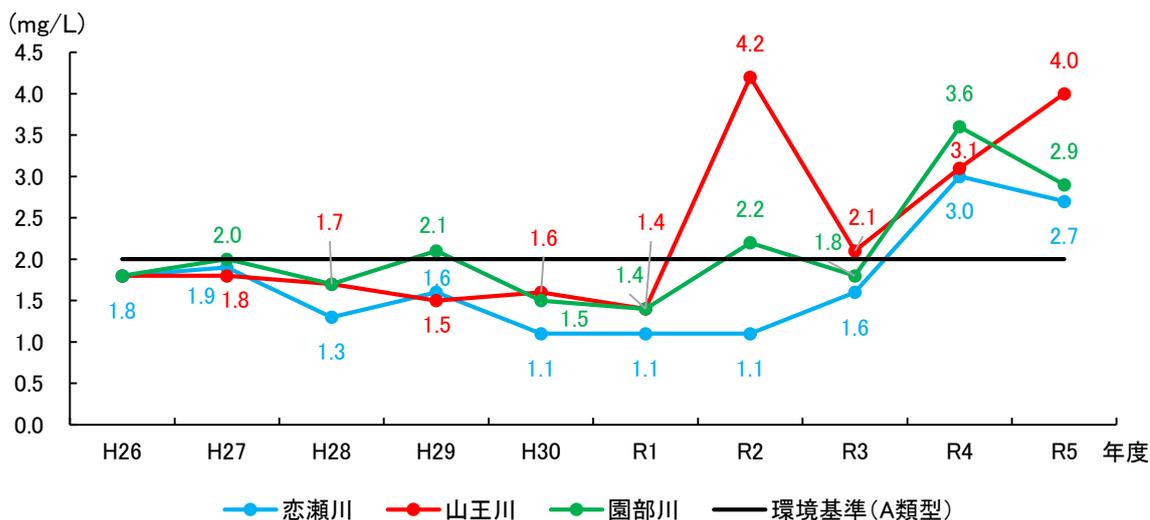


図 5-5 日平均排出量の推移

4. 市内主要河川の水質結果

市内の主要河川における水質（BOD 75%値）分析結果を図 5-6 に示します。

各河川における BOD 75%値は増加傾向となっており、過去5年間に於いては、山王川では令和2年度から令和5年度の5年間、園部川では令和2年度、令和4年度及び令和5年度の3年間、そして恋瀬川では令和4年度、令和5年度の2年間で環境基準を超過しています。



出典：令和6年版茨城県環境白書

図 5-6 市内主要河川の水質（BOD 75%値）分析結果の推移

第5章 | 生活排水処理実績の整理

第3節 生活排水処理の課題

1. 生活排水処理率の向上

本市の生活排水処理率は、増加傾向にあるものの、増加は充分ではありません。これは、公共下水道整備（供用開始）区域及び農業集落排水施設整備（供用開始）区域における、公共下水道及び農業集落排水施設への転換が進んでいないこと、整備区域外における単独処理浄化槽または汲み取り便槽からの合併処理浄化槽への切り替えが遅滞していることが要因です。今後も引き続き、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の利用を推進する必要があります。

2. 合併処理浄化槽の整備

生活排水対策を講じる上で、合併処理浄化槽の普及も重要です。公共下水道整備区域外や農業集落排水施設整備区域外の地域等については、合併処理浄化槽の設置を推進することにより、生活排水処理率の向上を図る必要があります。

3. 生活雑排水の排出抑制

引き続き、恋瀬川、山王川、園部川の水質の傾向を把握しつつ、市民に対しては、水質保全に関する必要な情報、啓発活動を行うことで、未処理の生活雑排水の自然環境への流出を抑制していく必要があります。

4. 汚水処理施設の広域化・共同化

下水、し尿及び浄化槽汚泥の処理については、全国的な人口減少や処理を実施する技術員の不足等を踏まえた対策が必要になると想定されます。

このことから、汚水処理施設の広域化・共同化を検討する必要があります。

第6章 生活排水処理基本計画

第1節 基本理念及び基本方針

1. 基本理念

本市を流れる河川は、利根川水系に当たり、代表的な河川として、吾国山を水源とする恋瀬川、柏原池を主な水源とする山王川、八郷地区を水源とする園部川が挙げられ、いずれの河川も、霞ヶ浦に流入しています。本計画では、前計画を踏襲し、市民生活において排出される生活排水の処理に係る浄化槽等の施設整備を行い、公共用水域の水質汚濁の防止を図り、良好な水環境の保全に努めることを目標とします。

本計画の基本理念は、前計画を踏襲し、以下のとおりとします。

石岡市 生活排水処理基本計画 基本理念

良好な霞ヶ浦の水環境の保全をめざして

2. 基本方針

基本理念と同様に、取り組みの柱となる基本方針も前計画を踏襲します。

基本方針1：合併処理浄化槽の設置促進

公共下水道等の整備や合併処理浄化槽の設置を進めていますが、未だ生活雑排水を未処理で放流している単独処理浄化槽や汲み取り便槽の使用世帯があることから、公共下水道等が整備されていない地域において、合併処理浄化槽の更なる普及促進を図っていきます。

基本方針2：浄化槽の適正管理の促進

合併処理浄化槽の普及はもとより、浄化槽の設置後の機能を維持することで、公共用水域の水質汚濁を防止していくことが必要です。浄化槽の設置者へ、維持管理の徹底に向けた啓発活動等を図っていきます。

第6章 | 生活排水処理基本計画

第2節 目標値の設定

1. 目標値の設定

本計画の目標値は、「汚水処理施設アクションプラン」にて示されている目標値を踏まえ、その他の浄化槽人口や公共下水道及び農業集落排水施設への接続率等については本計画で独自予測し設定します。

目標年度は、本計画の中間目標年度（令和11年度）と計画目標年度（令和16年度）とし、目標値を表6-1のとおり設定します。

表 6-1 生活排水処理率目標値

項目	中間目標 (令和11年度)	計画目標 (令和16年度)
生活排水処理率	89.8%	91.2%

2. 生活排水処理の将来予測

1) 処理形態別人口の予測

処理形態別人口の予測を図6-1に示します。

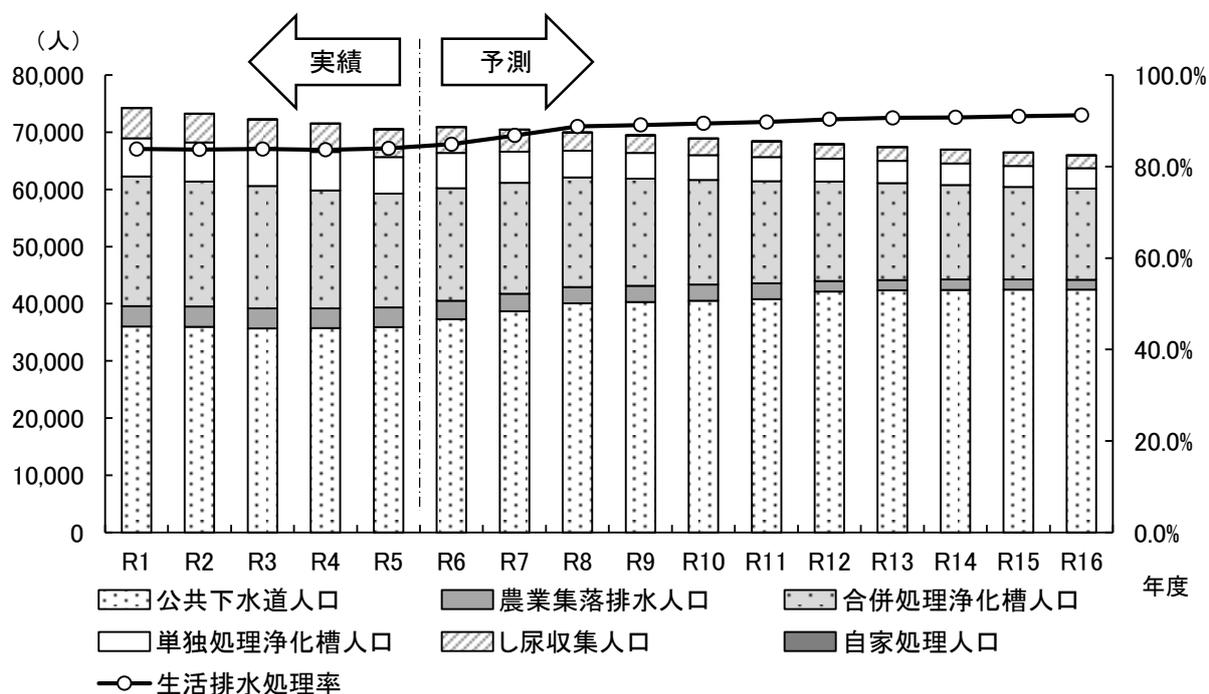


図 6-1 処理形態別人口の予測

2) し尿及び浄化槽汚泥排出量の予測

し尿及び浄化槽汚泥排出量は、人口減少や下水道の整備に伴い、減少傾向になると予測されます。し尿及び浄化槽汚泥排出量の予測を図6-2に示します。

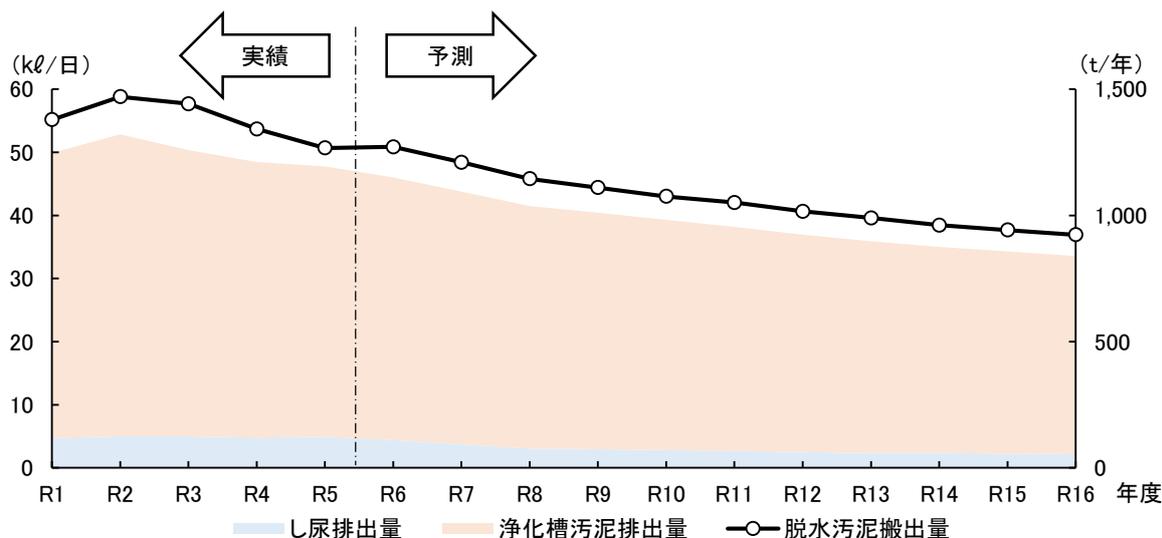


図 6-2 し尿及び浄化槽汚泥排出量の予測

第3節 本計画にて推進する施策

1. 排出管理に関する教育・啓発

- ・小・中学校における環境教育や家庭に配布される広報等を活用し、台所等からの水質汚濁物の排出を低減させることが水辺環境の改善につながることへの理解を深め、アクリルたわしの使用、廃油を直接排水口に流さないための油のふき取り、水切りネットの使用を推奨していきます。
- ・廃油回収ボックスの拠点設置により、廃油石鹼の流通経路を確保し、廃油石鹼の使用を推奨していきます。
- ・河川水質の水質検査を定期的に行い、市のホームページ等で情報を提供していきます。
- ・事業所等においては、事業活動に伴う水質汚濁物質の放流を低減させるよう啓発を行います。



廃油の石鹼作り

2. 公共下水道の整備

事業計画区域内における整備を推進するとともに、公共下水道の供用が開始された地区の接続率の向上を図ります。また、終末処理施設や污水管の適切な維持管理を図るとともに、処理水や汚泥の適正な処理に努めます。さらに、公共下水道の使用料の適正化や施設管理の効率化を図り、公共下水道事業会計の安定化に努めます。

3. 農業集落排水施設への接続率の向上

農業集落排水処理施設については、更なる農業集落地域の生活環境の向上と水質保全を図るため、供用が開始されている地区の接続率の向上を図ります。また、将来の維持管理性や経済性を考慮し、近隣の公共下水道等へ取り込むことについて、今後検討することとします。

第6章 | 生活排水処理基本計画

4. 合併処理浄化槽の促進

公共下水道整備区域外や農業集落排水施設整備区域外の地域での新たな住宅、事務所の建設に当たっては、合併処理浄化槽を設置するよう建築主に指導するとともに、現在、単独処理浄化槽または汲み取り便槽を設置している住宅等に対し、合併処理浄化槽への切り替えを啓発していきます。また、個人による合併処理浄化槽の設置に対しては、設置費用の補助を継続していきます。

5. 市民、事業者における施策

1) 生活排水処理施設の利用促進

公共下水道及び農業集落排水施設の整備済み区域においては、当該施設への接続を推進します。また、公共下水道整備区域外では、合併処理浄化槽の設置及び利用を推進します。

2) 事業所における施策

事業所等に対しては、家庭における対策と同様に、生活排水処理施設による適正な処理を推進し、工場等に対しては、公共用水域の汚濁原因となる物質の適正処理を推進します。

6. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

1) 生活排水の主体

生活排水の処理主体は、現在の体制（表 5-3）を継続していきます。

第4節 収集・運搬計画

1. 収集・運搬体制

収集・運搬区域は本市の全域とします。

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、現状どおり本市の全域で許可業者が行うこととします。

2. 許可業者への指導

し尿及び浄化槽汚泥を収集・運搬する許可業者に対しては、生活環境に配慮し、収集業務を衛生的、効果的に行うよう指導を徹底します。

第5節 中間処理・最終処分計画

1. 適正処理の推進

収集・運搬されたし尿及び浄化槽汚泥は、適正に処理できるよう、石岡クリーンセンターの維持管理を適正に行い、処理能力を維持します。なお、今後、施設の更新等の必要があれば、汚水処理施設の広域化・共同化を目指して、周辺自治体と検討していくものとします。

2. 安全で安定した最終処分

中間処理後の処理水は、公共用水域に放流します。また、中間処理後に発生する脱水汚泥は、引き続き、民間施設で焼却処理後、埋立処分を行います。

資 料 編

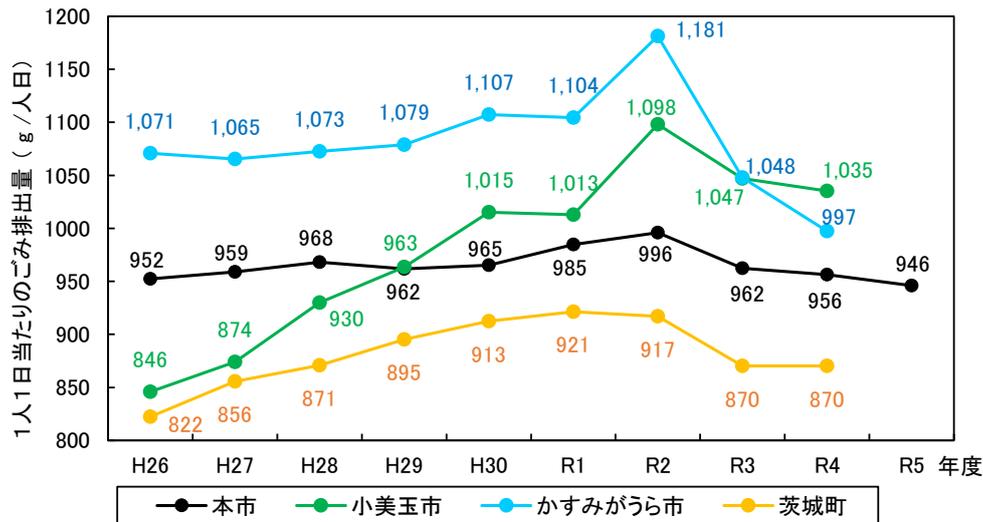
1.	ごみ処理量の組合構成市町との比較	1
2.	ごみ処理の評価	3
3.	人口予測	7
4.	ごみ量実績及び処理量予測	8
5.	生活排水処理形態別等人口	13
6.	石岡市廃棄物減量等推進審議会	15

第 1 章 ごみ処理量の組合構成市町との比較

1. 1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量の霞台厚生施設組合構成市町との比較を図 1-1 に示します。

組合構成市町は、平成 26 年度から令和 2 年度まで増加傾向にあり、令和 3 年度は減少に転じています。本市と組合構成市町の 1人1日当たりのごみ排出量を比較すると、全ての年度において茨城町が最も少なく、平成 28 年度までは茨城町、小美玉市、本市、かすみがうら市の順で少なくなっていました。平成 29 年以降は、本市が茨城町に次いで少なくなっています。



本市を除く組合構成市町の出典：環境省一般廃棄物処理実態調査結果

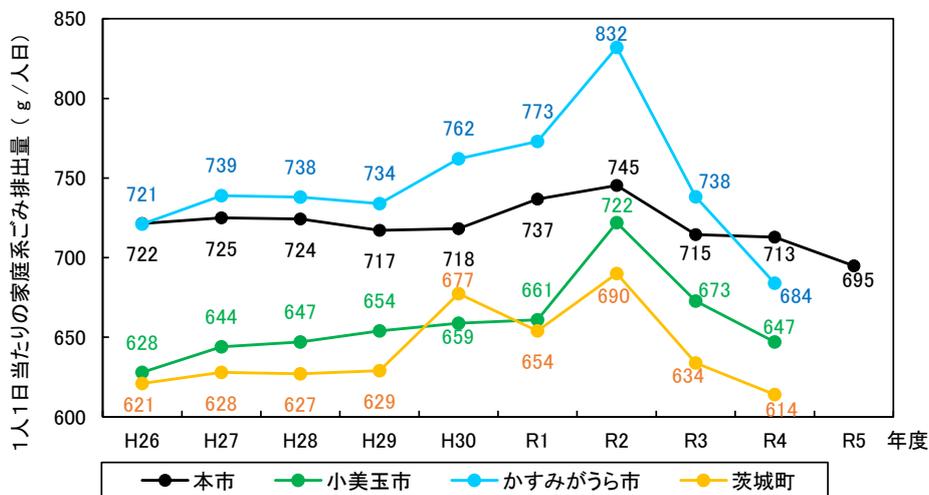
図 1-1 1人1日当たりのごみ排出量の組合構成市町との比較

2. 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の組合構成市町との比較を図 1-2 に示します。

組合構成市町は、令和 2 年度まで増加傾向にあり、令和 3 年度以降は減少に転じています。

本市と組合構成市町の 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を比較すると、本市は、令和 3 年度以前はかすみがうら市に次いで多くなっており、令和 4 年度は 4 市町の中で最も多くなっています。



本市を除く組合構成市町の出典：環境省一般廃棄物処理実態調査結果

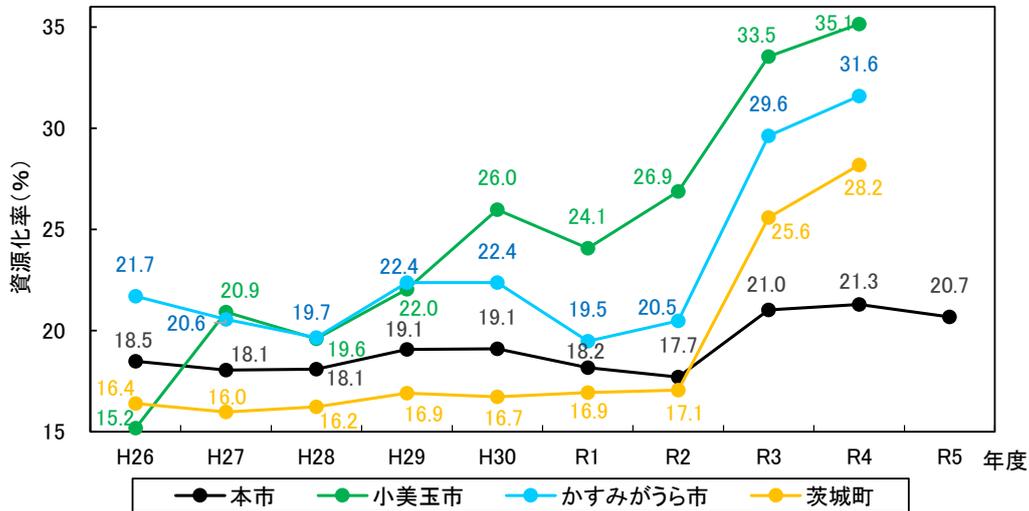
図 1-2 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の組合構成市町との比較

3. 資源化率

資源化率の組合構成市町との比較を図 1-3 に示します。

組合構成市町では、かすみがうら市及び茨城町は、令和 2 年度まで概ね横ばいであり、令和 3 年度以降は大幅に増加しています。また、小美玉市は、平成 26 年度以降増加傾向にあります。

組合構成市町の資源化率と比較すると、本市は、令和 2 年度まで茨城町を上回っていましたが、令和 3 年度以降は最少となっています。



※本計画における本市の実績は、公共関与以外の事業系ごみを含めていないため、他の組合構成市町の実績に比べ低くなっています。

本市を除く組合構成市町の出典：環境省一般廃棄物処理実態調査結果

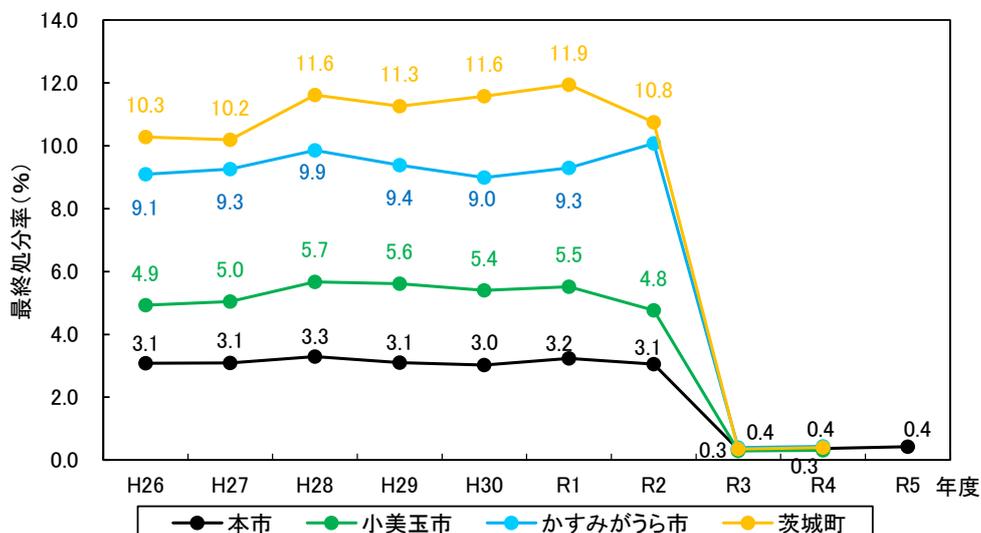
図 1-3 資源化率の組合構成市町との比較

4. 最終処分率との比較

最終処分率の組合構成市町との比較を図 1-4 に示します。

組合構成市町は、平成 26 年度から令和 2 年度まで概ね横ばいであり、令和 3 年度以降は大幅に減少しました。

本市と組合構成市町の最終処分率を比較すると、本市は、令和 2 年度まで最少となっており、令和 3 年度以降は、4 市町と同程度となっています。



本市を除く組合構成市町の出典：環境省一般廃棄物処理実態調査結果

図 1-4 最終処分率の組合構成市町との比較

第2章 ごみ処理の評価

1. 施策の評価

前計画（令和2年3月策定）において掲げた施策を「A：実施」、「B：一部実施」、「C：未実施」の3段階で評価しました。

施策の評価結果を表 2-1 に示します。

表 2-1 施策の評価結果

現行計画の推進施策		実施状況	評価
施策項目	具体的取り組み内容		
1 生ごみの減量・資源化	(1) 生ごみ処理機等の使用による減量化の啓発	・令和5年11月から電動生ごみ処理機のモニター募集を開始し、市のホームページに加え、市民の集会等でもモニター募集についての周知を行った。(モニター参加者：累計14人、導入による減量効果：2.7～26kg)	B
		・今後は、モニター結果を活かして、電動生ごみ処理機の本格導入に向けた助成金制度等の導入を検討し、家庭での生ごみの自家処理を推進を図る。	
		・広報いしおかで、食品ロスの削減及びゼロ活についての記事を掲載し、啓発を行った。	A
		・広報いしおか及びごみ分別ガイドにて水切り実施についての啓発を行った。	A
2 レジ袋・過剰包装の削減	(1) マイバッグ、買い物かご利用促進運動 (2) 事業者へ過剰包装や流通包装廃棄物の抑制に関する協力要請	・市ホームページで、レジ袋の削減に関する啓発を行った。	A
		・茨城県のエコシヨップ制度に基づき、市内小売店のエコシヨップ認定を引き続き実施している。	A
		・市内企業で、家庭から排出されたプラスチックを再生樹脂ペレットにし、製造した再生樹脂ペレットを原料に工業用ペレットを作る実証実験を実施した。	B
		・市ホームページでジモテイの周知を行い、再利用を推進している。	B
3 使い捨て品の使用抑制、再生品の推進	(1) 再生品利用に関する市民への周知 (2) 事業者へ再生品の利用・販売に関するより幅広い啓発 (3) 市は率先して環境物品等の調達を推進 (4) 環境物品等に関する適切な情報提供	・年に1度、掲示板に展示して啓発を行っている。	B
		・グリーン購入を実施している。	B
		-	C
		・令和2年4月より八郷地区で指定袋制度を開始し、これにより市全体で指定袋制度が実施された。	A
4 ごみ手数料等	(1) 八郷地区において令和2年4月より指定袋を導入 (1) 転入者、集合住宅の居住者への分別ルール等の情報提供 (2) ごみ分別のモデル家庭の紹介検討	・転入時に「保存版ごみ分別ガイド(石岡市全域版)」を配布している。	B
		・集合住宅の分別が特別悪い等の実状がなかったため、集合住宅には、特別に何かを配布するということは実施していない。	
		・適宜、パンフレット及びごみ分別ガイドを配布している。	C
		・令和3年度にごみ収集日カレンダー及びごみ分別ガイドを見直し、市ホームページでも公表した。 また、今年度、再度ごみ分別ガイドの見直しを行う予定である。	A
5 分別の徹底	(2) ごみ分別のモデル家庭の紹介検討 (3) ごみ分別ガイド等の見直し検討及び広報への掲載	・令和3年度の新広域施設での処理に移行後は、不燃ごみ内に混入している小型家電を選別し、リサイクルしている。	A
		・回収ボックスの利用による携帯電話やスマートフォン類の拠点回収を実施している。	A
		・資源ごみ回収を年2回以上実施した団体を対象した補助制度を実施している。	A
		-	C
6 小型家電の回収	(3) 小型家電製品に含まれる有用金属のリサイクル	・茨城県のエコシヨップ制度に基づき、市内小売店のエコシヨップ認定を引き続き実施している。 (令和6年3月の段階でエコシヨップ認定数9店)	A
		・現在、市内に「多量排出事業者」に該当する事業者がいないことから、減量化、資源化等計画の策定及び提出要請は実施していない。	C
		・分別不徹底のごみは啓発ツールを貼ったうえで集積所に残すことで、市民に対する啓発を行っている。	A
		・震台クリーンセンターからい搬入時に、震台厚生施設組合と合同でごみ搬入検査を年に2・3回実施し、直接指導している。	A
7 集団回収の推進	(1) 資源ごみ回収事業補助金制度の実施 (1) 事業者へ店頭回収の実施を協力要請 (2) 資源の店頭回収に取り組む事業者紹介	・小学4年生を対象として、毎年震台クリーンセンターからいの施設見学を実施している。	A
		・学校にて環境学習(プラスチックについて)に関して呼びかけを行ったり、市指定ごみ袋に記載する標語を募集したりしている。	A
		・震台クリーンセンターからいにて、「エコキャップアート」や「廃食用油でのキャンダル作り」等のイベントを開催した。	A
		・環境学習用教材や副読本を作成した。	A
8 店頭回収等の実施	(1) 事業者へ店頭回収の実施を協力要請 (2) 資源の店頭回収に取り組む事業者紹介	・震台クリーンセンターからいにて、「エコキャップアート」や「廃食用油でのキャンダル作り」等のイベントを開催した。	A
		・恋瀬川探検隊(県、本市・かすががうら市・小美玉市と合同で、参加希望した子ども達で自然観察体験学習会を実施する活動)を実施している。	A
		・小学4年生を対象として、毎年震台クリーンセンターからいの施設見学を実施している。	A
		・随時、イベントや施設見学を実施している。	A
9 エコ・シヨップ制度の推進	(1) 環境にやさしい商品販売やごみの減量化リサイクルに取り組む店舗をエコシヨップへ認定 (1) 多量排出事業者に対する減量化、資源化等計画の策定及び提出要請 (2) 上記実施状況の把握、助言、指導	・環境学習用教材や副読本を作成した。	A
		・震台クリーンセンターからいにて、「エコキャップアート」や「廃食用油でのキャンダル作り」等のイベントを開催した。	A
		・恋瀬川探検隊(県、本市・かすががうら市・小美玉市と合同で、参加希望した子ども達で自然観察体験学習会を実施する活動)を実施している。	A
		・小学4年生を対象として、毎年震台クリーンセンターからいの施設見学を実施している。	A
10 多量排出事業者への対策	(1) 小・中学校での環境学習推進 (2) 上記実施状況の把握、助言、指導	・随時、イベントや施設見学を実施している。	A
		・市民団体が年に2回開催している消費生活展を年に1回実施しているが、集客はあまりできていない。	B
		-	C
		・つながらるプロジェクト(生活支援体制整備事業)のたすけあい活動内で一人暮らし高齢者のごみ出しを呼びかけを実施している。	B
11 環境学習機会の創出	(1) 小・中学校での環境学習推進 (2) 環境学習用教材や副読本の作成検討及び教育委員会と連携の検討 (3) ごみの発生抑制、再資源化をテーマにした学習会、親子で参加するリサイクル体験等を実施による啓発 (4) 環境省が推進することもエコクラブや民間事業者が行っている体験型環境学習等との連携による取り組み推進 (5) 環境保全や資源循環に対する知識と行動習得のための各種学習機会の設置	・本市では、以前に、高齢者を対象としたごみ出し支援サービスを導入を検討したが、導入には至らなかった。現在は、別の福祉団体が窓口となり、市内でごみ出し支援サービスを提供している事業者を紹介している。	A
		・広報にて、年に1回啓発を実施している。	A
		・実状として、野外焼却は未だ行われている。野外焼却自体が合法であっても、苦情が出た場合は対応しなければならぬため、消防署と連携して見回りパトロールや指導を実施している。	A
		・不法投棄防止に関する周知や不法投棄多発地域における市道への看板設置を実施している。	A
12 高齢化社会への対応	(1) 高齢者を対象としたごみ出し支援サービス等導入検討 (2) 民間事業者と共同でキャンペーン等を推進	・市ホームページでジモテイに関する周知を行い、再利用を推進している。	C
		・委託事業者との情報交換会を開催している。また、筑波山のクリーンアップ事業として事業者と市民と協働により清掃作業に連携して取り組んでいる。	B
		・家庭から排出される製品プラスチックの内容や量を把握するための実証実験を実施した際は、実施に関する告知を行った。	A
		・適宜、広報誌や分別ガイドを通して、状況提供している。	A
13 野外焼却(野焼き)禁止の周知	(1) 消防署等関係機関と連携した野外焼却防止対策の推進 (1) ごみの発生抑制や資源化に関するアイデアを募集しホームページ等で紹介 (2) 不用品の情報交換の機会創設の促進 (3) 市民、事業者、行政等による連携体制構築のための交流機会の創出 (4) 広報紙、ホームページ、説明会等による情報提供	・適宜、広報誌や分別ガイドを通して、状況提供している。	A
		・適宜、臨時で実施している。	A
		・適宜、パンフレット及びごみ分別ガイドを配布している。	A
		・古紙類や古布等、民間業者で直接資源化委託できるものは、民間施設に直接搬入し資源化を実施している。	A
14 その他	(1) 消防署等関係機関と連携した野外焼却防止対策の推進 (1) ごみの発生抑制や資源化に関するアイデアを募集しホームページ等で紹介 (2) 不用品の情報交換の機会創設の促進 (3) 市民、事業者、行政等による連携体制構築のための交流機会の創出 (4) 広報紙、ホームページ、説明会等による情報提供	・古紙類や古布等、民間業者で直接資源化委託できるものは、民間施設に直接搬入し資源化を実施している。	A
		・プラスチックの資源化ルートについても検討している。	A
		-	A
		-	A

A：実施、B：一部実施、C：未実施

2. 前計画の達成状況

(1) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の目標達成状況を図 2-1 に示します。

令和5年度の実績値と前計画の中間目標値及び計画目標値を比較すると、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は目標値をいずれも未達成でした。

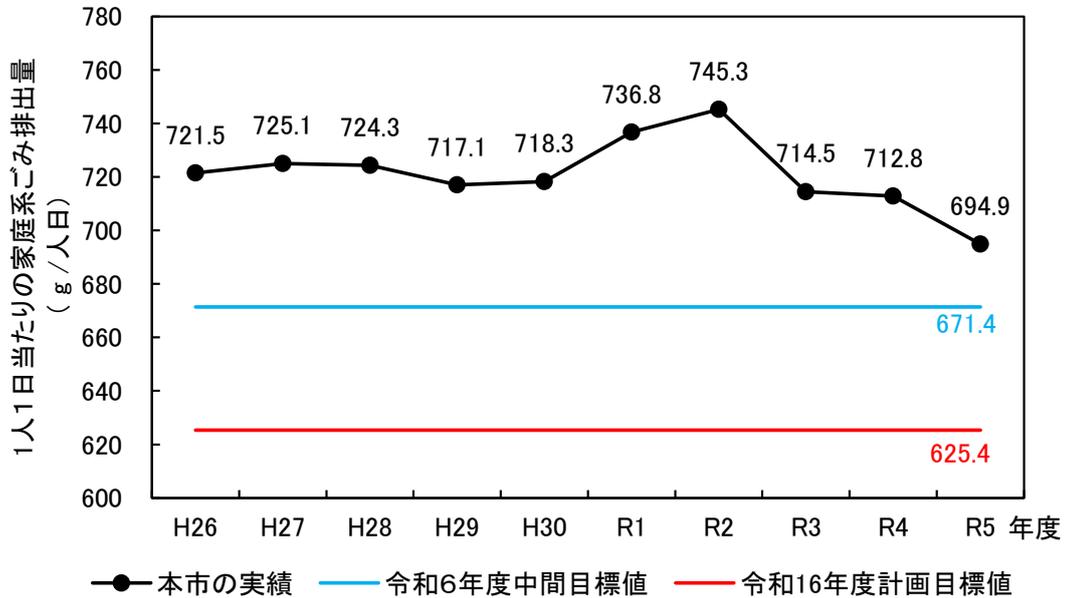


図 2-1 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の目標達成状況

(2) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の目標達成状況を図 2-2 に示します。

令和5年度の実績値と前計画の中間目標値及び計画目標値を比較すると、事業系ごみ排出量は、中間目標値を達成していますが、計画目標値は達成していません。

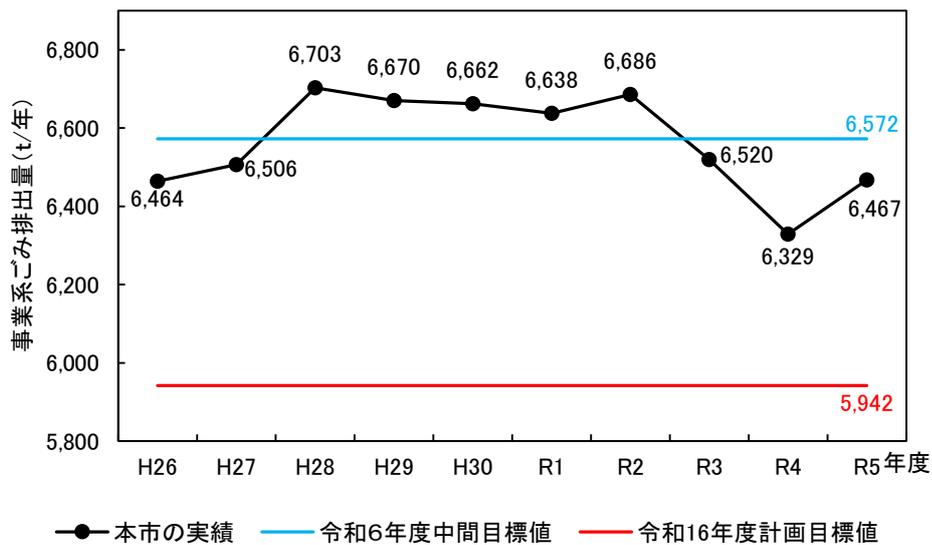


図 2-2 事業系ごみ排出量の目標達成状況

(3) 資源化率

資源化率の目標達成状況を図 2-3 に示します。

令和5年度の実績値と前計画の中間目標値及び計画目標値を比較すると、資源化率は、中間目標値を達成していますが、計画目標値は達成していません。

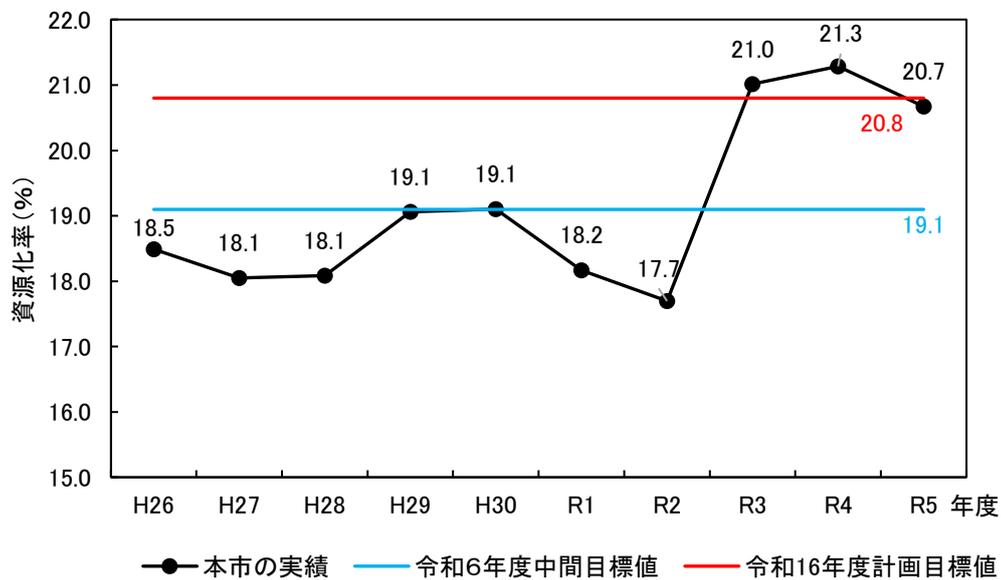


図 2-3 資源化率の目標達成状況

第3章 人口予測

ごみ処理基本計画における人口予測を図 3-1 に示します。

ごみ処理基本計画における人口予測は、10月1日時点の常住人口及び「石岡市総合計画 第2期基本計画（令和6年3月策定）」に基づき設定し、直線補間により算出しました。本計画の中間目標年度である令和11年度の人口は66,000人、計画目標年度を令和16年度の人口は62,114人となり、令和1年度より減少傾向を示しています。

また、生活排水処理基本計画における人口予測は、実績値及び「汚水処理施設アクションプラン（令和5年3月改定）」を基に設定しました。

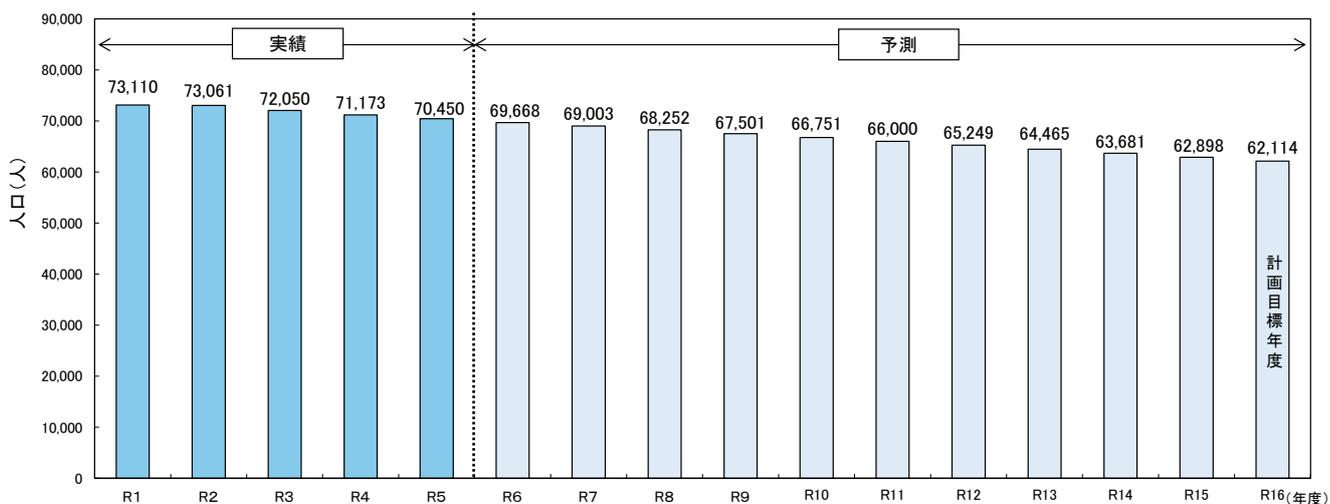


図 3-1 ごみ処理基本計画における人口予測

第4章 ごみ量実績及び処理量予測

1. 予測方法

ごみ排出量の予測は、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(g/人・日)及び事業系ごみは年間排出量(t/年)を基に行います。

予測については、過去5年間の実績に一定の増減が認められる場合は、最も近似する回帰式を最小二乗法で求めて行います。

回帰式を求める方法として、次の6ケースについて検討します。ただし、実績値の変動が大きく一定の傾向がない場合(相関係数が低い場合)や現実的でない場合には現況固定(平成30年度の実績値で推移)や平均値により予測値を設定します。

①	一次傾向線	$y=ax+b$
②	二次傾向線	$y=ax^2+bx+c$
③	一次指数曲線	$y=a \times b^x$
④	べき曲線	$y=y_0+a \times x^b$
⑤	対数曲線	$y=a \times \ln(x)+b$
⑥	ロジスティック曲線	$y=K / (1+e^{(a-bx)})$
⑦	分数式	$y=a/x+b$
	x	年度(基本年からの経過年数)
	y	x年度(基本年からx年後)の推計値
	y ₀	実績初年度の値
	K	過去の実績値から求められる飽和値
	a、b、c	最小二乗法により求められる定数

種類	概要
一次傾向線	将来の発生量は直線的に増加または減少します。
二次傾向線	上または下に凸の曲線で頂上(底)を超えると増加(減少)傾向が続きます。長期間の予測式として採用する時は注意を要します。
一次指数曲線 べき曲線	式の係数により曲線の動きは異なるが、将来の発生量は急増(急減)するか、増加の傾向が徐々に穏やかになります。
対数曲線 分数式	将来の発生量の増加(減少)の動きが徐々に緩やかになります。
ロジスティック曲線	最初は緩やかに増加(減少)し、その後急激に増加(減少)します。一定値に(上限または下限)に達すると動きはほぼ横ばいとなります。

次にごみの排出の抑制、再生利用の促進の効果を踏まえた目標を設定し、目標達成後の予測を行います。

2. 予測結果

現状維持の場合の予測を表4-1に、施策を実施した場合の予測を表4-2に示します。

表 4-1 現状維持の場合の予測(1)

	単位	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
		日	365	366	365	365	365	366	365	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	366	365	365
人口	人	76,713	76,020	75,346	74,666	73,883	73,110	73,061	72,050	71,173	70,333	69,668	69,003	68,252	67,501	66,751	66,000	65,249	64,465	63,681	62,898	62,114
総排出量	t/年	26,666.75	26,680.17	26,622.00	26,212.80	26,032.83	26,352.92	26,561.14	25,309.86	24,846.77	24,354.32	24,033.60	23,840.27	23,628.94	23,484.74	23,214.86	23,010.82	22,808.38	22,660.82	22,390.54	22,183.38	21,976.79
家庭系ごみ	t/年	20,202.62	20,173.81	19,919.11	19,542.47	19,370.61	19,715.19	19,875.47	18,790.24	18,517.77	17,887.22	17,669.69	17,501.02	17,310.55	17,166.98	16,929.86	16,739.38	16,548.91	16,394.86	16,151.22	15,952.63	15,753.79
燃やすごみ	t/年	17,004.90	17,019.67	16,814.32	16,543.04	16,269.39	16,500.13	16,254.65	15,562.15	15,282.84	14,670.00	14,570.75	14,431.66	14,274.60	14,156.21	13,960.67	13,803.60	13,646.54	13,519.49	13,318.60	13,154.83	12,990.85
不燃ごみ・缶・金属	t/年	654.24	643.96	611.08	577.45	594.83	636.83	675.91	492.50	438.16	415.94	431.09	426.97	422.33	418.82	413.04	408.39	403.74	399.99	394.04	389.20	384.35
高分子ごみ	t/年	3.45	3.45	3.34	3.28	5.36	5.60	10.08	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資源ごみ	t/年	1,646.35	1,579.47	1,494.40	1,523.16	1,508.68	1,489.48	1,766.85	1,913.80	1,896.34	1,876.78	1,820.56	1,803.18	1,783.55	1,768.76	1,744.33	1,724.70	1,705.08	1,689.21	1,664.10	1,643.64	1,623.16
古紙類	t/年	688.35	626.22	578.73	523.44	458.11	439.82	568.44	516.28	466.74	439.53	455.40	451.05	446.14	442.44	436.33	431.42	426.51	422.55	416.26	411.15	406.02
古布	t/年	35.34	36.51	33.36	29.05	71.35	72.23	79.99	92.41	84.76	77.40	81.50	80.72	79.84	79.18	78.08	77.20	76.33	75.62	74.49	73.58	72.66
ペットボトル	t/年	125.80	118.94	121.03	120.49	120.32	120.17	130.01	127.54	133.39	136.55	127.25	126.03	124.66	123.63	121.92	120.55	119.17	118.07	116.31	114.88	113.45
びん	t/年	616.91	621.91	582.62	576.95	561.64	546.25	562.83	538.71	527.77	504.86	503.02	498.24	492.82	488.72	481.98	476.56	471.13	466.73	459.81	454.14	448.50
陶磁器類	t/年	135.83	129.35	119.87	118.88	130.54	126.28	151.51	213.86	206.75	194.88	197.04	195.16	193.03	191.43	188.79	186.66	184.54	182.82	180.10	177.89	175.67
電球・蛍光灯	t/年	6.91	8.62	10.81	8.67	7.71	8.16	8.86	17.62	19.51	20.68	18.51	18.33	18.13	17.98	17.73	17.53	17.33	17.17	16.92	16.71	16.50
乾電池・水銀体温計	t/年	-	-	-	-	-	-	-	4.63	7.63	11.28	7.54	7.46	7.38	7.32	7.22	7.14	7.06	6.99	6.89	6.80	6.72
草木類	t/年	0.00	0.00	0.00	94.95	108.99	124.50	196.02	402.75	449.79	491.60	430.30	426.19	421.55	418.06	412.28	407.64	403.01	399.26	393.32	388.49	383.64
プラスチック	t/年	37.21	37.92	47.97	50.73	50.02	52.06	69.19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
粗大ごみ	t/年	467.62	533.17	620.57	576.22	701.40	827.75	1,065.41	741.03	814.17	841.02	767.10	759.78	751.51	745.28	734.99	726.72	718.45	711.76	701.18	692.56	683.93
可燃性粗大	t/年	-	-	-	-	-	-	-	416.38	434.72	482.53	426.93	422.86	418.26	414.79	409.06	404.46	399.86	396.13	390.25	385.44	380.64
不燃性粗大	t/年	-	-	-	-	-	-	-	272.15	329.29	319.93	294.96	292.14	288.96	286.57	282.61	279.43	276.25	273.68	269.61	266.30	262.98
粗大ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-	-	52.50	50.16	38.56	45.21	44.78	44.29	43.92	43.32	42.83	42.34	41.95	41.32	40.82	40.31
集団回収量	t/年	426.06	394.09	375.41	319.32	290.96	255.41	102.57	80.76	86.26	83.48	80.19	79.43	78.56	77.91	76.83	75.97	75.10	74.41	73.30	72.40	71.50
事業系ごみ	t/年	6,464.13	6,506.36	6,702.89	6,670.33	6,662.22	6,637.73	6,685.67	6,519.62	6,329.00	6,467.10	6,363.91	6,339.25	6,318.39	6,317.76	6,285.00	6,271.44	6,259.47	6,265.96	6,239.32	6,230.75	6,223.00
燃やすごみ	t/年	6,299.78	6,340.02	6,516.93	6,376.67	6,372.34	6,352.91	6,328.73	5,929.51	5,642.77	5,778.11	5,716.40	5,694.24	5,675.51	5,674.94	5,645.52	5,633.34	5,622.58	5,628.42	5,604.48	5,596.78	5,589.82
不燃ごみ・缶・金属	t/年	23.93	22.71	22.53	32.40	39.94	44.45	44.76	26.39	21.60	21.23	22.81	22.72	22.64	22.64	22.52	22.47	22.43	22.45	22.36	22.33	22.30
高分子ごみ	t/年	0.61	0.74	0.18	1.48	0.26	0.00	0.19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資源ごみ	t/年	66.43	65.88	56.37	175.58	178.99	158.06	149.37	479.62	539.51	552.60	517.83	515.83	514.13	514.08	511.41	510.31	509.34	509.86	507.70	507.00	506.37
古紙類	t/年	3.64	4.40	1.92	2.34	0.97	0.06	0.23	4.66	8.07	6.45	6.32	6.29	6.27	6.27	6.24	6.23	6.22	6.22	6.20	6.19	6.18
古布	t/年	-	-	-	-	-	-	-	0.07	0.19	0.09	0.12	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11
ペットボトル	t/年	0.39	0.00	0.02	0.19	0.02	0.22	0.43	2.72	2.85	2.41	2.63	2.62	2.61	2.61	2.60	2.59	2.59	2.59	2.58	2.57	2.57
びん	t/年	50.70	46.18	43.80	39.50	35.53	25.93	23.07	20.99	27.14	27.08	24.78	24.68	24.60	24.60	24.47	24.42	24.37	24.40	24.29	24.26	24.23
陶磁器類	t/年	11.70	15.27	10.63	13.04	13.65	12.75	4.70	12.98	12.36	10.76	11.89	11.85	11.81	11.81	11.75	11.72	11.70	11.71	11.66	11.64	11.63
電球・蛍光灯	t/年	0.00	0.03	0.00	0.14	0.11	0.26	0.32	0.00	0.04	0.00	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
乾電池・水銀体温計	t/年	-	-	-	-	-	-	-	0.08	0.00	0.00	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
草木類	t/年	0.00	0.00	0.00	120.37	128.71	118.84	120.62	438.12	488.86	505.81	472.05	470.24	468.69	468.64	466.20	465.20	464.31	464.79	462.82	462.19	461.61
プラスチック	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
粗大ごみ	t/年	73.38	77.01	106.88	84.20	70.69	82.31	162.62	84.10	125.12	115.16	106.87	106.46	106.11	106.10	105.55	105.32	105.12	105.23	104.78	104.64	104.51
可燃性粗大	t/年	-	-	-	-	-	-	-	45.04	75.00	70.27	62.70	62.46	62.25	62.24	61.92	61.80	61.67	61.73	61.47	61.39	61.32
不燃性粗大	t/年	-	-	-	-	-	-	-	30.57	38.00	35.64	34.33	34.20	34.09	34.09	33.91	33.83	33.77	33.81	33.66	33.62	33.57
粗大ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-	-	8.49	12.12	9.25	9.84	9.80	9.77	9.77	9.72	9.69	9.68	9.69	9.65	9.63	9.62
焼却処理施設																						
搬入量	t/年	23,820.19	23,972.16	24,079.77	23,536.74	23,436.09	23,951.72	23,917.94	22,349.68	21,885.12	21,444.41	21,190.54	21,021.21	20,836.35	20,710.80	20,474.47	20,296.29	20,119.55	19,991.35	19,754.96	19,574.25	19,394.08
燃やすごみ	t/年	23,304.68	23,359.69	23,331.25	22,919.71	22,641.73	22,853.04	22,583.39	21,491.66	20,925.61	20,448.11	20,287.15	20,125.90	19,950.11	19,831.15	19,606.19	19,436.94	19,269.12	19,147.91	18,923.08	18,751.61	18,580.67
可燃性粗大ごみ	t/年	183.24	209.13	227.89	242.42	259.50	324.68	359.71	461.42	509.72	552.80	489.63	485.32	480.51	477.03	470.98	466.26	461.53	457.86	451.72	446.83	441.96
高分子ごみ	t/年	4.06	4.19	3.52	4.76	5.62	5.60	10.27	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
可燃残渣	t/年	312.15	380.71	502.49	349.18	493.08	622.45	792.80	311.68	359.14	340.18	324.30	321.34	318.00	315.56	311.39	308.09	304.80	302.20	297.95	294.54	291.12
不燃残渣	t/年	16.07	18.44	14.62	20.67	36.17	145.95	171.77	84.93	90.64	103.32	89.46	88.65	87.73	87.06	85.91	85.00	84.10	83.38	82.21	81.27	80.33
搬出量	t/年	2,833.86	2,848.80	2,988.30	2,946.37	3,007.35	2,926.52	2,530.37	2,494.05	2,456.38	2,302.32	2,340.01	2,321.31	2,300.89	2,287.03	2,260.93	2,241.26	2,221.74	2,207.58	2,181.48	2,161.52	2,141.63
焼成処理量	t/年	-	-	-	-	-	-	-	813.70	795.05	673.01	736.18	730.30	723.87	719.51	711.30	705.11	698.97	694.52	686.31	680.03	673.77
熔融処理量	t/年	2,142.46	2,149.87	2,232.03	2,235.25	2,321.35	2,193.03	1,867.11	1,680.35	1,661.33	1,629.31	1,603.83	1,591.01	1,577.02	1,567.52	1,549.63	1,536.15	1,522.77	1,513.06	1,495.17	1,481.49	1,467.86
焼却残渣	t/年	691.40	698.93	756.27	711.12</																	

表 4-1 現状維持の場合の予測(2)

	単位	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
		日	365	366	365	365	365	366	365	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	366	365	365
露台厚生施設組合クリーンセンターみらい(選別設備)																						
搬入量	t/年	-	-	-	-	-	-	-	223.39	229.66	244.63	223.62	221.51	219.16	217.43	214.51	212.18	209.86	207.99	205.00	202.57	200.15
古紙類	t/年	-	-	-	-	-	-	-	58.69	54.26	59.81	55.48	54.98	54.43	54.03	53.35	52.81	52.27	51.84	51.14	50.58	50.02
古布	t/年	-	-	-	-	-	-	-	12.11	11.98	13.90	12.17	12.05	11.91	11.82	11.65	11.52	11.40	11.29	11.12	10.99	10.85
蛍光灯・電球	t/年	-	-	-	-	-	-	-	17.62	19.55	20.68	18.52	18.34	18.14	17.99	17.74	17.54	17.34	17.18	16.93	16.72	16.51
乾電池・水銀体温計	t/年	-	-	-	-	-	-	-	4.71	7.63	11.28	7.57	7.49	7.41	7.35	7.25	7.17	7.09	7.02	6.92	6.83	6.75
ペットボトル	t/年	-	-	-	-	-	-	-	130.26	136.24	138.96	129.88	128.65	127.27	126.24	124.52	123.14	121.76	120.66	118.89	117.45	116.02
搬出量	t/年	-	-	-	-	-	-	-	203.37	216.93	220.11	205.27	203.33	201.17	199.59	196.90	194.77	192.64	190.92	188.18	185.94	183.72
中間処理後資源化量	t/年	-	-	-	-	-	-	-	179.17	190.34	192.50	180.14	178.43	176.54	175.15	172.79	170.92	169.06	167.54	165.14	163.17	161.22
古紙類施設内選別(中間処理後量)	t/年	-	-	-	-	-	-	-	58.69	54.26	59.81	55.37	54.85	54.27	53.84	53.11	52.54	51.97	51.50	50.76	50.16	49.56
蛍光灯・電球・乾電池・水銀体温計	t/年	-	-	-	-	-	-	-	14.42	24.17	20.26	18.87	18.69	18.49	18.34	18.10	17.90	17.71	17.55	17.30	17.09	16.89
ペットボトル	t/年	-	-	-	-	-	-	-	106.05	111.91	112.42	105.90	104.89	103.78	102.97	101.58	100.48	99.39	98.49	97.08	95.92	94.78
直接資源化量	t/年	-	-	-	-	-	-	-	0.00	2.26	1.08	1.07	1.06	1.05	1.04	1.03	1.02	1.00	1.00	0.98	0.97	0.96
小型家電	t/年	-	-	-	-	-	-	-	0.00	2.26	1.08	1.07	1.06	1.05	1.04	1.03	1.02	1.00	1.00	0.98	0.97	0.96
可燃残渣	t/年	-	-	-	-	-	-	-	24.21	24.33	26.54	24.06	23.84	23.58	23.40	23.08	22.83	22.58	22.38	22.06	21.80	21.54
露台厚生施設組合クリーンセンターみらい(保管設備)																						
搬入量	t/年	-	-	-	-	-	-	-	1,627.41	1,712.67	1,734.99	1,639.08	1,626.36	1,612.50	1,603.26	1,585.47	1,572.20	1,559.06	1,549.71	1,532.00	1,518.61	1,505.28
びん	t/年	-	-	-	-	-	-	-	559.70	554.91	531.94	527.80	522.92	517.42	513.32	506.45	500.98	495.50	491.13	484.10	478.40	472.73
ガラス・陶磁器類	t/年	-	-	-	-	-	-	-	226.84	219.11	205.64	208.93	207.01	204.84	203.24	200.54	198.38	196.24	194.53	191.76	189.53	187.30
草木類	t/年	-	-	-	-	-	-	-	840.87	938.65	997.41	902.35	896.43	890.24	886.70	878.48	872.84	867.32	864.05	856.14	850.68	845.25
搬出量	t/年	-	-	-	-	-	-	-	1,511.36	1,593.19	1,577.02	1,511.99	1,500.26	1,487.47	1,478.95	1,462.54	1,450.30	1,438.18	1,429.55	1,413.22	1,400.86	1,388.57
びん	t/年	-	-	-	-	-	-	-	525.45	517.89	493.20	496.25	492.40	488.20	485.40	480.02	476.00	472.02	469.19	463.83	459.77	455.74
ガラス・陶磁器類	t/年	-	-	-	-	-	-	-	251.79	240.54	201.71	224.15	222.41	220.52	219.25	216.82	215.01	213.21	211.93	209.51	207.68	205.85
草木堆肥化	t/年	-	-	-	-	-	-	-	734.12	834.76	882.12	791.59	785.45	778.75	774.29	765.70	759.29	752.95	748.43	739.88	733.41	726.97
資源化施設等(集団資源回収除く)																						
搬入量	t/年	2,512.88	2,447.07	2,375.48	2,467.70	2,484.72	2,484.19	2,920.88	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
搬出量	t/年	2,361.23	2,271.87	2,207.43	2,442.06	2,360.92	3,095.67	3,694.68	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資源化量																						
直接資源化量	t/年	4,929.75	4,815.83	4,814.86	4,996.63	4,973.23	4,788.16	4,699.78	5,318.35	5,289.20	5,034.49	5,039.04	4,997.46	4,951.77	4,920.06	4,861.96	4,817.61	4,773.53	4,740.80	4,682.37	4,637.11	4,591.97
古紙類	t/年	889.57	870.40	865.68	1,058.60	1,040.96	1,000.40	1,294.67	1,528.53	1,571.08	1,534.70	1,492.50	1,480.06	1,466.34	1,456.73	1,439.31	1,425.95	1,412.66	1,402.73	1,385.17	1,371.52	1,357.88
古布	t/年	28.77	30.53	28.29	25.15	67.30	67.50	70.56	80.37	72.97	63.59	69.45	68.78	68.04	67.47	66.54	65.79	65.04	64.44	63.48	62.70	61.92
小型家電	t/年	44.14	41.29	46.38	50.22	41.46	30.20	53.77	0.00	2.26	1.08	1.07	1.06	1.05	1.04	1.03	1.02	1.00	1.00	0.98	0.97	0.96
処理後困難物(R2年まで八郷地区のみ)	t/年	-	-	2.52	3.86	4.73	2.96	5.73	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
粗大金属類(R2年まで八郷地区のみ)	t/年	-	-	89.81	96.35	95.74	100.98	159.82	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
陶磁器類	t/年	154.62	171.14	137.53	168.60	161.36	139.03	156.21	251.79	240.54	201.71	224.15	222.41	220.52	219.25	216.82	215.01	213.21	211.93	209.51	207.68	205.85
草木堆肥化	t/年	-	-	-	215.32	237.70	243.35	313.50	734.12	834.76	882.12	791.59	785.45	778.75	774.29	765.70	759.29	752.95	748.43	739.88	733.41	726.97
中間処理後資源化量	t/年	1,471.66	1,401.47	1,341.75	1,383.45	1,319.96	1,339.33	1,435.44	1,215.01	1,175.48	1,113.99	1,126.34	1,116.66	1,105.98	1,098.39	1,084.89	1,074.43	1,064.03	1,056.08	1,042.42	1,031.67	1,020.96
施設内選別(中間処理後量)	t/年	39.66	38.31	33.09	31.54	30.45	28.23	43.01	58.69	54.26	59.81	55.37	54.85	54.27	53.84	53.11	52.54	51.97	51.50	50.76	50.16	49.56
古布	t/年	6.57	5.98	5.07	3.90	4.05	4.73	9.43	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
古紙類(施設内選別)	t/年	33.09	32.33	28.02	27.64	26.41	23.50	33.58	58.69	54.26	59.81	55.37	54.85	54.27	53.84	53.11	52.54	51.97	51.50	50.76	50.16	49.56
金属類	t/年	661.81	617.39	602.44	626.75	617.04	636.52	705.04	510.40	465.00	427.21	449.95	445.83	441.24	437.84	432.08	427.51	422.94	419.35	413.45	408.73	403.99
蛍光管・電球・乾電池・水銀体温計	t/年	5.63	5.46	17.10	5.75	5.64	8.92	10.46	14.42	24.17	20.26	18.87	18.69	18.49	18.34	18.10	17.90	17.71	17.55	17.30	17.09	16.89
ペットボトル	t/年	113.11	103.31	101.06	100.43	103.35	97.67	118.24	106.05	111.91	112.42	105.90	104.89	103.78	102.97	101.58	100.48	99.39	98.49	97.08	95.92	94.78
びん	t/年	643.52	629.55	579.38	609.72	555.74	546.09	547.28	525.45	517.89	493.20	496.25	492.40	488.20	485.40	480.02	476.00	472.02	469.19	463.83	459.77	455.74
プラスチック製包装容器	t/年	7.93	7.46	8.67	9.26	7.74	9.44	11.41	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集団回収量	t/年	426.06	394.09	375.41	319.32	290.96	255.41	102.57	80.76	86.26	83.48	80.19	79.43	78.56	77.91	76.83	75.97	75.10	74.41	73.30	72.40	71.50
焼成処理量	t/年	-	-	-	-	-	-	-	813.70	795.05	673.01	736.18	730.30	723.87	719.51	711.30	705.11	698.97	694.52	686.31	680.03	673.77
溶融処理量	t/年	2,142.46	2,149.87	2,232.03	2,235.25	2,321.35	2,193.03	1,867.11	1,680.35	1,661.33	1,629.31	1,603.83	1,591.01	1,577.02	1,567.52	1,549.63	1,536.15	1,522.77	1,513.06	1,495.17	1,481.49	1,467.86
資源化量(溶融処理量、焼成処理量を含まない)	t/年	2,787.29	2,665.96	2,582.84	2,761.38	2,651.88	2,595.14	2,832.68	2,824.30	2,832.82	2,732.16	2,699.03	2,676.15	2,650.88	2,633.03	2,601.03	2,576.35	2,551.79	2,533.22	2,500.89	2,475.59	2,450.34
資源化率	%	18.5	18.1	18.1	19.1	19.1	18.2	17.7	21.0	21.3	20.7	21.0	21.0	21.0	21.0	20.9	20.9	20.9	20.9	20.9	20.9	20.9
資源化率(溶融処理量、焼成処理量を含まない)	%	10.5	10.0	9.7	10.5	10.2	9.8	10.7	11.2	11.4	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.1
1人1日あたりのごみ排出量	g/日・人	952	959	968	962	965	985	996	962	956	946	945	947	948	951	953	955	958	960	963	966	969
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	g/日・人	722	725	724	717	718	737	745	715	713	695	695	695	695	695	695	695	695	695	695	695	695
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量(集団資源回収、資源ごみを除く)	g/日・人	648	654	656	649	652	672	675	639	637	619	620	620	620	620	620	620	620	620	620	620	620
1人1日あたりの焼却処理量	g/日・人	851	862	876	864	869	895	897	850	842	833	833	835	836	838	840	843	845	847	850	853	855
1日当たりの事業系ごみ排出量	t/日	17.71	17.78	18.36	18.27	18.25	18.14	18.32	17.86	17.34	17.67	17.44	17.37	17.31	17.26	17.22	17.18	17.15	17.12	17.09	17.07	17.05
最終処分量	t/年	820.47	823.72	876.27	812.98	787.09	852.00	811.21	84.93	90.64	103.32	89.46	88.65	87.73	87.06	85.91	85.00	84.10	83.38	82.21	81	

表 4-2 施策を実施した場合の予測（目標達成）（1）

	単位	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
		日	365	366	365	365	365	366	365	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	366	365	365
人口	人	76,713	76,020	75,346	74,666	73,883	73,110	73,061	72,050	71,173	70,333	69,668	69,003	68,252	67,501	66,751	66,000	65,249	64,465	63,681	62,898	62,114
総排出量	t/年	26,666.75	26,680.17	26,622.00	26,212.80	26,032.83	26,352.92	26,561.14	25,309.86	24,846.77	24,354.32	24,136.79	23,742.62	23,327.14	22,960.99	22,507.92	22,103.95	21,703.81	21,341.38	20,899.66	20,503.82	20,111.76
家庭系ごみ	t/年	20,202.62	20,173.81	19,919.11	19,542.47	19,370.61	19,715.19	19,875.47	18,790.24	18,517.77	17,887.22	17,669.69	17,328.03	16,965.06	16,651.42	16,250.86	15,899.40	15,551.77	15,241.85	14,852.64	14,509.31	14,169.76
燃やすごみ	t/年	17,004.90	17,019.67	16,814.32	16,543.04	16,269.39	16,500.13	16,254.65	15,562.15	15,282.84	14,670.00	14,570.75	14,285.37	13,947.23	13,676.62	13,334.50	13,033.17	12,735.11	12,387.69	12,043.51	11,737.33	11,434.72
不燃ごみ・缶・金属	t/年	654.24	643.96	611.08	577.45	594.83	636.83	675.91	492.50	438.16	415.94	431.09	422.75	413.90	406.25	396.47	387.90	379.42	371.86	362.36	353.98	345.70
高分子ごみ	t/年	3.45	3.45	3.34	3.28	5.36	5.60	10.08	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資源ごみ	t/年	1,646.35	1,579.47	1,494.40	1,523.16	1,508.68	1,489.48	1,766.85	1,913.80	1,896.34	1,876.78	1,820.56	1,789.00	1,790.43	1,770.08	1,740.63	1,715.92	1,691.50	1,751.43	1,734.55	1,722.25	1,709.87
古紙類	t/年	688.35	626.22	578.73	523.44	458.11	439.82	568.44	516.28	466.74	439.53	455.40	450.24	444.54	440.12	433.44	428.04	422.73	418.39	412.02	406.82	401.72
古布	t/年	35.34	36.51	33.36	29.05	71.35	72.23	79.99	92.41	84.76	77.40	81.50	79.92	78.25	76.80	74.95	73.33	71.73	70.30	68.50	66.92	65.35
ペットボトル	t/年	125.80	118.94	121.03	120.49	120.32	120.17	130.01	127.54	133.39	136.55	127.25	124.78	122.17	119.91	117.03	114.50	111.99	109.76	106.96	104.49	102.04
びん	t/年	616.91	621.91	582.62	576.95	561.64	546.25	562.83	538.71	527.77	504.86	503.02	493.31	482.97	474.05	462.64	452.63	442.74	433.92	422.84	413.05	403.40
陶磁器類	t/年	135.83	129.35	119.87	118.88	130.54	126.28	151.51	213.86	206.75	194.88	197.04	193.23	189.18	185.68	181.22	177.30	173.42	169.96	165.62	161.79	158.01
電球・蛍光灯	t/年	6.91	8.62	10.81	8.67	7.71	8.16	8.86	17.62	19.51	20.68	18.51	18.15	17.77	17.44	17.02	16.65	16.29	15.96	15.56	15.20	14.84
乾電池・水銀体温計	t/年	-	-	-	-	-	-	-	4.63	7.63	11.28	7.54	7.39	7.24	7.10	6.93	6.78	6.63	6.50	6.33	6.19	6.04
草木類	t/年	0.00	0.00	0.00	94.95	108.99	124.50	196.02	402.75	449.79	491.60	430.30	421.98	413.14	405.50	395.75	387.19	378.72	371.18	361.70	353.34	345.07
プラスチック	t/年	37.21	37.92	47.97	50.73	50.02	52.06	69.19	-	-	-	-	-	35.17	43.48	51.65	59.50	67.25	155.46	175.02	194.45	213.40
粗大ごみ	t/年	467.62	533.17	620.57	576.22	701.40	827.75	1,065.41	741.03	814.17	841.02	767.10	752.27	736.51	722.90	705.51	690.25	675.16	661.70	644.81	629.90	615.16
可燃性粗大	t/年	-	-	-	-	-	-	-	416.38	434.72	482.53	426.93	418.68	409.90	402.34	392.65	384.16	375.76	368.27	358.87	350.58	342.37
不燃性粗大	t/年	-	-	-	-	-	-	-	272.15	329.29	319.93	294.96	289.26	283.20	277.96	271.28	265.41	259.61	254.43	247.94	242.20	236.54
粗大ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-	-	52.50	50.16	38.56	45.21	44.33	43.41	42.60	41.58	40.68	39.79	39.00	38.00	37.12	36.25
集団回収量	t/年	426.06	394.09	375.41	319.32	290.96	255.41	102.57	80.76	86.26	83.48	80.19	78.64	76.99	75.57	73.75	72.16	70.58	69.17	67.41	65.85	64.31
事業系ごみ	t/年	6,464.13	6,506.36	6,702.89	6,670.33	6,662.22	6,637.73	6,685.67	6,519.62	6,329.00	6,467.10	6,467.10	6,414.59	6,362.08	6,309.57	6,257.06	6,204.55	6,152.04	6,099.53	6,047.02	5,994.51	5,942.00
燃やすごみ	t/年	6,299.78	6,340.02	6,516.93	6,376.67	6,372.34	6,352.91	6,328.73	5,929.51	5,642.77	5,778.11	5,778.11	5,731.63	5,685.15	5,638.67	5,592.19	5,545.71	5,499.23	5,452.75	5,406.27	5,359.79	5,313.31
不燃ごみ・缶・金属	t/年	23.93	22.71	22.53	32.40	39.94	44.45	44.76	26.39	21.60	21.23	24.27	24.05	23.84	23.63	23.42	23.20	22.99	22.78	22.57	22.36	22.14
高分子ごみ	t/年	0.61	0.74	0.18	1.48	0.26	0.00	0.19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資源ごみ	t/年	66.43	65.88	56.37	175.58	178.99	158.06	149.37	479.62	539.51	552.60	551.00	546.19	541.36	536.54	531.71	526.90	522.07	517.25	512.42	507.60	502.78
古紙類	t/年	3.64	4.40	1.92	2.34	0.97	0.06	0.23	4.66	8.07	6.45	6.72	6.67	6.61	6.55	6.49	6.43	6.37	6.31	6.25	6.19	6.14
古布	t/年	-	-	-	-	-	-	-	0.07	0.19	0.09	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.11	0.11	0.11
ペットボトル	t/年	0.39	0.00	0.02	0.19	0.02	0.22	0.43	2.72	2.85	2.41	2.80	2.77	2.75	2.72	2.70	2.68	2.65	2.63	2.60	2.58	2.55
びん	t/年	50.70	46.18	43.80	39.50	35.53	25.93	23.07	20.99	27.14	27.08	26.37	26.14	25.91	25.67	25.44	25.21	24.98	24.75	24.52	24.29	24.06
陶磁器類	t/年	11.70	15.27	10.63	13.04	13.65	12.75	4.70	12.98	12.36	10.76	12.66	12.55	12.43	12.32	12.21	12.10	11.99	11.88	11.77	11.66	11.55
電球・蛍光灯	t/年	0.00	0.03	0.00	0.14	0.11	0.26	0.32	0.00	0.04	0.00	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
乾電池・水銀体温計	t/年	-	-	-	-	-	-	-	0.08	0.00	0.00	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
草木類	t/年	0.00	0.00	0.00	120.37	128.71	118.84	120.62	438.12	488.86	505.81	502.29	497.90	493.50	489.12	484.71	480.32	475.92	471.52	467.13	462.73	458.33
プラスチック	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
粗大ごみ	t/年	73.38	77.01	106.88	84.20	70.69	82.31	162.62	84.10	125.12	115.16	113.72	112.72	111.73	110.73	109.74	108.74	107.75	106.75	105.76	104.76	103.77
可燃性粗大	t/年	-	-	-	-	-	-	-	45.04	75.00	70.27	66.72	66.13	65.55	64.97	64.39	63.80	63.21	62.63	62.04	61.46	60.88
不燃性粗大	t/年	-	-	-	-	-	-	-	30.57	38.00	35.64	36.53	36.21	35.89	35.57	35.25	34.93	34.62	34.29	33.98	33.66	33.34
粗大ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-	-	8.49	12.12	9.25	10.47	10.38	10.29	10.19	10.10	10.01	9.92	9.83	9.74	9.64	9.55
焼却処理施設	t/年																					
搬入量	t/年	23,820.19	23,972.16	24,079.77	23,536.74	23,436.09	23,951.72	23,917.94	22,349.68	21,885.12	21,444.41	21,258.15	20,909.79	20,507.68	20,175.40	19,767.60	19,402.82	19,041.51	18,632.56	18,223.22	17,853.98	17,488.48
燃やすごみ	t/年	23,304.68	23,359.69	23,331.25	22,919.71	22,641.73	22,853.04	22,583.39	21,491.66	20,925.61	20,448.11	20,348.86	20,017.00	19,632.38	19,315.29	18,926.69	18,578.88	18,234.34	17,840.44	17,449.78	17,097.12	16,748.03
可燃性粗大ごみ	t/年	183.24	209.13	227.89	242.42	259.50	324.68	359.71	461.42	509.72	552.80	493.65	484.81	475.45	467.31	457.04	447.96	438.97	430.90	420.91	412.04	403.25
高分子ごみ	t/年	4.06	4.19	3.52	4.76	5.62	5.60	10.27	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
可燃残渣	t/年	312.15	380.71	502.49	349.18	493.08	622.45	792.80	311.68	359.14	340.18	325.76	319.76	313.40	307.88	300.89	294.71	288.62	283.16	276.35	270.32	264.35
不燃残渣	t/年	16.07	18.44	14.62	20.67	36.17	145.95	171.77	84.93	90.64	103.32	89.88	88.22	86.45	84.92	82.98	81.27	79.58	78.06	76.18	74.50	72.85
搬出量	t/年	2,833.86	2,848.80	2,988.30	2,946.37	3,007.35	2,926.52	2,530.37	2,494.05	2,456.38	2,302.32	2,347.47	2,309.00	2,264.60	2,227.91	2,182.87	2,142.59	2,102.69	2,057.54	2,012.33	1,971.56	1,931.20
焼成処理量	t/年	-	-	-	-	-	-	-	813.70	795.05	673.01	738.53	726.43	712.46	700.91	686.74	674.07	661.52	647.31	633.09	620.26	607.57
熔融処理量	t/年	2,142.46	2,149.87	2,232.03	2,235.25	2,321.35	2,193.03	1,867.11	1,680.35	1,661.33	1,629.31	1,608.94	1,582.57	1,552.14	1,527.00	1,496.13	1,468.52	1,441.17	1,410.23	1,379.24	1,351.30	1,323.63

表 4-2 施策を実施した場合の予測（目標達成）（2）

	単位	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
		日	365	366	365	365	365	366	365	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	366	365	365
霞台厚生施設組合クリーンセンターみらい(選別設備)																						
搬入量	t/年	-	-	-	-	-	-	-	223.39	229.66	244.63	224.19	220.35	216.27	212.75	208.21	204.25	200.34	196.88	192.46	188.61	184.79
古紙類	t/年	-	-	-	-	-	-	-	58.69	54.26	59.81	55.88	55.28	54.61	54.06	53.29	52.64	52.01	51.48	50.73	50.11	49.51
古布	t/年	-	-	-	-	-	-	-	12.11	11.98	13.90	12.17	11.94	11.69	11.48	11.20	10.96	10.73	10.51	10.24	10.00	9.77
蛍光灯・電球	t/年	-	-	-	-	-	-	-	17.62	19.55	20.68	18.52	18.16	17.78	17.45	17.03	16.66	16.30	15.97	15.57	15.21	14.85
乾電池・水銀体温計	t/年	-	-	-	-	-	-	-	4.71	7.63	11.28	7.57	7.42	7.27	7.13	6.96	6.81	6.66	6.53	6.36	6.22	6.07
ペットボトル	t/年	-	-	-	-	-	-	-	130.26	136.24	138.96	130.05	127.55	124.92	122.63	119.73	117.18	114.64	112.39	109.56	107.07	104.59
搬出量	t/年	-	-	-	-	-	-	-	203.37	216.93	220.11	205.79	202.27	198.52	195.29	191.12	187.49	183.90	180.72	176.66	173.13	169.62
中間処理後資源化量	t/年	-	-	-	-	-	-	-	179.17	190.34	192.50	180.60	177.51	174.21	171.38	167.71	164.53	161.38	158.59	155.03	151.93	148.86
古紙類施設内選別(中間処理後量)	t/年	-	-	-	-	-	-	-	58.69	54.26	59.81	55.52	54.57	53.55	52.68	51.55	50.58	49.61	48.75	47.66	46.70	45.76
蛍光灯・電球・乾電池・水銀体温計	t/年	-	-	-	-	-	-	-	14.42	24.17	20.26	18.92	18.59	18.25	17.95	17.57	17.23	16.90	16.61	16.24	15.91	15.59
ペットボトル	t/年	-	-	-	-	-	-	-	106.05	111.91	112.42	106.17	104.35	102.41	100.75	98.59	96.72	94.87	93.23	91.14	89.32	87.51
直接資源化量	t/年	-	-	-	-	-	-	-	0.00	2.26	1.08	1.07	1.05	1.04	1.02	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88
小型家電	t/年	-	-	-	-	-	-	-	0.00	2.26	1.08	1.07	1.05	1.04	1.02	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88
可燃残渣	t/年	-	-	-	-	-	-	-	24.21	24.33	26.54	24.12	23.71	23.27	22.89	22.41	21.98	21.56	21.19	20.71	20.30	19.88
霞台厚生施設組合クリーンセンターみらい(保管設備)																						
搬入量	t/年	-	-	-	-	-	-	-	1,627.41	1,712.67	1,734.99	1,671.68	1,645.11	1,652.30	1,635.82	1,613.62	1,594.25	1,575.02	1,638.67	1,628.60	1,621.31	1,613.82
びん	t/年	-	-	-	-	-	-	-	559.70	554.91	531.94	529.39	519.45	508.88	499.72	488.08	477.84	467.72	458.67	447.36	437.34	427.46
ガラス・陶磁器類	t/年	-	-	-	-	-	-	-	226.84	219.11	205.64	209.70	205.78	201.61	198.00	193.43	189.40	185.41	181.84	177.39	173.45	169.56
草木類	t/年	-	-	-	-	-	-	-	840.87	938.65	997.41	932.59	919.88	906.64	894.62	880.46	867.51	854.64	842.70	828.83	816.07	803.40
プラスチック	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35.17	43.48	51.65	59.50	67.25	155.46	175.02	194.45	213.40
搬出量	t/年	-	-	-	-	-	-	-	1,511.36	1,593.19	1,577.02	1,542.07	1,517.56	1,559.36	1,552.47	1,540.16	1,530.14	1,520.15	1,667.08	1,677.35	1,690.05	1,702.09
びん	t/年	-	-	-	-	-	-	-	525.45	517.89	493.20	506.12	498.08	500.25	495.26	488.54	482.68	476.85	496.13	493.08	490.87	488.60
ガラス・陶磁器類	t/年	-	-	-	-	-	-	-	251.79	240.54	201.71	228.61	224.98	225.96	223.71	220.67	218.02	215.39	224.10	222.72	221.72	220.70
草木堆肥化	t/年	-	-	-	-	-	-	-	734.12	834.76	882.12	807.34	794.50	797.98	790.02	779.30	769.94	760.66	791.39	786.53	783.01	779.39
プラスチック	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35.17	43.48	51.65	59.50	67.25	155.46	175.02	194.45	213.40
資源化施設等(集団資源回収除く)																						
搬入量	t/年	2,512.88	2,447.07	2,375.48	2,467.70	2,484.72	2,484.19	2,920.88	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
搬出量	t/年	2,361.23	2,271.87	2,207.43	2,442.06	2,360.92	3,095.67	3,694.68	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資源化量																						
直接資源化量	t/年	889.57	870.40	865.68	1,058.60	1,040.96	1,000.40	1,294.67	1,528.53	1,571.08	1,534.70	1,512.71	1,490.26	1,523.37	1,516.28	1,503.13	1,492.76	1,482.47	1,605.02	1,611.10	1,620.01	1,628.41
古紙類	t/年	662.03	627.44	561.14	499.11	432.67	416.38	535.09	462.25	420.55	386.20	406.24	401.63	396.54	392.61	386.64	381.83	377.09	373.22	367.54	362.90	358.35
古布	t/年	28.77	30.53	28.29	25.15	67.30	67.50	70.56	80.37	72.97	63.59	69.45	68.10	66.68	65.44	63.87	62.49	61.12	59.91	58.37	57.03	55.69
小型家電	t/年	44.14	41.29	46.38	50.22	41.46	30.20	53.77	0.00	2.26	1.08	1.07	1.05	1.04	1.02	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88
処理後困難物(R2年まで八郷地区のみ)	t/年	-	-	2.52	3.86	4.73	2.96	5.73	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
粗大金属類(R2年まで八郷地区のみ)	t/年	-	-	89.81	96.35	95.74	100.98	159.82	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
陶磁器類	t/年	154.62	171.14	137.53	168.60	161.36	139.03	156.21	251.79	240.54	201.71	228.61	224.98	225.96	223.71	220.67	218.02	215.39	224.10	222.72	221.72	220.70
草木堆肥化	t/年	-	-	-	215.32	237.70	243.35	313.50	734.12	834.76	882.12	807.34	794.50	797.98	790.02	779.30	769.94	760.66	791.39	786.53	783.01	779.39
プラスチック	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35.17	43.48	51.65	59.50	67.25	155.46	175.02	194.45	213.40
中間処理後資源化量	t/年	1,471.66	1,401.47	1,341.75	1,383.45	1,319.96	1,339.33	1,435.44	1,215.01	1,175.48	1,113.99	1,138.79	1,119.27	1,109.27	1,093.74	1,073.58	1,055.94	1,038.45	1,047.32	1,031.23	1,017.50	1,003.84
施設内選別(中間処理後量)	t/年	39.66	38.31	33.09	31.54	30.45	28.23	43.01	58.69	54.26	59.81	55.52	54.57	53.55	52.68	51.55	50.58	49.61	48.75	47.66	46.70	45.76
金属類	t/年	661.81	617.39	602.44	626.75	617.04	636.52	705.04	510.40	465.00	427.21	452.06	443.68	434.81	427.10	417.33	408.73	400.22	392.60	383.11	374.70	366.38
蛍光管・電球・乾電池・水銀体温計	t/年	5.63	5.46	17.10	5.75	5.64	8.92	10.46	14.42	24.17	20.26	18.92	18.59	18.25	17.95	17.57	17.23	16.90	16.61	16.24	15.91	15.59
ペットボトル	t/年	113.11	103.31	101.06	100.43	103.35	97.67	118.24	106.05	111.91	112.42	106.17	104.35	102.41	100.75	98.59	96.72	94.87	93.23	91.14	89.32	87.51
びん	t/年	643.52	629.55	579.38	609.72	555.74	546.09	547.28	525.45	517.89	493.20	506.12	498.08	500.25	495.26	488.54	482.68	476.85	496.13	493.08	490.87	488.60
プラスチック製包装容器	t/年	7.93	7.46	8.67	9.26	7.74	9.44	11.41	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集団回収量	t/年	426.06	394.09	375.41	319.32	290.96	255.41	102.57	80.76	86.26	83.48	80.19	78.64	76.99	75.57	73.75	72.16	70.58	69.17	67.41	65.85	64.31
焼成処理量	t/年	-	-	-	-	-	-	-	813.70	795.05	673.01	738.53	726.43	712.46	700.91	686.74	674.07	661.52	647.31	633.09	620.26	607.57
溶融処理量	t/年	2,142.46	2,149.87	2,232.03	2,235.25	2,321.35	2,193.03	1,867.11	1,680.35	1,661.33	1,629.31	1,608.94	1,582.57	1,552.14	1,527.00	1,496.13	1,468.52	1,441.17	1,410.23	1,379.24	1,351.30	1,323.63
資源化量(溶融処理量、焼成処理量を含まない)	t/年	2,787.29	2,665.96	2,582.84	2,761.38	2,651.88	2,595.14	2,832.68	2,824.30	2,832.82	2,732.16	2,731.69	2,688.17	2,709.63	2,685.59	2,650.46	2,620.86	2,591.50	2,721.51	2,709.74	2,703.36	2,696.56
資源化率	%	18.5	18.1	18.1	19.1	19.1	18.2	17.7	21.0	21.3	20.7	21.0	21.0	21.3	21.4	21.5	21.6	21.6	22.4	22.6	22.8	23.0
資源化率(溶融処理量、焼成処理量を含まない)	%	10.5	10.0	9.7	10.5	10.2	9.8	10.7	11.2	11.4	11.2	11.3	11.3	11.6	11.7	11.8	11.9	11.9	12.8	13.0	13.2	13.4
1人1日あたりのごみ排出量	g/日・人	952	959	968	962	965	985	996	962	956	946	949	943	936	929	924	918	911	905	899	893	887
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	g/日・人	722	725	724	717	718	737	745	715	713	695	695	688	681	674	667	660	653	646	639	632	625
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量(集団資源回収、資源ごみを除く)	g/日・人	648	654	656	649	652	672	675	639	637	619	620	614	606	599	593	586	579	569	561	554	547
1人1日あたりの焼却処理量	g/日・人	851	862	876	864	869	895	897	850	842	833	836	830	823	817	811	805	800	790	784	778	771
1日当たりの事業系ごみ排出量	t/日	17.71	17.78	18.36	18.27	18.25	18.14	18.32	17.86	17.34	17.67	17.72	17.57	17.43	17.24	17.14	17.00	16.85	16.67	16.57	16.42	16.28
最終処分量	t/年	820.47	823.72	876.27	812.98	787.09	852.00	811.21	84.93	90.64	103.3											

第5章 生活排水処理形態別等人口

本市では、茨城県の「生活排水ベストプラン」の第4回改定に併せて、汚水処理施設の早期概成に向けた「汚水処理施設アクションプラン」を令和5年3月に改定しました。本計画の生活排水処理形態別等人口の目標値は、過去9年（平成27～令和5年度）における実績及び「汚水処理施設アクションプラン」にて示されている人口を踏まえて設定します。

処理形態別人口の予測を表 5-1、し尿及び浄化槽汚泥排出量の予測を表 5-2に示します。

表 5-1 処理形態別人口の予測

区分\年度						目 標										
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
下水道(整備人口)	42,202	41,791	41,282	41,273	41,256	42,759	44,261	45,764	45,945	46,126	46,307	47,777	47,949	47,939	47,912	47,885
接続人口	36,033	35,981	35,669	35,717	35,896	37,286	38,684	40,089	40,294	40,545	40,796	42,139	42,339	42,426	42,450	42,474
接続率	85.4%	86.1%	86.4%	86.5%	87.0%	87.2%	87.4%	87.6%	87.7%	87.9%	88.1%	88.2%	88.3%	88.5%	88.6%	88.7%
未接続	6,169	5,810	5,613	5,556	5,360	5,473	5,577	5,675	5,651	5,581	5,511	5,638	5,610	5,513	5,462	5,411
内、合併処理浄化槽	3,934	3,706	3,516	3,245	3,161	3,227	3,289	3,347	3,333	3,291	3,250	3,325	3,308	3,251	3,221	3,191
内、単独処理浄化槽	1,620	1,525	1,518	1,736	1,642	1,677	1,708	1,738	1,731	1,710	1,688	1,727	1,719	1,689	1,673	1,658
内、し尿収集	615	579	579	575	557	569	580	590	587	580	573	586	583	573	568	562
農業集落排水処理施設(整備人口)	4,995	4,854	4,743	4,690	4,615	4,346	4,078	3,809	3,801	3,775	3,750	2,435	2,420	2,420	2,379	2,337
接続人口	3,553	3,565	3,542	3,497	3,437	3,237	3,037	2,837	2,831	2,811	2,793	1,813	1,802	1,802	1,772	1,740
接続率	71.1%	73.4%	74.7%	74.6%	74.5%	74.5%	74.5%	74.5%	74.5%	74.5%	74.5%	74.5%	74.5%	74.5%	74.5%	74.5%
未接続	1,442	1,289	1,201	1,193	1,178	1,109	1,041	972	970	964	957	622	618	618	607	597
内、合併処理浄化槽	211	203	186	273	263	248	232	217	217	215	214	139	138	138	136	133
内、単独処理浄化槽	595	565	505	493	488	459	432	403	401	400	396	258	256	256	251	248
内、し尿収集	636	521	510	427	427	402	377	352	352	349	347	225	224	224	220	216
生活排水処理人口	62,279	61,357	60,589	59,842	59,238	60,187	61,140	62,096	61,867	61,641	61,418	61,367	61,124	60,740	60,456	60,169
生活排水処理率	83.8%	83.7%	83.8%	83.7%	84.0%	84.9%	86.8%	88.8%	89.1%	89.4%	89.8%	90.3%	90.6%	90.7%	91.0%	91.2%
合併処理浄化槽	22,693	21,811	21,378	20,628	19,905	19,664	19,419	19,170	18,742	18,285	17,829	17,415	16,983	16,512	16,234	15,955
単独処理浄化槽	6,662	6,880	6,701	6,691	6,421	6,196	5,453	4,682	4,532	4,378	4,221	3,989	3,853	3,786	3,672	3,563
し尿収集	5,295	5,011	4,946	4,946	4,841	4,486	3,826	3,142	3,018	2,894	2,771	2,547	2,434	2,390	2,302	2,212
その他	50	45	45	45	40	40	33	25	24	23	21	20	19	18	17	16
合 計	74,286	73,293	72,281	71,524	70,540	70,909	70,452	69,945	69,441	68,936	68,431	67,923	67,430	66,934	66,447	65,960

表 5-2 し尿及び浄化槽汚泥排出量の予測

区分\年度	単位	実績					目 標										
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
年間排出量	kℓ/年	18,254	19,284	18,380	17,686	17,485	16,790	15,976	15,133	14,787	14,345	13,939	13,480	13,143	12,775	12,512	12,253
し尿	kℓ/年	1,740	1,825	1,823	1,751	1,806	1,602	1,369	1,124	1,080	1,033	989	909	871	854	821	792
浄化槽汚泥	kℓ/年	16,514	17,459	16,557	15,935	15,679	15,188	14,607	14,009	13,707	13,312	12,950	12,571	12,272	11,921	11,691	11,461
日平均排出量	kℓ/日	49.87	52.83	50.36	48.45	47.77	46.00	43.77	41.46	40.40	39.30	38.19	36.93	35.91	35.00	34.28	33.57
し尿	kℓ/日	4.75	5.00	4.99	4.80	4.93	4.39	3.75	3.08	2.95	2.83	2.71	2.49	2.38	2.34	2.25	2.17
浄化槽汚泥	kℓ/日	45.12	47.83	45.36	43.66	42.84	41.61	40.02	38.38	37.45	36.47	35.48	34.44	33.53	32.66	32.03	31.40
浄化槽汚泥混入率※	%	90.47	90.54	90.08	90.10	89.67	90.46	91.43	92.57	92.70	92.80	92.90	93.26	93.37	93.32	93.44	93.54
脱水汚泥搬出量	t/年	1,379	1,470	1,442	1,342	1,267	1,271	1,210	1,145	1,110	1,075	1,051	1,016	990	961	942	923
湖北環境衛生組合 脱水汚泥搬出量	t/年	2,549	2,668	2,565	2,436	2,227											
湖北環境衛生組合 し尿、浄化槽汚泥年間搬入量	t/年	33,742	34,987	32,691	32,076	30,745											
組合における市の年間搬入量の割合	t/年	0.54	0.55	0.56	0.55	0.57											
1人1日当たりし尿排出量	ℓ/人/日	0.90	1.00	1.01	0.97	1.02	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98
し尿収集人口	人	5,295	5,011	4,946	4,946	4,841	4,486	3,826	3,142	3,018	2,894	2,771	2,547	2,434	2,390	2,302	2,212
1人1日当たり浄化槽汚泥排出量	ℓ/人/日	1.54	1.67	1.62	1.60	1.63	1.61	1.61	1.61	1.61	1.61	1.61	1.61	1.61	1.61	1.61	1.61
浄化槽人口	人	29,355	28,691	28,079	27,319	26,326	25,860	24,872	23,852	23,274	22,663	22,050	21,404	20,836	20,298	19,906	19,518

第6章 石岡市廃棄物減量等推進審議会

本計画の策定にあたり石岡市廃棄物減量等推進審議会に諮問し、4回の審議会を経て答申いただきました。

石岡市一般廃棄物処理基本計画

令和7年3月

発行 石岡市

編集 生活環境部 生活環境課

〒315-8640 茨城県石岡市石岡一丁目1-1

TEL 0299-23-1111 (代表)

FAX 0299-23-2225